矯正図書館

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）
昭和七年二月二十八日印刷納本・昭和七年三月一日發行　第四十五卷第三號

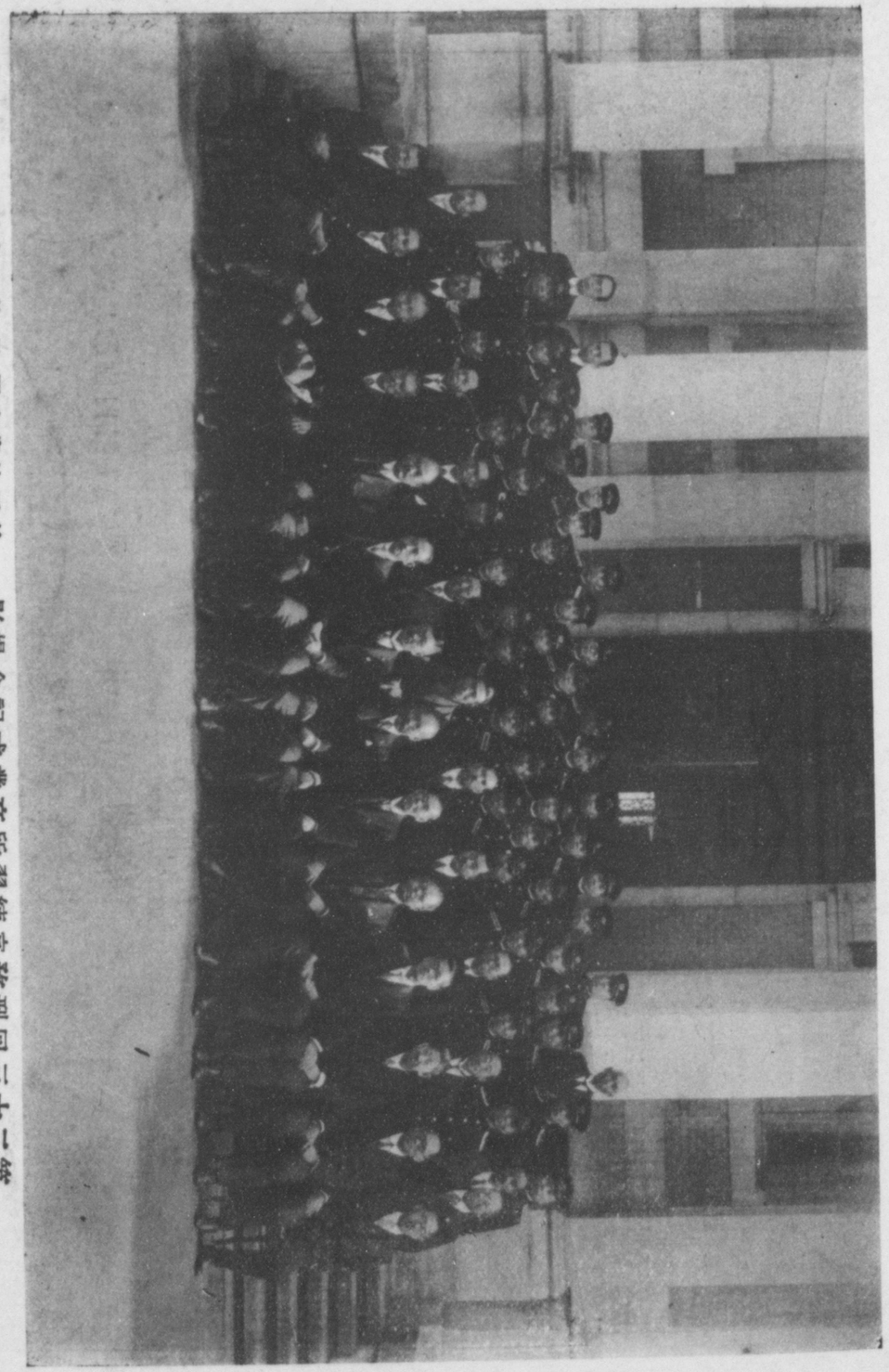
刑政

第四十五卷　三月號　第三號

行刑原則の宣言	正木亮	2
常習犯人に對する刑事政策的考察（上）	木村龜二	5
刑法と心神耗弱犯人（下）	武藤文雄	18
起訴猶豫處分を受けたる者の保護（上）	仁科正次	29
取締法規違反罪と起訴猶豫	坂本英雄	40
隨感隨筆（續）	印南於菟吉	43
意志の問題と其教化上の意義	ドクトル・ハインツ・フオーゲルザング	49
海外時報		60
第二十三回刑務官練習所卒業式		63
練習所見學記		81
海外異聞錄		92
常用外國語の手引（一）		94
刑政俳壇——雜報——敍任辭令——讀者の頁		

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



（昨十二月二）關支省法司於　影撮念記式業卒所習練官務刑回三十二第

岩波版

六法全書

附 文條照參及 引索項事

改版增補　昭和七年版

特價一圓八十錢

京都帝國大學教授法學博士 末川博 編著　內容見本進呈

獨特的創色　改版に改版完備につよてる愈せ

參照條文一目瞭然　各法條の正文と參照條文とは活字の大きさを違へることによつて見易くなり、また事項に從つて參照さるべき條文は類別された等面目が一新された。なほ參照條文は最近新法令に至るまで追加された。

事項索引整序　隨所に適宜加除變更を施し整然たる配列によつて一層檢索に便ならしめ愈々完全にされた。

內容益々豐富　廣く地方制、產業法規、無體財產法規、稅法等に亘り主要な法令を多數收めてゐることは常に本書の誇りであるが、今また內閣官制、會計檢査院法、抵當證券法、刑事補償法、司法警察職務規範、牧野法、勞働者災害扶助法、入營者職業保障法、地租法、其の他多くを追加することによつて內容は愈々豐富となり、研究者實際家にとつて必要なものは悉く網羅されるに至つた。收錄法令の數實に二百五十に及び、なほ民法、刑法の他に商法の改正要綱をも附錄として揭出した。又法令の所在を檢索する爲めの法令索引にも改訂を試み使用者の便をはかつた。

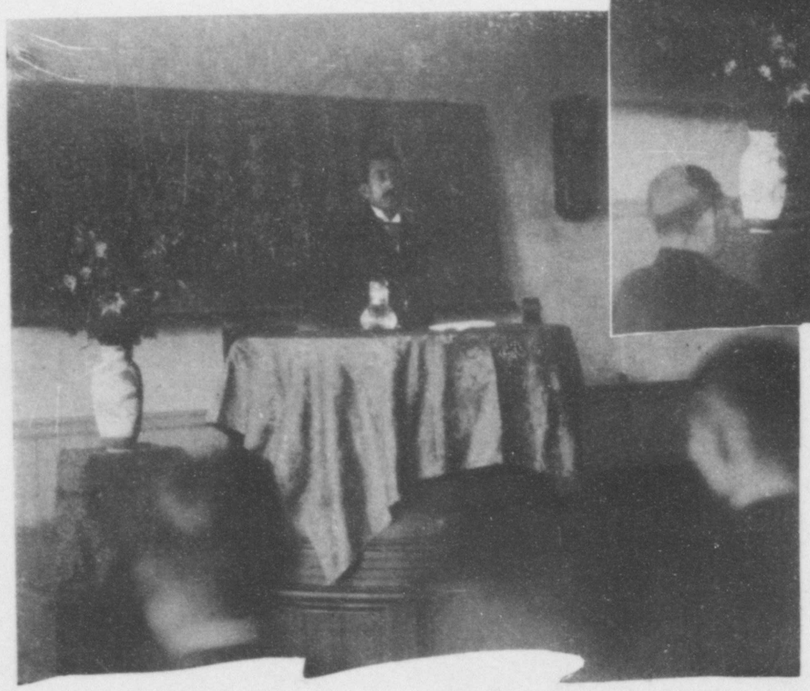
携帶用袖珍型一三三六頁　送料十六錢
特製總革裝　特價二円　定價二円三十錢

東京市神田區一ツ橋通町　岩波書店　振替東京二六二四〇　電話九段一八七一・一八八九・一八八〇

矯正図書館

第二十三回刑務官練習所卒業式



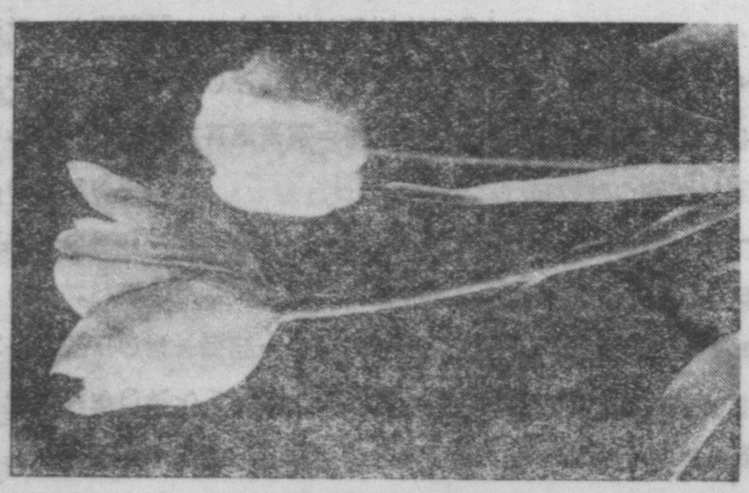


上圖　鹽野練習所長賞品授與

下圖　來賓講師總代小山檢事總長祝辭

刑政

第四十五卷　第三號



刑政第45巻第3号

矯正図書館

行刑原則の宣言

最近に於ける行刑上の大きな問題として扱つて置かねばならぬものは一九二八年英國政府が提案したところの受刑者處遇の基本原則と一九三〇年十月十四日米國ルイスヴイルに開かれたアメリカの行刑會議に於て議決されたところの行刑原則の宣言とである。

前者に付ては既に原文の飜譯紹介があり又部分的な批判さへあつたことだから玆に更に繰返す必要はない。ただ、後者即ち行刑原則の宣言に關し一言を費すことは進歩しつつあるわが行刑界へ一石を投ずることになるのだといふことを確信するものである。

抑も行刑上の基本原則として世界の行刑思潮の根幹を爲したものは從來に於ては一八七〇年のシンシナチの宣言であつた。その宣言以來感化主義の行刑が如何に世界に擴げられたかといふことに付ては今更繰返す必要はないものの、その效果の偉大なるに關聯して吾人は當時の先覺者たちに多大の敬意を拂ふものである。

さりながら、星霜は爾來移り流れて玆に五十餘年。その間シンシナチの宣言はむしろ他國に於てその實現を見る有樣であつた。アメリカに憧れてアメリカを研究する學徒の多くはアメリカの行刑狀態に付てはむしろ悲觀論をさへ唱へるに至つたのである。

アメリカには行刑の偉才が幾たりも生れた。ワインスがしかり、プロツクウエイしかり。オスボーン

亦しかりである。しかし、そのアメリカに於て民衆はむしろ他國よりも行刑に無關心であつた。時には群衆心理が刑罰の力と刑罰の公正とを侵奪することもある。アメリカでは行刑は專門家のおもちやの感があつた。

かやうな點に於て稍もすれば行刑技術にとらはれ而して之に墮して居たところのシンシナチの宣言は更に民衆の關心を誘ふが爲めに、根本的な行刑思想の覺醒に向つて改められねばならぬことになつたのである。一九三〇年十月十四日の宣言が實にそれなのである。

此の宣言は總てで三十七箇條よりなつて居るが特にわれわれはその宣言によつて自由刑の本質が犯人の處遇によつて社會を防衛することと犯人の處遇が犯人の自立獨行の精神を養ふことを目標とする以外の何物でもないといふことを明かにした點に深く共鳴するものである。

宣言第一條は刑罰が犯人の犯したる不正に對して科せられるところの害惡であることを認めたが、しかし、それは決して犯人を苦しめんが爲めの害惡ではなくて彼を改善せんが爲めの戒めに過ぎぬのである。さればこそ、その第二條に於ては行刑上の總ての事業に對する重點は犯人に應報的に害惡を加へるにあらずして之を改善するにあることを忘れてはならぬと高調して居るのである。

換言すれば刑務所は惡人を改造するきびしい學校でなければならぬといふことが宣言されたのである。學校であるが故に、敎師の任免には特に注意を拂はねばならぬし又敎師の學識は不斷に向上せしめて置かなければならぬがそれらの點に關しこの宣言は決して忘れるところがなかつた。

わたくしはわが行刑に於てもたとひ敎育刑の思想が普及しようとも今の役人では駄目だといふことを

屢々耳にする。何といふ侮辱であらう。しかし、諸君、その警告は今やこの宣言によつて世界的に放たれたのである。苟しくも、人の改造の衝にあたる吾人は看守に至るまで人の師表に立つべき義務を負擔するのである。吾人は自らを修め國家は官吏教養に對して最善の保障を與ふべきである。その曉に於て行刑の眞の意義があらはれるのであるが、その點を強調したこの宣言は將に吾人に對する木鐸ではなからうか。

不定期刑制度の普及に付てはこの宣言は將來に向つて不斷の努力を拂ふべきことを約した。捨られんとする宗教をとつて以て囚人の內的變化の第一の源泉だと明示した點に於て吾人教誨制度にある刺戟を與へたことはいなみ得ないのである。

しかし、近代の行刑はなんといつても囚人としての存在を沒却することは出來ない。さうして、それに目醒めたところに過去十年の行刑の進化を謳歌し得るのであるがこの宣言も亦それを第十四條に於て明記して居るのである。

之等の諸點によつて國民の行刑知識を誘ふ場合に於ては行刑は竟にわれも人も共に教育事業としての み意義のあることだといふことを意識するに至るのである。

一九二八年の英國政府の囚人處遇の基本原則は囚人の生活保障として意義があつたがこの宣言は自由刑の本質を定める上に於て極めて重要なる宣言として又世界の行刑の上に一大波紋をゑがき出すことであらう。

昭和七年二月十四日夜

正木亮

常習犯人に對する刑事政策的考察（上）

正木亀二

一　常習犯人の概念
二　フランスの對策（ルレガーション）

一

常習犯人若は慣習的犯人（Gewohnheitsverbrecher）の概念は、既にローマ人の間に存在し、中世を通して近世初期の諸立法の中に現はれ、第十九世紀の立法及び學說の中に段々と多く用ひられるに至つたものであるとせられて居る（一）。かく常習犯人の概念が段々多く用ひられるに至つたことは、又、この概念に對應するところの特殊な犯人の類型が段々とその存在を明らかにして來たものであることを推測せしめるものであつて、現代のいづれの國家においても、この特殊な犯人に對して何等かの對策を持たぬものはないといふ程になつて居る。然しながら、何を常習犯人と稱するかについては必ずしもその概念は甚だ明白なものではない。

（一）Ferri, La sociologie criminelle, 3e éd. 1914, p. 139 et suiv.

リストは、初め、慣習的犯人については正確なる定義は存在しないが、かかる犯人の存在するこ

とは事實であるとして次の如く述べた。曰く、『それは、今日一般的にプロレタリアートと總稱せられるところの社會的病的現象の鎖の一環、然り最も重要なる且つ最も危險なる一環を成すものである。乞丐、浮浪人、賣淫者、アルコール中毒者、騙り、高等淫賣、精神的及び肉體的變質者——これら總てが社會秩序に對する根本的反抗者の軍隊を形造つて居るのであつて、その參謀本部が慣習的犯人である』(二)と。このリストの言葉は、プロレタリアートの社會的存在の意義について根本的に誤れる思想の上に立つて居るものであるが、その半面において所謂慣習的犯人が、現代の資本主義社會の生産の擔ひ手であるところの無產勞働者階級の中から、從つて現代社會組織の必然的產物として、生み出されつつあるものであることを暗示するものとして、特に興味深いものである。その後、リストは慣習的犯人といふ言葉の代りに慢性的犯人 (Zustandsverbrecher) といふ言葉を用ひ、これを以つて、慣習的犯人といふ言葉よりも更に適切であると爲すに至つた(三)。この新しい言葉を彼が使用せんとしたのは、主として、掏摸、詐欺師、脅嚇記者、墮胎で糧を稼ぐ產婆等、所謂職業的犯人をもその中に含ましめんとしたからである。然しながら、現代では、アシャフェンブルグの如きは慣習的犯人と職業的犯人とを區別するに至つて居る(四)。その兩者の區別は、イギリスの『犯罪豫防法』施行法案について、內務大臣チャーチル氏が議會で說明した言葉を用ひるならば、『慣習的犯人とは、同胞を掠奪せんとするところの積極的意圖若しくは犯罪の爲めの犯罪人たることからではなくして、寧ろその環境、肉體的無能力、若は精神的缺陷から犯罪に陷つた者を謂ひ、職業的犯人とは、一定の目的を以て、精神的肉體的に健全で、有能

な、否、屢優れた技能を有する人間であつて、且つ熟慮の上、意識的に犯罪生活を選び、犯罪生活に必要な總ての技術を心得た上で犯罪を犯した者である』(五)。即ち、一方は消極的に、他方は積極的に、社會的危險性を有する犯人を指すのである。以下に於ては、この職業的な犯罪者に對立するものとしてではなく、廣くこれをも含めた意味での慣習的犯人即ち常習犯人と理解して置きたい。

(二) Liszt, Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge, 1. Bd., 1905, S. 167.
(三) Liszt, ibid. 2. Bd., 1905, S. 193 ff, vgl. Liszt-Schmidt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 25. Aufl. 1927, S. 12 ff.
(四) Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3. Aufl. 1923, S. 231 ff. 尙ほ、犯罪人の分類を論じたるものとしては、Parsons, Crime and the criminals, 1931, p. 48-66 參照。
(五) Cf. Ruggles-Brise, The English prison system, 1921, p. 52, Tarde, La criminalité professionnelle, Etudes de psychologie sosiale, 1896, p. 162 et suiv.

常習犯人は新しい犯罪の主體ではない。それは新しい犯人の類型である。從つて、それは既存の諸種の犯罪の類型の中にその姿を示しつつある。その犯罪類型の種類については、諸國の立法對策に從つてその範圍を異にして居る。然し、その中心は、原則として、財產犯罪であると謂ひ得るであらう。又、新しい犯人の類型としての常習犯人は一定の外部的、客觀的に把握し得る形式の下に現はれる。その形式は累犯である。リストの言葉で言ふならば、『慣習的犯人たる性質はその法律的表現を累犯統計の數の中に見出しつつある』(六)のである。勿論、累犯者と慣習的犯人とは別個である。然し、累犯者の中から慣習的犯人を認識するの外に方法は、差當り、存在しない。故に、諸國の立法は悉く累犯の枠の中に慣習的犯人を見出さねばならぬことせら

矯正図書館

れて居る。かくして、累犯率の傾向の確定は、慣習的犯人の現狀と重要性とを推知せしめるものであると謂ひ得るであらう。

(六) Liszt, Aufsätze, I. Bd. S. 167.

累犯の問題は既に論じつくされたかの感がある。然し、尙ほその増減の事實については爭はれて居る。ラビノウィッツは、『統計の上では、累犯者の百分率は唯だ上昇するのみであつて、その率は驚くべきもので、各國多少の差異はあれど、三五乃至四五%である。從つて、十人の有罪者中四人の累犯者があるわけである』(七)として居る。最近の國際統計(八)は右の主張を、大體、裏づけて居ると謂はれ得る。即ち——

國名	平均年度	有罪宣告を受けたる者百人に付既に處罰せられた者				註
		總數	一回	二回	三回 四回	五回以上
ベルギー	一九二四—二五	三九・七	一六・九	七・六	四・二	二・七
ドイツ	一九二四—二七	二六・四	—	—	—	—
イタリー	一九二一—二三	三六・七	一五・四	七・九	四・二	八・〇
カナダ(*)	一九二四—二五	一八・五	八・〇	—	—	—
オランダ	一九二二—二八	四二・六三	—	—	—	—
ノールウェー	一九二三—二六	三八・九五	—	—	—	—
オーストリア(*)	一九二四—二八	四七・二	—	—	—	—
スウェーデン	一九二一—二五	三五・七	一五・三	七・六	—	—
スイス	一九〇九—一一	三〇・〇	—	—	—	—
北米合衆國(*)	一九二三	四六・八	一八・一	一〇・二	八・二	九・八

(*)前科簿記載の犯數のみに依る。

(*)但、成年犯人のみに關す。

(*)三回乃至五回既に刑罰を受けた者。

(*)但、五%の犯數不明。

(七) Rabinowicz, La crise et l'avenir du droit pénal, 1929, p. 19.

(八) E.Hacker, Internationale Kriminalstatistik, Monatsschrift für Krimin. und Strafrechtsreform, 22. Jahrg. 1931, S. 278.

累犯率の増加については、各國ともに大體一致した傾向を示して居る。フランス(九)では、一八三〇年には五千人の累犯者であつたのが、一八五〇年には三萬五千人に、一八八〇年には七萬人に、一九〇五年には十萬人に増加して居る。ドイツ(一〇)では、人口十萬について、一八八二年には初犯者七三六人に對し累犯者二五九人であつたのが、一九〇〇年には各六七〇人對四九四人に、一九一一年には六四〇人對五四〇人になつて居る。更に、一九一二年の統計では、一八九四年より一九一二年までは、有罪宣告を受けた者で其の同一曆年中に再び有罪宣告を受けた者の數は平均三%であつた。この數字は累犯の回數の多き者程大であつて、一九〇七年乃至一九一一年には再犯者に在つては三・八%、三犯及び四犯者に在つては四・九%、五犯以上の者に在つては六・四%となつて居る。北米合衆國(一一)では一九一〇年には懲役監・禁錮監・感化監における累犯者數は三四、九七九人であつて、その中、再犯者二五、一八二人、三犯者五、九六〇人、四犯者二、〇八五人、五犯者八九二人、六犯者三九七人、七犯者二一六人、八犯者九七人、九犯者五七人、十犯以上の者九三人であつた。各州について見ると、例へばウィスコンシン州監獄では一九二〇年には累犯者の率は在監收容者の四五%、ミルウォーキーの感化監では五三・五%、ウェスト・ヴァージニアでは五一%、チョールデア州監獄では四二%を示して居る。その増減の傾向については、例へばマサチュセッツ州の全囚人について見ると、一九二一年には、その中五一・三%の累犯者を含んで居つたが翌一九二二年にはその率は五三・五%に上昇したとせられて居る。イギリスは、歐洲大戰中は勞働

市場の好景氣で犯罪現象のいづれについても甚だ善良な影響の下に置かれたが、一九一一年頃にはロンドンの重罪の十分の九は累犯者に依つて實行せられ、若しこれ等の累犯者を除去し得れば重罪數を三分の二減少せしめ得ることとなるとせられた(一二)。

(九) Rozengart, Le crime comme produit social et économique, 1929, p. 94.

(一〇) Hippel, Deutsches Strafrecht, I. Bd., 1925, S. 566 ff.

(一一) Gillin, Criminology and penology, 1929, p. 40 et seq.

(一二) Gillin, ibid, p. 41; Hopkins, Criminals and the law, Journal of criminal law and criminology, Vol. II, 1911, p. 69.

我が國においては、行刑統計の示すところに依ると、新受刑者入監度數につき初入と再入以上との割合は、百人につき、大正九年より昭和四年に至る十年間の平均數は五一對四九で再入以上の者の割合が漸增して居る。又、男子につき、年末在監受刑者の初犯と累犯との百分比は右の期間につき平均三九・九對六〇・一であつて累犯者の率が漸增して居る。更に、第一審刑法犯有罪被告人男子の事實上の犯數百分比は大正十四年には初犯者六九・〇に對して前科者三一・〇の割合であつたが、漸增して、昭和四年には六六・三對三三・七となり、又、第一審刑法犯に付有期懲役に處せられた法律上の犯數百分比は、男子につき、大正十四年には累犯加重なき者六七・三に對し累犯加重せられたる者三二・七であつたのが昭和四年には六一・二對三八・八となつて居る(一三)。

(一三) 第五十五刑事統計年報(要旨)第三五頁參照。

累犯に關し右に揭げられた數字は、各國の累犯の法定條件の相違、人口增加の割合との比較の缺如等に依り、決して正確なりと稱することは出來ぬものである。然し、大體において、累犯現象

の增加の傾向は之に依つて推知せしめ得るに足るであらう。かくして、又、累犯統計の數字に依つて表現せられるところの常習犯人の事實も亦重要なる地位を有するものであることが論定せられ得ることとなる。

常習犯人に對する我が國の態度は、既に法律的には『盜犯等防止及處分に關する法律』(昭和五年法律第九號)において表示せられて居り、又、立法的には、臨時法制審議會の刑法改正の綱領第一七に、『常習犯に就ては特に刑を加重すべき規定を設くること』を決議し、これに基いて、刑法改正豫備草案では相對的不定期刑(第六六條、尙、第五三條參照)と保安處分としての豫防拘禁(第九八條第四號、第一一〇—一一三條)との二元主義の立場から規定を設けて居つたが、昭和六年案(改正調査委員會決議)では相對的不定期刑(第九一—九五條、尙、第六四條參照)の一元主義の上に立つことゝなつて居る。そこで、これらの規定の中に現はれて居るところの思想的、實際的意味を吟味檢討することは重要且つ必要なることゝ謂はれねばならぬ。既に、歐米諸外國では、或る國では、立法的に常習犯人の對策を解決し、多年の經驗を重ねつつある(一四)。又、他の國では刑法草案の中にその對策を明示しつつある。私は、以下においてこれら諸外國の經驗及び對策の中から批判の規準を抽出することを試みたく思ふ。

(一四) 小野教授は、盜犯等防止に關する法律制定に際して、『立法上「常習犯」の概念を標準として刑の加重其の他特殊の取扱を爲すことは、未だ一般に認められざるところである』(『刑の執行猶豫と有罪判決の宣告猶豫及び其の他』第二二五—六頁)とせられたが、イギリスの『常習犯人法』(Habitual Criminals Act, 32 and 33 Vict. c. 99)の制定せられたのは半世紀以上以前の一八六九年であつたのである。

二

先づ第一に考察して見たく思ふのは、常習犯人に對する對策としてフランスが採用したところの『ルレガーション』(relégation)の制度である。この制度は、一八八五年に制定せられたところの『累犯者に關する法律』(Loi du 27 mai 1885 sur les récidivistes)の中に表明せられたものであつて、學者(一)はこれを以つて實證學派が主張するところの純功利的方法に對する『敬意』を表した制度であると謂つて居る。

(一) H. Donnedieu de Vabres, La justice pénal d'aujourd'hui, 1929, P. 83; Garçon, Le droit pénal, 1922 p. 115.

ルレガーションが實證主義の思想を表示するものであるとの主張は、それが一種の植民刑(peine coloniale)であつて、植民地流刑(transportation)と同一思想を原理として居ることから、既に、疑はれねばならぬ。フランスの植民地流刑は現代では專ら南アメリカ洲の佛領ギユイヤンヌにおいて行はれ、ルレガーションも亦同じくギユイヤンヌを原則として、更に大洋洲のヌーヴェル・カレドニーにおいて、執行せられて居る。その刑罰の內容は、ともに、植民地開拓の公企業であるが(二)。しかも、又、實に植民地流刑は、ルレガーション以前に存在したところの危險犯人の對策でもあつたのである。

(二) Vidal-Magnol, Cours de droit criminel, 7e éd, 1928, p. 5:6 et suiv., 606; Donnedieu de Vabres, ibid. p. oh. cit. Garraud, Précis de droit criminel, 14e éd. 1926, p. 343 et suiv.. Mossé, Les prisons, 1929, p. 419 et s.

植民地流刑が實質的に確立せられたのは一八五四年の『强制勞働執行に關する法律』(Loi

du 30 mai 1854 sur l'exécution de la peines des travaux forcés)に依つてであつて、この法律の目的が累犯者を眼中に置いて居つたことは、立法委員デュ・ミラル(du Miral)が議會で爲した說明の中の次の言葉に依つても理解せられる。曰く『現存の刑罰は無力と化した。それは最早や威嚇的性質を失つた。……故に、之を他によつて代へることは緊急なることである。然り、特に被釋放者との接觸から社會を防衞することは一層緊急を要する。この被釋放者との不潔な、傳染的な接觸は大なる危險性を持つて居る。そのことは犯罪が如何なる割合で累犯者に因つて行はれるかを見れば明白である』(三)と。勿論、植民地流刑は徹底的に完全なる排害を目的とする處分ではなかつた。植民地の新天地に置かれることに因つて、犯人は、その犯罪地から離れて、新しい人間として更生するであらう、犯人は、『本國においてこそ危險であれ、植民地では有用なる人間となるのである』といふ思想が、その背後に動いて居つたことも事實である。然し、現代では、これらの總ての希望は裏切られて、植民地流刑は經濟的にも、教育的にも又威嚇の上からも失敗であるとせられて居る(四)。かかる植民刑の要素を植民地流刑と共通にしたところのルレガーションが、刑の性質の上から見て、既に大なる期待を與へるものでないことは豫め斷言せられ得るものと謂ひ得よう。

(三) A. Brésillion, De la transportation, 1900, p. 120 et suiv.; cp. Lombroso, Le crime, causes et remèdes, 1907, p. 419 et suiv.

(四) Donnedieu de Vabres, ibid. p. 155.

然しながら、ルレガーションは、他の要素において、即ちそれが排害刑(peine de débarras)である

點において、實證主義の極端なる主張者の思想内容と一致して居る點もないではない。その點から、尚ほ、その效果乃至價値が檢討して置かれねばならぬであらう。

先づ、ルレガーションの適用を受ける犯人の範圍は、四種に分けられて居る(第四條)。第一は、有期强制勞働又は懲役に二回處せられた者である。第二は、有期强制勞働又は懲役に一回處せられ、二回重罪に因り禁錮、又は、竊盜、詐欺、背任、贓物罪、猥褻罪、未成年に對する淫行誘惑、淫行誘導、賣淫幇助、刑法第二七七條及第二七九條の浮浪若は乞丐に因り三箇月以上の禁錮に處せられた者。第三は、四回重罪に因る禁錮又は第二の特定犯罪に因り三箇月以上の禁錮に處せられた者。第四は、第一より第三に至る種類の有罪宣告を二回以上、其の他單純浮浪等の犯罪に因り五回若くは四回、合計七回の有罪宣告を受けた者とせられて居る。これらの者が危險なる常習犯人とせられて居るわけである。累犯の期間は十年であつて、これには服役の期間は計算せられず、又、それは刑の順序には關しない。政治犯又はその結合犯に因る有罪宣告は、如何なる場合においても、考慮の外に置かれる(第三條)。レルガーションは附加刑として主刑と同時に宣告せられ、且つ主刑の執行を終りたる後に執行せられる(第一〇條)。主刑の執行を終りたる時に六十歳以上の者、若くは二十一歳未滿の男女に對してはルレガーションの適用はない(第六條)。ルレガーションに處せられたる者は、服役六年を經過した時には、善行、植民事業の成績、生活を理由として、これより開放せられることを請求するを得る(第一六條)。尚ほ、ルレガーションは無期刑で法定刑である(第一條第四條第一〇條)。これが、大體、フランスにおいて常習犯人に對して採られつつある

ところの刑事政策である。

然らば、ルレガーションの、犯罪に對する鬪爭手段としての價値は如何といふに、一八八五年の法律が實施せられて以來一九一〇年十二月三十一日に至るまでにルレガーションに依り海外へ輸送せられた者の數は一三、七四三名であつた。其の外に、同時に强制勞働に處せられた者が二、一六二名、ルレガーションの言渡を受け特赦せられた者が八〇三名、條件付釋放と同時に執行を猶豫せられた者が一三七名、疾病に因り決定的に執行停止を受けた者が九三五名、書類の確定後輸送に至るまでの間に死亡した者が六三五名、フランス國内の收容所で刑の執行中の者が四六一名、其の他の監獄で刑の執行中の者、數個のルレガーションの宣告を受けた者、刑の宣告の後書類確定に至る間に死亡した者が一、六四四名あつた。即ち、ルレガーションの宣告を受けた者の總數は一九一〇年十二月三十一日には二一、〇二〇名(二〇、五二〇?)であつたとせられて居る(五)。ドンヌデュウ・ドゥ・ヴァーブルの謂ふところに依ると、このルレガーションに因る犯人の驅除は、一八九〇年から一九〇〇年の間、フランスにおける犯罪現象の上昇線を停止せしめるには役立つたとせられて居る(六)。

(五) Vidal-Magnol, ibid. p. 437, note 1.

(六) Donnedieu de Vabres, ibid. p. 85-6. 但し、ヴィダール・マニョールは、ルレガーションの實施に因つては一般犯罪は減少せしめられなかつたとして居る(Vidal-Magnol, ibid.)。

ルレガーションは法定刑で裁判官を拘束するものである。然し、裁判官は、酌量減輕の方法に依つて、法定要件以下の三箇月未滿の禁錮を言渡すことに因つて、ルレガーションの適用を回避

するといふ態度を採りつつある。それで、フランス本國の裁判所の宣告數は漸減の傾向を辿り、一九〇八年には、その數は、四九〇件であつたのが、一九〇九年には四一四件、一九一〇年には四四三件、一九一三年には三一七件となつたとせられて居る(七)。『ルレガーションに依る威嚇は、裁判所をして酌量減輕の廣汎なる適用を爲さしめ、短期刑を增加せしめ、鎭壓の效果を失はしめることに因り鎭壓を危機に瀕せしめつつある。かくて、法律の苛酷は、それが過度に過ぎ、適當なる分別なくして適用せしめられる時は、結局、法律そのものの目的の反對の方向に結果が向ふものである』(八)と學者は謂つに居る。勿論、ルレガーションが應報主義者から、分配的正義に反するとの理由でも、反對を受けつつあることは特に記すまでもなからう。

(七) Vidal-Magnol, ibid.

(八) Donnedieu de Vabres, ibid., p. 86.

ルレガーションの制度は、それが既に植民刑として行はれて居る點において、我が國の刑事制度の一般的事情から見て何等の參考になるものでないことは明らかである。又、その內容たる勞働が、熱帶の不健全なる土地において、しかも、何等の敎育的價値を持たしめられることなく組織せられて居る點についても、我々敎育刑の立場からは、排斥せられるべきものである。又、その刑は無期である。その苛酷は、反つて裁判官の反感を買ひつつある。この點は、單純なる嚴罰主義を以つて常習犯人に對することは、刑そのもの又は犯人そのものに因つてではなく、その適用者に依つて、刑の效果が失はしめられるるものであることを反省せしめるものである。謂はんや、刑の加重、無期刑に因つて排害の實を擧げ得るものでは決してない。我が盜犯等防止の法律

はこの點からもその價値が批判せられるべき餘地があらう。唯だ一つ、特に明らかにして置かれねばならぬことは、ルレガーションが、法律上、政治犯に對して適用せられないといふことである。これは、政治犯乃至確信犯が、形式的に累犯、慣習的犯罪に類似したる現象形態を採るにもかかはらず、その實質において、社會的には對角線的地位に在ることを明らかにし(九)、兩者の區別を明確にした點において、消極的規定ではあるが、注目に値するものである。

(九) Wolf, Verbrechen aus Ueberzeugung, 1927, S. 22-3. 尙ほ、拙稿『確信犯人の問題』(志林第三一卷第一・二・三號、特に第一九七頁以下)參照。

刑法と心神耗弱犯人（下）

武藤文雄

一 心神耗弱犯人と現代の刑法
二 心神耗弱犯人の意義
三 心神耗弱者と犯罪との關係
四 心神耗弱犯人の犯罪の特質および刑罰との關係（以上前號）
五 心神耗弱者の處遇方法
六 心神耗弱者と世界の新刑法
七 心神耗弱者と社會的一任論

五

われわれは、心神耗弱者が犯罪、しかも危險な犯罪に對して大いなる潜勢力を持つものであることを知り、更に、その犯罪の性質が特異性を有し、一般犯罪人に對する刑罰を減輕してこれに加へることに依つては、社會にもその個人にも、何等の利益をもたらすものではないことを明かにし得た。それで問題は、かやうな者に對しては如何なる處置を採るべきかといふことである(*)。

(*) 限定責任能力なる觀念は、行刑の變更の條件の下においてのみ法律上認められるのである（Aschaffenburg, p. p. 0. p. 350-1）。

もちろん、一面においては、心神耗弱犯罪人を發生する社會組織を改良すべきことが必要であらう。そしてこのことは一般犯罪の發生原因を社會組織に求める學者に依つて特に強調されるところである。心神耗弱者は、先にも述べたやうに、好い境遇の下においては犯罪人となることが少ないものであることを考へ合せれば、尚更、社會的原因の重要性を知り得る。この意味において心神耗弱犯罪人の發生原因につき、特に社會組織、なかんづく經濟狀態が注目されなければならないのである。

やはりエリックスンの示す統計について見よう。

	貧窮（手から口への狀態）	かなり良好
通常智能力者	八六・三九%	〇・二三%
低度智能力者	八六・二四	一三・三八%
高度心神耗弱者	八八・二三	一三・四六
低度心神耗弱者	九〇・二九	一一・七七
		九・七一

一般人における貧窮が五〇パーセント以下と言はれてゐるのに比べて、犯罪人については八六パーセント以上となつてゐるのである(*)。わたくしは未だ犯罪原因について社會的原因一元論を立證することはできない。しかし、それが重大な、そして最も重大な要素であることは認められるのである。經濟的原因は人の道德的感情を減少せしめ、教育修養の機會を奪ふことを考へたい。社會環境のみを原因と考へることは、社會に『貧乏だが正直だ』と言はれる人がなくなることになるとされてゐるが(**)、わたくしは、何故にかやうな言葉が起つたかを考へなければならないのである。

(*) Erickson, ibid., pp. 614-5.
(**) Horace Wyndham, Criminology, p. 8.

わたくしは、右の統計において、心神耗弱犯罪人における貧窮者が他よりも多いことを特に強調はしない。しかし、少くとも心神耗弱者に對しては、第一にその經濟生活を全からしめることが一般犯罪人と同樣、或ひはそれ以上に重要なものであることを考へたい。第二の方法としては、心神耗弱者が犯罪人とならないために、相當の保護、訓練、監視を必要とするわけである。しかし、それは、法律に依るよりは、むしろ醫學その他の力を借りることに依つて始めて可能なのである。その方法としては四を數へることができる。その一は、かやうな者に幼少から學校において特別教育と職業訓練とを施し、できる限り社會生活に適合せしめ、社會的無能に陷ることを豫防するのである。その二は、更に困難な場合に對し、收容所植民地において教育し、そこにおいて養成される社會應化力をして心神耗弱に勝たしめるのである。その三は、組織的な社會的監督で、これに依り指導看視するのである。そして、その四は、社會に適合できない者の隔離である(*)。

(*) Richmond, ibid, p. 550.

以上は、犯罪に對する潛勢力の强い——フェリの言葉に依れば『社會的危險』を有する——心神耗弱者に對する犯罪豫防の手段であつた。それは社會政策である。われわれは社會政策が實效あることを望む。『よい社會政策は同時に最も良い刑事政策であるからである』(*)。しかし、不幸にして、すでに犯罪を犯すことに依り惡性の徵表を示した者に對しては如何にすべきであらうか。これが、われわれの取扱ふ問題は社會政策の延長に外ならない。かくて、われわれは、理論としては責任論、實際問題としては處遇問題、この二つについて、心神耗弱犯罪人を中心にして考察を新たにしなければならないことになつた。責任論は後に讓り、ここには專ら處遇の問題を取扱ひたい。

(*) Gustav Radbruch, Kulturlehre des Sozialismus, 2. Aufl. 1927, S. 50. この言葉は本來リストの言つたところである。

いま述べたやうに、刑事處分は、社會政策が不成功に終つた場合、その殘滓に對して行はれるものである。從來の心神耗弱者に對する刑罰が、刑罰そのものとして效果がないのみならず、それが減輕されることはますますその效果を薄からしめてゐたのであつた。その第一の缺點に對して刑罰に代つて訓育的矯正的治療的方法が考へられ、その第二の缺點に對して不定期隔離といふことが考へられた。かやうな思想の下に起つたものが保安處分なのである。わたくしは保安處分の內容の技術的な詳細はここに述べない(*)。ただ、思想的發展において、少年犯罪人問題が刑罰の教育的效果の高調のパイオニーアとなつたやうに、心神耗弱犯罪人問題が保安處分の方面から主張されたことを興味深く思ふのである。二つの主張は結局同一のことを二つの方面から强調したものに外ならない。その基礎は、すなはち教育刑論なのである。

(*) 特に注意すべきものとしては、牧野博士『刑事學の新思潮と新刑法』第二三一頁以下。ミネソタにおける心神耗弱者の施設については、William Hodson, What Minnesota has done and should do for the Feeble-Minded, Journal of Criminal Law and Criminology, Vol. 10 (1919-20), p. 208 et seq.

惟ふに教育刑論は現在の刑罰理論及び制度にあきたらなく思ひ、常にその改良を主張してゐる。しかも傳統的思想と誤解とに禍されて、あまりにも當然なその論旨が尙一般に容れられるところとなつてゐない。保安處分はかやうな事情の下に、例外的方法として發達して來るに至つた。この例外的なものとしての保安處分の中に教育刑論者の主張する觀念が表示せられつつあるのである。保安處分は例外的に各國の刑法典および草案において認められて來てゐる。そして、例外としての保安處分が、例外的な特殊犯罪人に對して認められてゐたものが、すでにある刑法においては一般の犯罪人に對しても擴張されつつあるのである。各國において、保安處分制は、從來の刑罰觀念、責任觀念に妨げられつつ、巧にそれと妥協しながら、着々堅實にその歩みを進めて、いよいよ强固な地位を占めつつあるので

刑政第45巻第3号
矯正図書館

ある。わたくしは、ここに、牧野博士が指示されるやうに、例外から原則への發展の過程を面白く思ふのである。いま、最近の各國の刑法典及び草案が心神耗弱者の處遇につき、如何なることを規定してゐるかを一瞥したいと思ふのである。

六

牧野博士は謂はれた、『いふまでもなく、最近の諸國の刑法草案では、保安處分に關して規定を設けてゐないものがない。惟ふに、保安處分といふことは、二十世紀、少くともその初頭における世界の刑法の特色を爲すものであらう。丁度、十九世紀の刑法が罪刑法定主義を特色としたやうに』と(*)。

(*) 牧野博士『刑法における重點の變遷』第二六五頁。

先づイタリアについて考へよう(*)。イタリアにおいては、一九二一年のフェリ案においてすでにこの點に關し規定せられるところがあつた。このフェリ案は『責任と刑罰とのない刑法典』(**)として有名である。すなはち、社會的責任と惡性とを基本とした刑法においては、心神耗弱犯罪人も一般犯罪人も共に同じ重要さをもつて刑法の領域に入ることとなるのである。そしてそこには刑罰と保安處分との差異が滅失されたのであつた(***)。しかし、一九二七年のロッコー案及びそれに依つて成立した一九三〇年の刑法典は歸責の觀念を復活した點において反動的退歩的とのそしりを免れない。すなはち、新刑法第二一九條においては、心神耗弱者に對して道義的責任の原則に依つてその刑を減輕し、保安處分に付することにした。ここに無用なためらひがあると共に、實は、責任といふ觀念は無意義になつてゐるのである。尙、第二二二條第一項では刑を先づ執行すべきものとした(****)。

(*) 牧野博士『刑法における法治國思想の展開』第三五〇頁以下。

(**) Adolf Lenz, Ein Strafgesetzbuch ohne Schuld und Strafe, 1922.

(***) 牧野博士、前揭第三六四頁乃至第三六五頁。

(****) 牧野博士『イタリヤの新刑法典』志林第三三卷第二號第二二頁、第二五頁參照。

イタリアの一九二一年案から大いなる示唆を受けつつ成立したのが一九二六年のロシア刑法である。それにおいては裁判的改善的保護處分の外に、醫學的及び醫學的教育的保護處分が認められ、精神缺陷者には醫學的方法が採られることになつた(*)。しかし、尙、この醫學的方法を第一の方法の例外とするところに、古い限定責任能力の觀念が遺つてゐるとも言ひ得るのではなからうか(**)。

(*) 牧野博士『刑法における法治國思想の展開』第二七五頁參照。

(**) Wilhelm Gallas, Kriminalpolitik und Strafrechtssystematik, 1931, p. 55.

心神耗弱者に對するかやうな教育刑論の適用は、一派の人人が說くやうに、獨占經濟政治形態においてのみ見られるものとはわたくしは考へない。ファシスト化に依つてイタリアは、心神耗弱に關し、一九二一年案から一九二七年案及び一九三〇年の新刑法へ、却つて教育刑思想は退歩したものであることを考へなければならない。かくて、心神耗弱者に對する教育刑的制度は、他の獨裁政治に至らない國家においてもすでに計畫されてゐるところである。

ドイツについて考へよう。ドイツにおいては、先に述べたやうに、各草案は限定責任能力なる觀念を認めると同時に保安處分を認めることになつた。一九一九年案においては、第八八條において、限定責任能力者につき裁判所は公の保安上必要と認められるときは公の治療所又は看護所における保護を命ずるものとしたが、尙且第八九條第二項において、この保安處分と自由刑とが共に科せられたときは先づ刑罰を執行し、保安處分が刑罰の執行に依り無用となつたときには治療所看護所には收容しないものとしたのであつた。これを修正したのが一九二五年案である。第三四條において、限定責任能力者に保安處分を規定し、第四七條において、自由刑と保安處分とについては自由刑を先

に執行するが、『しかし、裁判所は刑の執行を暫時停止し、先づ收容が先に行はれることを命じ得る』ものとした。そしてその第三項において、『刑の執行が收容に依りて無用となつた時は裁判所は刑を執行せざることを命ずる』ものとしたのである。ここにおいて、保安處分の優位が認められたわけである。一九二七年案においては、この點に關する規定が削除された。應報思想の色彩の強い同草案の性質から出たものであらう。同時に同草案が退歩的であるとされる所以である(*)。一九三〇年案は、先述の如く、心神耗弱者に對しては當然刑を減輕すべきものとした。しかし、一九二七年案と同じく刑罰と共に保安處分が科せられるべきものとした。その二者の何れを先にするかの點については、一九二七年と同一主義を採つたものと解される。尙、一九二五年案に類似した規定は、スイスの一九一八年草案にも見られる。これでは先づ保安處分が爲されることになつてゐる(**)。

(*) 以上の點については、牧野博士『刑法における重點の變遷』第二六九頁以下、第三六頁以下參照。

(**) 牧野博士、前揭第二六八頁乃至第二六九頁。

わたくしは、ここに、特に著しいものとして、ベルジックの一九三〇年四月九日の社會防衞法を掲げたい(*)。これにおいては、精神障碍者に心神喪失者と心神耗弱者とを區別せず、これを考査し監置する特別な方法を講じたのである。そして、その考査所に附置される委員會につき、その構成と權限とを詳細に定めた。

(*) 大塚學士『白耳義の社會防衞法』志林第三二卷第八號第八四頁以下。

その他、キューバ刑法草案においては明かに犯罪人はすべて法律上責任あるものとされた。すなはち、法律的責任論が明かに採られ、そして心神耗弱者のやうな特殊の者への處遇方法が講ぜられてゐるのである(*)。その他智利の行刑制度においても教育刑制度を採り、犯罪人の分類を心理的考査に基いて行ふことになつてゐる(**)。

(*) 大塚學士『刑法に於ける法律的責任の原則』志林第三〇卷第七號第九三頁、エ・ネーマルク『キューバの刑法草案とフエリーの思想』志林第三一卷第三號第八〇頁以下。

わが邦も亦かやうな趨勢に洩れないのである。すなはち、刑法改正綱領第二十一において、保安處分を精神障碍者について規定すべきことが定められてゐる。そして牧野博士は、綱領において懲役と禁錮との交互代當が認められる以上、刑と保安處分との代當も認められなければならないとされてゐる(*)。

(*) 牧野博士 前揭第二六八頁。

かくて、カール・ストースに依つて、すでに一八九三年にスイス草案において認められた保安處分は、今や、刑罰の外に刑罰を補充するものとして、否、刑罰の上に刑罰に代るべきものとして表はれて來てゐる。前に述べたやうに、各國はなほ心神耗弱者に對し刑罰を認めることに依つて從來の責任觀念の殘滓を止め、保安處分一元論を採るまでには至つてゐない。しかし、實際の運用については、保安處分に多大の職能と期待とをかけてゐるのである。二元論は過渡的現象に過ぎない。特に一派の人が唱へるやうに、ある特殊な社會においてのみ保安處分一元論が可能であるとは思はれない。刑罰の保安處分化を妨げる者は自由主義の上に立つ客觀主義應報刑論者に外ならないのである。とにかく、かくて、刑罰と保安處分とは實質においていささかの相異もないものになる。刑罰は行刑改良運動に依つていよいよ教育的效果を主眼とすることになり、次第に保安處分化し、保安處分も亦特殊犯罪人に對する例外の場合から一般の場合に擴充されて行くことになるからである。

惟ふに、一般犯罪人も、精神障碍者も、その行爲が犯罪であり、刑法はそれを改善し教育することに因り社會防衞を爲すべきものである點において何等の區別も存しないのである。害惡的應報的刑罰に代つて教育的社會防衞的な保安處分が一般に認められるとき、われわれは、刑法理論において、抽象的な自由意思を有する理想型としての人を豫定する從來の道義的責任論(*)を吟味しなければならないことになるのである。

（＊）理想型としての人を豫定しつつ、心神耗弱者といふ現實の事實を顧慮したことそれ自身、道義的責任論の論理的矛盾を示すものではなからうか。

七

そもそも、われわれが文化的に社會を經營して行かうとする時に當り、われわれは、一方において、社會の秩序と進展とに對して貢獻するところあるべきを忘れるべきでないと同時に、他方において、國家も亦個人に對して保護と規正とを忽せにすべきではないであらう。われわれはわれわれの行爲について國家乃至社會に對して責任を負ふべきであると共に、國家も亦その者の行爲につきその者及び社會一般人に對して責任を免れることはできないのではなからうか。ここに一つの犯罪行爲がある。その行爲はある一個人の生理的社會的な事情に出るものであらう。しかし、その個人は、たとへその精神に缺陷があるにせよ、いやしくもそれに因つて社會に對して危險を生じたものである以上、それは刑事上社會に對して責任を負ふことになるのである。國家は、かやうな責任ろが十分でなかつたことにつき、その者及び社會一般に對し責任を負ふべきものであり、國家としても、その者の保護監督において自ら盡すところが十分でなかつたことにつき、その者及び社會一般に對し責任を負ふところなからしめることに依つて、社會に對し責任を果す所以となり、他面、その者を教育的にはたまた醫學的に救正することに依つてその個人に對しても國家としての義務を盡す次第になるのである。そして個人は、國家のかやうな處遇に依つて再び社會の一員に復することに依りその責任を果たすことにならう。これが社會的責任論の趣旨である(＊)。そしてかやうな社會的責任論は、教育刑論を適用することに因り、現實的に可能なものとなるのである。若しも性格に應じて責任ありとする義務者の範圍が歸責といふ法律概念に依つて定められるならば、法律上の責任は全く擬制的なものであるに止まるであらう。『こ

こに、法律規定の形式的構造を超えて、責任能力の實質的内容が考慮されねばならないことになるのである』(＊＊)。

（＊）フェリは言つた、『各人は社會に棲んで、その利益その保護を受けることからして、當然に、自己の行爲については社會に對して責に任ぜねばならぬ。社會的責任とはそれである』と（牧野博士『刑法における法治國思想の展開』第三五九頁）。

（＊＊）Max Grünhut, Gefährlichkeit als Schuldmoment, Festgabe zum 60. Geburtstage von G. Aschaffenburg, 1926, S. 94.

かやうな考へから見るときは、心神耗弱者をもつていはゆる限定責任能力者とすることは果して如何なる意義があるのであらうか。『在來の思想よりすれば、犯罪的素質が表面に現はれなければそれだけ犯罪人の道義的責任は少くなるとせられる。……一般の法律感情に依れば、この場合、刑の減輕が正當であるとせられるに反して、新派の責任觀からは、メルケルが强調することに疲れを知らないでゐるやうに、刑の加重となるのである。何故ならば、たとへば、一般の心神遲鈍 Gemütsstumpfheit のやうな性格の異常は、精神病のやうに行爲と行爲者の精神的個性との間の聯鎖を排除しないもので、それは、むしろ、全人格の犯罪的性能の多いこと gesteigerte kriminelle Valenz der Gesamtpersönlichkeit を示すのであり、その行爲を著しく特殊の犯罪的素質の表現たらしめるのである』(＊)。

（＊）Gerhard Daniel, Gefährlichkeit und Strafmass, 1927, S. 14.

保安處分の採用といふことは刑法に於ける合理化の道程を意味する。これは、拘置の期間と危險性の量とを一致せしめようとしたものに外ならない。心神耗弱者を始めとして、勞働嫌忌者、慣習犯罪人に、かくして、その道義的責任に應じた刑罰ではなくて、その危險性に適合したものが採られることになつた。應報刑論者は保安處分を例外のものとし、或ひは、メツガーの如く、Schuldmass と Gefährlichkeit とを區別することに依り折衷論を採り(＊)、或ひはザウアーの如く、刑罰の目的と要素とを區別することに依つて、應報的な責任觀念に膠着しつつ(＊＊)、實はその應報責任論を空虚なものたらしめてゐるのである。

刑政第45巻第3号
矯正図書館

(*) Mezger, Zurechnungsfähigkeit, Festgabe für Reinhard von Frank I, 1930, S. 535 f., bes. 539.
(**) Sauer, Grundlagen des Strafrechts, 1912, S. 71 f.

かくて、『われわれは、傳統的責任概念は如何に人がこれを修正しようとも、實證學派の刑法體系においてはあらゆる存在理由を失つてゐることを知つた。賠償思想が社會防衛の理念に依つて、妥協的な正義が更に高次の合目的性への追進に依つて、そして眞義的責任が社會的責任に依つて、排斥されるならば、「責任」といふ概念も亦滅びなければならない。そして純粋に目的形式に依つて代られねばならないのである』(*)。

(*) Daniel, a. a. O. S. 27.

問題は心神耗弱についてであつた。しかし、それは、實は、犯罪論と刑罰論とにわたつて大きな波紋を及ぼす一投石であつた。その投ぜられた石は小さいかも知れない。しかし、その及ぶところは、從來の責任觀念の修正と從來の刑罰方法の顚覆とに外ならない。グリュンフートが謂つたやうに、限定責任能力者の問題は、刑法の極限の場合ではなくて主要な場合なのである。

起訴猶豫處分を受けたる者の保護（上）

仁科正次

目次

一 緒論
二 司法保護事業の沿革
三 保護の種類
四 帝國更新會の保護成績
第一 會員の種別と引取官署別並罪名別
第二 年齢別
第三 教育程度
第四 所持金調
第五 健康狀態
第六 收容保護者の原籍と歸鄉府縣別（親族知己の手に引渡したる者）
第七 就職せしめたる者（以上本號）
第八 他の機關に移せし者
第九 無斷退會せし者
第十 收容日數
第十一 再收容者
第十二 收容者保護の內譯
五 被保護者の其後の犯罪
第一 其の犯罪率
第二 夫れに至る迄の期間
六 結論

一 緒論

司法保護が行刑と有機的に結合して考へられるやうになつたのは二十世紀に入つてからである。刑罰は犯罪者に對し其の犯行に比例して贖罪を要求するものでなく之を指導改善して有用なる社會の一員たらしめると觀念せられるに至つたのであるから此の考へを基礎とするときは、刑事政策的には、保護と行刑とは一體であると言ふ結論になつたのである。唯、一は監獄の壁の中の出來事

であり一は其の外に於て行はれると言ふ形式的差別を存するのみで其の實質に於ては同一であり、二者は不可分である。

此の意味に於て行刑が世人の關心事たるが如く保護も亦看過す可からざるものと言ふ可く、其の成績の如何は直ちに社會に重大なる影響を有するものである事が認識せられるに至つた。最近私は或機會よりして、保護會として我國に特異の地位を占むる帝國更新會の保護狀態を研究し司法保護に對する反省を新たにせられたので以下其の報告を兼ねて多少の批評をして見度い。

二　司法保護事業の沿革

司法保護はもと刑餘者の社會復歸に際し、之に必要なる援護をなすことから發し且つ其の性質は恩惠的なもので既に平安時代に存した。其の後德川幕府には鑛山役夫人足寄場の制度が設けられ、明治五年監獄則が頒布せられると共に監獄內に別房留置人の爲懲治監なる別區を設け刑餘者にして、脫籍、無產、復籍し難き者を保護することとした。同二十一年三月金原明善は靜岡縣勸善會を創立したがこれ我國に於ける歐米式釋放者保護の嚆矢である。同三十年一月英照皇太后の御大喪により恩赦に浴した者頗る多數で又保護の事業に對し宮內省よりは御下賜金あり內務省は前記留置の制度を廢止して專ら民間の保護事業を奬勵したるを以て、爾來保護事業勃興の機運を生じ以て今日に至つて居る(1)。

明治後年に入つてからの斯業發達は驚く可きものがあるが夫れは近時に於ける刑法理論の進展を顧みる時當然の事として首肯する事が出來るのである。即ち新しき刑法理論に於ては責任能力の概念が崩れて刑罰と保安處分とは次第に合一しつつあり前世紀的意義に於ける罪刑法定主義は假出獄、不定期刑、刑執行猶豫等の新しき酒を盛る爲に其の皮袋を新たにするの必要に迫られた。畢竟之れ社會防衛主義の深刻化であり刑罰の教育化であつて刑罰に依り到達不十分なりし教育の效果を更に保護に依つて完成し犯人の社會復歸を全うせんとすることとなるのである。從つて今日に於ては保護は嚴密なる意味では恩惠的性質のものに非ざる事刑罰と同一である(2)、尙近年に至つては刑の執行猶豫又は起訴猶豫等に依りて監獄に入らないことになつた者に對しても保護の方法が考へられるに至り少年法の如き法律を以て此の保護を規定する迄に進歩を見た(3)。

(1)　我國に於ける保護事業の歷史については大原書記官「釋放者保護概觀」事業（行刑論集昭和五年）第五三五頁以下。尙岡部書記官「監獄の沿革」（行刑論集）第六〇八頁以下參照。

(2)　大原書記官前揭書第五三一頁以下。

(3)　執行猶豫の言渡しと同時に保護監察に附することは米國に於てプロベーションの制度として早くから發達したものとされて居る。我國では漸く少年法（大正十一年）に於て少年に對してのみ此の制度を設けたが（第六條）まだ成年者に對しては斯る規定はない。然し私は少年法に現はれた此の精神は當然成年者に對しても擴張せらるるときの來ることを疑はないものである。同六二條は起訴猶豫者に對する處置として理解す可きである。

三　保護の種類

保護は之を刑の執行を中心として見るとき二つの方面を有し得る。一は共の執行前に對するもの（刑の執行を受けざる者）であり二は共の後のもの（刑の執行を受けたる者）に對するものである。

前述の如く保護は先づ釋放者即ち刑の執行後の者に對して注目せらるるに至り其の社會復歸を援けんとすることから發達したのであるが刑事政策の發達は或種の犯罪者に對しては直ちに之に課刑することを惜しむの制度を生じ保護の視野は此の方面に迄擴大されることとなつたのである。既に述べた釋放者保護は共の前者であり、少年保護は其の後者に屬するが之に包括する範圍は漸次擴大せられるの傾向にある。今保護の種類を擧げるならば左の如くである。

1　釋放者

刑務所より釋放又は出所せしめられた者、刑務所は成年刑務所たると少年刑務所(4)たると又男子刑務所たると女子刑務所たるとを問はない。

2　受刑せざる者

イ　少年。犯罪少年と準犯罪少年とある、前者は刑法に觸るる者と特別法に觸るる者とを含み、後者は不良兒、遺棄兒、放浪兒、無監護兒、怠學兒などを含むのである。

刑の執行猶豫を言渡された少年は共の猶豫期間中必ず少年保護司の觀察に附し（少年法第六條）又刑の言渡しを受けざるも必要の場合（即ち實質的には起訴猶豫處分の場合）は保護處分を加ふる者を少年保護團體又は共の他の保護機關に委託し或は送致するのである。（同第四條第五條、第六二條）

ロ　刑の執行猶豫者、起訴猶豫者、拘留滿期者、微罪不檢擧者等、然し其の方面は前記少年犯罪を除く外今尙看過せられて居ることは後述の如くである。

ハ　受刑者釋放者の家族

前二者が犯罪者本人を其の客體とするに對し之は其の家族を保護するものである。其の必要は說かれつつも未だ夫れ自體として組織化される迄には至つて居ない(3)。斯くて保護事業は其の使命とする所に從つて次第に特殊化して往く事となつた。先づ男子の夫れに對して婦女の保護會が特設せられた。又老年を少壯者と混居せしむることは諸種の點に於て故障が多い所から最近別に老年の保護會も出來た(4)。

(4)　少年に就ては其の假釋放せられたる者は同期間中少年保護司の觀察に附せられることになつて居るが(第六條)之は實質上の保護である(第五三條)

(5)　釋放者保護中、被保護者の家族を保護したる數は昭和四年に於て六七七人である。(司法省發行第三十一回行刑統計年報第五二五頁)

(6)　東京に一箇所、大阪に　箇所、六十歲以上の者を收容扶養する保護機關であつて、東京は安立園と云ひ大阪は小西壽樂園と云ふ。共に有志の設立で財團法人となつて居る。

刑を受けざる者に對する保護は我國に於ては極めて新しいことに屬し少年保護を除く外未だ殆ど皆無に等しいのであるが近年漸く刑の執行猶豫者、起訴猶豫者のみを引取り是等を專門に保護する團體が東京に生れた。帝國更新會がこれである。

此處に保護を受くる者は檢事又は裁判所に於て刑罰の執行を不要と認定した者であつて、曾ては行刑に依るの外其の危險なる性格を改善し得ざる者とせられた釋放者に比し性格の點に於て優つて居る者と言ふ事を得るのであらう。されば其の保護の方法にして適當なる事を得んか釋放者の夫れに比し遙かに好結果を生む事を得て刑事政策に貢獻すること少なからぬものがある。思ふに監獄が有する多くの副作用は、受刑者の改善に對する重大なる障害であつて教育方法としての自由刑の價値が多くの人に依つて疑はれて居る今日、起訴猶豫、執行猶豫等の手段に依りて可及的自由刑を避けて社會に置き之を保護に依りて有用なる社會人たらしめ得るとすれば犯罪人も國家も共に利する所僅少ではない。

我國に於ける此の種の唯一の機關たる帝國更新會は此の意味に於て大に我々の注目に値するものと言ふ可く其の保護成績を檢討する事は刑事政策の研究に對し參考となること少なからざるものと考へる(7)。

(7)　其の創立趣意書の一節に曰く「今や刑餘者に對する保護網は全國に及び、其の成績亦大に見るべきものあるも未だ是等の猶豫者に對しては何等の施設なく隨つて又之に對する特設の保護機關の一として見るべきものはないのである。爲めに刑政上最も意を注ぐべき、是等猶豫者の保護と提撕とは等閑に附せられ、彼等は止むなく再び同一經路と同一事情の下に類りに同一犯罪を繰返すの實況である。誠に之れ刑政上より言ふも　將又人道上より見るも痛嘆に堪へざる所である。世を憂ひ國を思ふの士、斯る實狀を目睹しつつ、一日も之を看過することが出來ないので、此の會は創立されたのである。先づ我が帝都に於ける幾千の起訴猶豫者竝執行猶豫者を保護善導し之に恒心と恒產を與ふる道を講じ、以て之を善良なる市民たらしめ、一は國利民福を謀り一は各人の幸福を增進して其の堵に安せしめん事を期す」

創立は昭和元年十二月で現東京地方裁判所檢事正宮城長五郎氏の指導せらるる所である。

四　帝國更新會の保護成績

成績は種々の方面より研究し得るが材料の不足せる爲め私は次の如き點を調査した。先づ收容せる者は如何なる犯罪を爲したる者で如何なる處分を受けたる者が如何なる機關より來れるかを見た。次に其の年齡、教育、所持金、健康狀態に著眼し再び社會に歸り行く可き者の個人的素質を考へた。次に來る可き問題は保護の內容である。即ち收容者二、七九六人は如何に捌かれたか。を見て歸鄕せしめたる（親族、知己に引渡し）者、就職せしめたる者、他の機關に移したる者、逃走したる者のある事を知つた。更に保護の日數に注目して前半を終り後半に於てはさて右の如き事情の下に保護せられたる者が其の後を如何なる生活に生きて居るかと云ふ事即ち保護の結果とも云ふ可きものを見んとしたが其の各に就き積極的に調査し得ざりし爲消極的に其の幾人が再び（或は夫れ以上）犯罪して受刑するに至つたかを窺ふ事に滿足せざるを得なかつた。最後に其の再び犯罪者となつた者の期間を調査した。

因に本文に揭ぐる所の諸表中第一より第十二に至るものは昭和四年四月より同六年十一月迄二年七月間のものであり、第十三、十四は昭和元年十二月より同六年十一月迄五年間のものである。一率に五年間に就き調査し得ざりしは材料の缺けて居る爲めである。

第一　會員の種別と引取官署別竝罪名別

著しく目につく事は殆ど全部が財産犯人なる事で近年の東京の世相を如實に物語るとも言ひ得るが東京に於ける犯罪の實數は斯く迄財産罪に其の大部分を占められるものではない。檢事が(8)刑訴第二七九條に依り起訴を不要と認める者即ち未だ刑の執行を必要とする程の社會的危險性を有せざる者が財産犯人の中に多數に存すると言ふ事を物語るもので、此のことは反面から考へるならば彼等の經濟狀態の改善に依つて其の犯罪性の萌芽は最も有効に除去し得られるものと言ふ可く、從つて保護の主眼となるものは彼等に安立した經濟生活（具體的には安全な就職）を與へると言ふ事でなければならぬ。

8) 二、七九六人中、東京區裁判所檢事局より引取つた者が二、五五一人なるに對し同地方裁判所檢事局よりの者僅に九人である事も此處に思ひ合はされなければならぬことと考へる。

第一表の一　會員の種別と引取官署別　(9)

會員の種別	引取官署別
起訴猶豫者　二、七五五人	東京地方裁判所檢事局　五人
執行猶豫者　一三人	東京區裁判所檢事局　二、五五一人
其他　一八人	市谷刑務所　三〇四人
	東京少年審判所　三人
	其他　一三人
計　二、七九六人	計　二七、九六人

(9) 檢事局よりの者は不拘束のまま檢事の取調べを受けつつありし者、市谷刑務所の者は拘束されてゐた者審判所の者は少年法の處分に依る者である。

第一表の二　罪名別

罪名	員數	罪名	員數
竊盜	二、三六七人	印章僞造詐欺未遂	一人

詐欺	一八六人	嬰兒遺棄	一人
橫領	一八四人	鐵道法違反	一人
失火	三人	酌婦自由廢業	一人
傷害	三人	不敬罪	一人
強盜	三人	艦船侵入罪	一人
贓物牙保	三人	文書僞造詐欺	一人
私文書僞造	二人	其他	一人
脅喝	二人		
强盜豫備	二人	計	二、七九六人

第二　年齡別

三十歲以下即ち最も活動力を有し是より新生活の建直しを爲し得る者が最も多數を占め全體の七割强に當つて居る(10)。釋放者に比し種々なる點に於て有利な地位に立つ之等の若年者の生活をよき市民としての夫れに安定せしめる事を得るとせば社會は二重の利益を受ける。即ちエネルギーの强い犯罪人を消滅せしめると同時にエネルギーの强い市民を得るからである。

第二表　年齡別

年齡別	員數	年齡別	員數
二十歲以下	四四六人	五十歲以下	七四人
二十五歲以下	九七六人	五十五歲以下	四九人
三十歲以下	五八〇人	六十歲以下	三五人
三十五歲以下	二八八人	六十歲以上	三六人
四十歲以下	一九四人		
四十五歲以下	一一八人	計	二、七九六人

(10) 釋放者の保護に就て其の年齡關係を調査せんとしたが之には唯十八歲未滿と夫れ以上とを區別してあるのみである。前揭年報第四六一頁。

第三　教育程度

僅に文字を解する者と無筆者とは全體の三割五分を占めて居るのは注目に値する。純然たる筋肉勞働者と雖も文化の程度の高い、生存競爭の激しい東京に於ては、文字を解する能力なきものは次第に此の競爭の劣敗者となるは當然の事と言ふ可く、又今日文化社會に於ける外界

刑政第45巻第3号
矯正図書館

雜多の刺戟に對する消化と適合との多少（即ち社會適應性の程度）は、文字を解すると然らざるとに依つて著しき相違を來すのである(11)。更新會が此の三割五分に相當する無學者に如何なる生活の出發點を與へたか(12)。又夫れは其の後の生存競爭に於て脆くも崩壞する事がなかつたか否かは切に私の知らんことを欲するものであるが今は其の資料に欠けて居る。

(11) 受刑者には其の一部に對し之に基本教育を施す可き規定がある。（監獄法第三十條同施行規則第八十五條）近時一般社會の智的水準の向上に伴ひ受刑者に對する教育を更に積極的に普遍的に行ふ可しとする議論が有力となりつつあり（正木書記官「行刑上の諸問題」第一七二頁）同氏「監獄法概論」昭和五年第一一〇頁以下）現に米國、獨逸、露西亞等に實行せられつつあるが何れも此の點に對する考慮から出たものである。

尙受刑者の教育程度に關する統計は前揭年報第一一四頁參照。全國の比率を以てするも更新會で受取つた無筆者の夫れに及ばないのである。

(12) 例へば再び東京で生活せしめるやうにしたか或は地方へ歸還せしめたか、家庭的な奉公人に就職せしめたか、又は純然たる筋肉勞働者としたか或は就職難の爲めに全く斯の如き事を顧慮し得なかつたか等。

第三表　教育程度

教育程度	員數	教育程度	員數
專門學校程度半途退學者	三五人	尋常小學卒業程度者	九四四人
中學卒業程度者	九三人	僅に文字を解する者	六九一人
中學半途退學者	一七五人	一文字なき者	二七七人
高等小學卒業程度者	五八一人	計	二、七九六人

第四　所持金調

無所持金者は五割を越へ五十錢以下の者で殆ど過半數を占めて居り彼等の財產狀態を察する事が出來る。勿論所持金は其の財產の全部ではなく、或は家族、親族、知人等に助力を乞ひ得るもの又は夫れ以外に自己の財產を所持し居る者もあらうが此の調査にあらはれた種々の情況よりして殆ど彼等は無產狀態にある事を推察し得るのである。斯る者を引取るので先決問題は金錢であるが更新會は之を如何に扱ふか。後表の如く親族、知己に引渡す時旅費を支給したる者三八二人であるが就職せしめたる者にはどうしたかは知ることを得ぬ。尙一、〇四四人の旅費自辨は勿論彼等自身の夫れに非ずして親族、知己より支給を受けたる者なること、五十錢以上の所持者の數を考へたのみでも知り得る。

第四表　所持金調

所持金別	員數	所持金別	員數
全く所持せざる者	一、四六六人	五圓以下	二八三人
十錢以下	二八四人	十圓以下	三九人
五十錢以下	四七九人	十圓以上	三〇人
一圓以下	二一五人	計	二、七九六人

第五　健康狀態

大體に於て全部健康體であることが判る。病氣加療を要する者とはどの程度であるか、假令ば刑法上の責任能力を缺く種類の者であるか否かは不明であるが、後者の如き範疇に入る者は恐らくは更新會の使命とする所ではなく之は近時世界を通じての刑法改正事業の問題となつて居る保安處分として考へられる可きものである。

第五表　健康狀態

直ちに就職し得る者	二、六四八人
病氣加療を要する者	一四八人
計	二、七九六人

第六　收容保護者の原籍と歸鄕府縣別調

竝親族知己の手に引渡したる者

前述の如く收容者の殆ど全部は財產犯人であり、所持金も皆無に近く職業も亦多くは勞働者に類するものであつて、犯罪の原因の大部分は經濟的な壓迫であつたと見ることを得るであらう。特に近年農村の疲弊甚しきに及んでは農を捨てて都會に逃避するもの益々多く、一方都會では打續く產業不振の爲めに失業者は巷に溢れ兩々相俟つて一層生活難を來し、此の事が犯罪の原因としての重要さを一層增加して居る。

今日刑事政策上一の問題とせられるものは大都市に於ける逃避地方民の過剩であつて、此等の者に對する都市の收容力は旣に飽和點を越え犯罪の脅威は益々深刻化するが故に如何にして之を再び其の農村に歸還せしめ彼等

を犯罪の誘惑より救ふかにある。司法保護に於ても之を其の重要なる任務とする事は言ふ迄もないが唯釋放者保護の方面では今日我國の實情は未だ前科者を容れるの度量に乏しい爲めに直ちに之を人事の異動に敏感な農村に歸すことは躊躇せられる理由があり、加ふるに刑務所に於ける作業の訓練は概して都會生活を豫定するものである關係上農村復歸は困難を伴ふものであるが帝國更新會の事業の如く原則として不起訴處分者を保護するに當つては右の二條件は之に該當せざるのみならず後述の如く大部分の前職業は熟練を不要とするものであり特に都會（此の場合は東京）に執着せざる可からざる理由に乏しきが故に地方の側に於ける條件さへ具はるならば之に歸還せしむることは適當にして望ましき保護の方法であると言はなければならない。本表は此の意味に於て參考とす可きものである。但し此處に原籍地とせられるものは戸籍上の夫れである。今日の經濟生活に於ては法律上の原籍地が殆ど無意味なる事が多數であつて此處に原籍地が地方にある者と雖も事實上の生活の本據は東京にあつた者（彼一箇に就てのみならず廣義の身上關係に於て）が大部分を占めるものと認めて差支へあるまい。原籍地歸還者と東京殘留者との數の對比從つて更新會の努力は此の點を認識して後理解することを得るのであらう。而して此等は親族、知己の手に引渡すのであるが自己の負擔に於て歸還せるもの一、〇四四人である。

第六表　收容保護者原籍と歸鄉府縣別調

廳府縣別	收容保護者原籍別	收容後保護者歸鄉廳府縣別	收容保護者原籍別	收容後保護者歸鄉廳府縣別
東京府	四五七人	九五三人	二七人	三人
神奈川縣	一〇〇	八四	二二	三
埼玉縣	一〇四	三五	二六	一
千葉縣	一三九	四九	八	一
茨城縣	一三六	二八	一四	三
栃木縣	一〇二	一二	一五	五
群馬縣	一〇一	二二	二一	二
靜岡縣	五二	一二	五	一
山梨縣	四八	七	三六	四
長野縣	七八	一二	一九	三
新潟縣	一二五	七	一六	四
京都府	二四	七	二三	一
大阪府	五六	二四	七	二
兵庫縣	三九	一三	八	一
奈良縣	一九	三	五一	三
滋賀縣	一六	二	一〇〇	二〇
和歌山縣	一四	四	五九	四
德島縣	一一	二	三四	四
香川縣	一三	三	五九	七
高知縣	一四	二	五九	七
愛知縣	五一	一六	九八	二二
三重縣	二四	九	二	一
岐阜縣	二四	六	二二六	二
福井縣	二七	二	一	一
石川縣	三二	四	二	二
富山縣	五三	三	二、七六	一、四二六
鹿兒島縣	二三	七	一	一
宮崎縣	七	二四	二	二
沖繩縣	八	一三	一	一
宮城縣	五一	三	三	三
福島縣	一〇〇	二	二〇	二
山形縣	五九	四	四	四
岩手縣	三四	二	四	四
秋田縣	五九	三	七	七
青森縣	五九	二	七	七
北海道廳	九八	一六	二二	二二
樺太廳	二	九	一	一
朝鮮	二二六	六	二	二
臺灣	二	四	二	二
大連	一	二	一	一
計	二、七六	三	一、四二六	一、四四人

親族知己の手に引渡したる者　一、〇四四人

旅費自辨の者　三八二人

旅費給與の者　一、四二六人

計

センテイメンタルな涙もろい道德觀を說教する時代は已に過ぎ去つてゐる。サイエンスはもつと深いもつと堅いものを求めてゐるのだ。

若し、彼等をリホームしようとするならば、何よりも先づ彼等を强くし賢こくしなければならない。勇氣と聰明とで生活にぶつかつて行くことを事實の上に敎へ込むのが、ほんとの敎育だ。

彼等に必要なものは、光りである、生の喜びである。涙ではない、硬い筋肉である。

米國ニユウ・デヤーシー州
行刑局分類課長
ドクター・ロベル・ビックスビー

刑政第45巻第3号
矯正図書館

取締法規違反罪と起訴猶豫

坂本英雄

起訴猶豫制度の使命は疑もなく、犯人の社會復歸力を擁護するものでなければならない。執行猶豫制度に就ては、孰れの國の法制の下に於ても、執行猶豫を爲すことの條件として、短期自由刑に處せらる可きものなることを要求して居るのであるから、通說の認むる如く、短期自由刑の缺陷を豫防するものであると認めなければぬのであらうけれ共、起訴猶豫制度に於ては、法制上斯の如き制限は存在しないのであるから、短期自由刑の弊害除去を、その使命の一つに加ふることは、到底許容し得ないものであらう。

果して然るならば、社會復歸力を多少なり共有する犯罪人に對しては、起訴猶豫制度を活用して、犯人改善の刑事政策學上の重大任務を完了することに努力しなければならない。刑罰を科して人を教育することよりも、刑罰を科せずして、社會に適合し得可き方法を確立すること、刑事政策學上重要なる地位を有する事業であり、しかも起訴猶豫制度のみ、獨りよくこの事業を遂行し得べき能力を有するものである。

然るに、取締法規違反罪に就き、起訴猶豫處分をせざるの惡弊の存在することは、將に起訴猶豫制度の性質、使命を忘却し、刑罰の教育的任務を破壞するものであつて、近世行刑事業上の一大汚點であると思はれる。罰金刑と體刑との間に前科の性質に於て毫も區別の存在せざる現在に於て、體刑に該當す可き刑法犯を犯したる場合犯人に社會復歸力ある可きときは、起訴猶豫を與へ乍ら、刑罰よりより輕き、金刑を以て臨んで居る取締法規違反罪に於ては、假に犯人に完全なる社會適合力が認められるゝも、之に對し公訴の提起を必然的に爲すが如きことは、犯人をして無慈悲に前科者たらしめ、之をして改善の機會を剝奪せしめ、自暴的たらしむると同時に、むしろ、更に、刑罰の重き刑法犯を犯して、而も起訴猶豫の恩典に浴せんとするの犯罪政策を犯人に教ふるの弊害を生ずる。かく考察し來るときは、取締法規違反罪に付き、起訴合法主義を採用すると云ふことは、刑事政策學の根底を破壞し、行刑事業を無視する暴擧でなければならぬ。取締法規違反罪に付き合法主義を擁護せんとする者は、若し、然らざれば、取締法規の保護する法益は到底之を維持することを得ざるものであると主張て居る。然し乍ら、取締法規違反罪に於ける總ての違反者を處分せざれば法益の保護不十分なりとするならば、刑法犯に於ても同一でなければならぬ。一度、取締法規に違反したるも、衷心悔悟し、生來再び同一徹を踏まざるべしとの心境の生じたる犯人を處罰することは、犯人改善の事業よりも法益保護の事業を以て、刑事政策學上尊敬す可きものなりと爲すの論であつて、而も斯の如きは、近世行刑事業を語るの資格なきものと謂はねばならない。教育刑の反面には、法益侵害の看過と云ふことは必然的に伴ふ可き性質のものである。殊に刑法犯に於ては起訴猶豫制度の使命を最大限度に於て活動せしめ、刑罰に依り、又は保安處分に於て、犯人を教育又は改善する等の方法に依らざれば、到底社會復歸力のない犯人のみに對し、公訴の提起を實行しつゝある。この原則は、當然、取締法規違反罪に付ても適用せらる可き性質のものであつて、刑罰を科せざるも、十分に社會復歸力を有する違反者に、強ひて刑罰を加ふるが如きは、そも何の爲めなるか、學理上之を正解し得べき餘地はなからうと信ずる。

換言すれば、刑法犯の上には、早くより應報思想が除去せられたのであるけれ共、取締法規違反罪に付ては、今日、尙未だ刑罰應報のイズムが殘留して居るのである。之を排斥することは、刑事政策學上當面緊急の必要事業でなければならない。殊に、吾々の心配するのは、少年に對する取締法規違反罪の關係之である。少年犯罪人の敎化事業は、近世行刑學上の最も重要性を有することは多辯を俟たない。各國が少年法を制定して、少年犯罪人の處遇に腐心して居るのは之が爲めであることも今更說明の必要もない。改善事業上、斯の如き重要性を有する少年が取締法規に違反したる場合、取締法規違反罪の理由の下に、起訴合法主義を實現したりとせば、その結果は如何にあるべきか。その事自體に於て、各國が少

年犯罪人の敎化事業に對し全力を傾注して居る大方の效果は破壞せらる可きものであらうと信ずる。

刑罰の改善性又は敎育性を認識し、刑罰の應報性を否定するとき、取締法規違反罪に起訴合法主義を實現することはその意義を爲さない。刑罰宗敎性、刑罰威嚇性を尊敬する思想の下に於てのみ、勇敢に取締法規違反罪に起訴合法主義を現實することが出來るものである。

行刑敎育の事業は、獨り、刑務所のみに於て完成し得べきものではなく、之に關係を有する總ての方面に於て同一原則、同一步調、同一思想の下に於てのみ、初めて有終の美を結成し得べきことは說明する迄もない。刑務官の一部、又はその上部の一部に於てのみ、行刑敎育の事業に沒頭しても、他の一部分に之と矛盾するが如き政策を實現しつゝあるならば、迷惑を受けるのは受刑者のみであつて、犯罪の豫防輕減の刑政の目的は到底之を達成することが出來ない。借問す。現在果して同一結束の下に行刑改善事業に精進し居るや否や。吾々は不幸にして、その結束狀態を看取するに由ない。見方に依りては現在は行刑戰國の時代にあるとも考へられようし、舊思想が新思想に急激に變形進化をしつゝあるが如くにも考察出來よう。吾々はブルヂョア的立場に於て敎育刑を解するとき、それは極めて明白に確信犯人をさへ敎育的に處遇出來うるものとさへ解して居る。敎育刑が政治犯人の處遇に於て暗礁に乘上げたと見るのは、階級的に確信犯人の處遇を如何にすべきかに於て煩悶するが爲めである。一時は絕望視された慣習犯人に對してさへ、敎育刑は近頃、その科學的行刑事業に於て期待す可き成績を吾々に擧示しつゝあるのである。

敎育刑イズムに總ての行刑問題を集中して解決することこそ、將來吾々の採る可き唯一の道であり、之に反抗する總ての思想乃至政策こそ、吾々は極力之を排斥しなければならぬ障害物である。見渡すところ、さう云つた障害物は、量に於て極めて多量に殘留して居る。吾々は機會ある毎に、敎育刑の性質を磨き出して、眞の刑事政策の使命を果す可く、之に防害と爲る可き一切のものを排擊しなければならない。

取締法規違反罪に對する起訴合法主義。それは疑もなく、敎育刑の使命を防害する一つの有力なる政策でなければならぬ。（完）

隨感隨筆

十九

監獄改良の動機はいつも體驗者の腦裡より湧き出る。これは東西共軌を一にする所であつて、試に改良の鼻祖ジョン・ハワード（John Howard）に就て見よ、彼は英佛戰爭の際、航行中海賊に捕はれて「フランス」監獄に入れられた。當時該監獄の頗る腐敗したる空氣は痛く氏をして感動せしめ是非とも此雜居の惡事傳播を阻止しなければならぬと確信するに至り、爲めに房室の離隔、就業其他規律改善の方法を主張するに至つたのである。これは他國の監獄に入監してつぶさに其辛酸を嘗めた苦艱を人類愛の爲めに絕叫し各國王をして其熱淚に感激せしめ、終に歐洲諸國監獄改良の魁を成すに至つたことは普ねく世人の知る所で、吾人直接斯業に關與する者は勿論のこと後世その傳記を讀む者をして感憤措く能はざらしむるものがある。これと又殆んど同樣の方法で自國の監獄改良を促成した一人がある。即ち白耳義の監獄改良家デュクペチオー氏（M.Duepetiaux）であつて氏は千八百三十年の革命に先んじ政治上の犯罪者として收禁せられたことがある。自分は不良兇惡囚と同居を强ひられ自分の禮節面目を毀損せらるゝの不快はまだしもの事、雜居制は兇惡囚に對しては毫も何等の苦痛を與へずして却て善良囚に多大の苦惱を與へ、人間は益墮落するの一方で兇惡者は獄內惡友を得たるを喜び殊に未熟の初犯者を誘惑惡導するの快味は彼等の膝を打て快哉する所なるを目擊し非常に驚愕した。其の後革命終るや否や白耳義王リオポール一世（Leopold.I.）デュリペチオーの不幸收禁に痛く同情し何等か報ゆる所あらむと欲して、氏に行刑局長の椅子を與へたのである。此の不思議の廻合せに依り氏の實驗したる雜居の弊風を除去改善するの機會

（續）

印南於菟吉

を與へられたのであるが、されど氏は尚之を決行するに先だち深く現行制度の効果に就き十分に闡明するの必要を感じ、種々調査研究の末愈々現行制の兇悪者に對しては却て歡迎せられ、新入者にとりては一層の苦悩慘虐となり監内腐敗せる空氣の漲れるものあるを確信するに至つたのであつた。之よりして着々監獄改良の歩武を進め終には白耳義をして當時此點に就て最　注意を拂ひたる優秀國たらしむるに至つたのである。勿論之れには賢明なる國王レオポール第一世の推輓誘掖ありたるが爲めであつて殊に又數年間ルーヴアン（Louvin）分房監の典獄として令名を博し後ブラツセルのサン・チーユ（St. Gilles）監獄に轉じたるスチーブンス（M. Stevens）の助力ありたりとは謂へ、兎も角も改良の基礎を與へたるは全くヂユクペチオ　の實驗の結晶と謂はなければならぬ。

されば歐州諸國のみでなく我國でも亦同樣の現象を認めることが出來る。近く幕末、安政の疑獄に連坐したる橋本左内、吉田松陰等は親しく入監の苦楚を嘗め、その結果として監獄論一篇を草して世に訴ふる所あつたが、志士等も早逝したる爲めに終に其實を結ぶに至らなかつた。

明治四年英領香港に赴て獄制を調査し歸朝後日本の監獄則を編成した小原重哉氏の如きも亦曾て國事犯の爲めに收禁せられた經驗あることを聽いた。その外玆に未だ世に顯はれざる一のエピソードがある。曾て明治二十年前後、靜岡縣の典獄として川村矯一郎氏なる人が居つた。僕は今尚其風貌を記憶して居るが白晳痩軀、髭髯を蓄へた立派な志士であつた。氏は曾て京都國事犯に連坐して禁獄二年に處せられ靜岡へ入牢したことがある。入牢中密書を認め之を同志に托送した。今其の密書なるものを索め得たから參考の爲め左に揭げる。

去月二十七日御憲投の貴書本月四日當監獄署長公より御下附相成忝拜披仕候。春暖の候益御清適被成御座候由萬福奉祈賀候　偖昨年東京にて上等裁判所の御關係も遂に其十二月御釋放相成夫より岡山縣、御奉職御來導ら御職務に御盡力の由謹て奉慶賀候。昨年來御見込の御針路一旦御實行且平素節儉を旨とし從來の義務を盡す云々實に奉感服候

村上君、贈金之義何分御不如意なりし由同君も定めし寒氣に苦しみしこと、憫察せられ候　併し最早暖氣に相成候得ば格別の障りも無之か少しく安心仕候

小生存留養親云々深く御配慮被爲候段御厚意萬々難有奉感謝候然る處國事犯禁獄人取扱の御規則等追々嚴重相成候哉の趣に候得者容易に相運ひ間敷哉に愚考仕候而舊友一同とも御相

談の上可然樣御高配の程萬々奉希上候

小生不得止入用等有之候ハヽ、可申越旨御懇情にも被仰降御厚誼誠に難有奉感佩候小生は御存の通り岡本君と同囚に付百事同君の配意に預り且去年宿許より取寄候少許の金員も有之旁今分の所にては更に不自由の事は無之至極結構に罷暮し候間左樣御安心可被成降候

大橋奇男君岡山にて囚人の敎育に御盡力の由誠に奉感服候小生も當所にて去年十月より囚徒敎授の命を蒙むり頻りに敎育方に盡力致し居候處、本年二月中の官令に依り國事犯禁獄人は夫々他囚に接近することを禁止せられたる趣にて右敎授の命を解れ御來は岡本君と兩人一室に閉居して日夜偕偖罷在候奇男君へ御面會被成候はゞ宜敷御傳聲可被降候

中津より岡山へ配付の諸君も頻りに御勉强の由何寄の美事に御座候尚此上怠らず御勉學被成度御序の節御傳言被成下度候去月二十七日御投與の貴翰に直樣御返事仕らざる譯は當署にては容易に通信を許されず夫故直に御答に及ひ兼候間不惡御承引可被下候

御書面中岡本先生の如きは三ヶ年の久しきと有之候得共岡本君は全く小生と同年限即ち二ヶ年の禁獄に御座候是れは中村貫一君の刑限と御取違被成候事と奉存候岡本君とも大兄のことも始終御噂致し居候間同君よりも宜敷申上呉れ候樣被申聞候

此書狀は福岡の友人今度滿期にて出場に付即ち宮内六合彥と申す友人へ依托仕候儀に付他日表向御書翰等御贈投被下候節は御記載中御注意可被降候

申上度儀は種々有之候得共半端に盡し難く先は謝答旁早々如此に御座候　　恐懼百拜

四月二十二日午前第十時記了　　矯一郎上

伊三郎樣

座下

再伸京攝間の事は何分宜敷御申譯被下度內中より頻りに心頭に相懸り只管大兄の御盡力を奉希上候

更に他の一翰

愈御健康可被成御座奉賀候隨而小弟無事消日罷在候條御休念可被成下候却說御互の御處分は實に意外に出殆と愕然仕候且つ宣告書の趣小弟等最も不服に堪へず御推察可被下候貴兄は釋放の後廣の事件にて當時責附中云々委細岡本氏より承り誠に驚き入候打續き御難題嚇々御悲嘆の御事と御心情萬々奉察候小弟者彼の脚氣症一時大に危篤なりしが昨今は已に全く快癒に候間御放念可被成下候此度同類人一同他縣へ配置の中小弟は幸に岡本氏と組合百事同氏の厄介に相成且つ國元よりも少々金子取寄せ候に付追々寒天に赴き候ても薄著の苦痛を相免れ可申然る處一策義は組合の人も別に餘有は無之事と相心

得居候處先度市ヶ谷にて委敷承り候へば更に所持の冬服無之殊に御存の癇疾益難症に相成胸孔は漸く治したれとも變して骨痛となり之が爲身體日々衰弱に赴き候折柄退々寒氣に相成定而難澁致居候事と其慘狀實に推察悲嘆に堪へず付而は貴兄御離儀中誠に申上兼候得共同人へ金子御差入相成候樣仕度尤其手續きは小弟當所にて岡本氏へ依頼し夫より小澤忠兵衞殿へ委敷申通置候に付右小澤氏へ金子御渡被下候得は愛知縣に同氏の知人有之候間右方へ指向け夫が直に一策に相届き候手順に談し置候尚同氏へ御面接の上宣敷御相談被下度此儀は實に折入御依頼申上候に付一層御盡力被成下成丈至急御執行相成候樣呉々奉希候小弟は前文の通りの次第に付決して御心配被下間敷石松も宿元へ申遣し候へは屹度不自由は無之獨り一策のみは貴兄の外更に依頼すべき方無之實に憫然の次第に付何卒御憐憫被成下度右用事のみ早々如斯に御座候　頓首

十月三日　　川村矯一郎拜

岡部伊三郎老兄

二伸太田勘米預り證書岩田君へ御贈り被下夫より宿元へ相達し候樣致度岩田君在京ならは西君へ御依頼可被下候尤右證書の事は態々申上も如何敷候へ共御承知の通親族の手前有之聊か人望の一端に付相届け置度不悪御了解可被下候小澤氏は岡本氏留守中の世話人にして小弟の事も至極周旋致呉れ候人に付可然御陳述可被下候

以上前後の二信實に現司法書記官岡部氏の愛藏に係る。名宛人伊三郎氏は實にその嚴父にして川村矯一郎氏と志を同じふし共に國事に奔走し、爲めに捕はれて岡部氏は鍛治橋に川村氏は靜岡の獄に下る。而して岡部氏は一年以上長年月鐵窓に呻吟したるも、無罪にはあらで罪あるも、何等かの事情で赦免に遭ふた。川村氏と事を共にし一は禁獄二年他は赦免とは訝かしきことなるも蓋し當時、維新匆々の際混亂狀態の中に在ては已むを得ざる事であらう。此兩志士は圖らずも未決拘禁の體驗を爲し如何にも待遇其當を得ず脚氣病者は頻出し給養完からず、「地獄の沙汰も金次第」との下世話は實に能く當時の獄情を穿ちたる言なるを想起し出獄後、先づ手近なる

監獄方面に就て開拓するの必要を痛切に感知したるが爲め岡部氏は早速趨て岡山縣初代の典獄中尾豊岳氏（其令妹は實に伊三郎氏の室たり）に身を寄せ刑務界に就職して着々改善の歩武を進むるに至り、後埼玉水戸靜岡等の各地に轉じ、鋭意盡瘁以て刑務の改善を企圖する所尠なくなかつた。川村氏も亦釋放後靜岡縣の勤儉翁金原明善氏の知遇を辱ふし我國最初の免囚保護機關積善會を創始し、或は公人靜岡縣典獄として實務の改良に貢獻する所ありたり。維新草創の際志士の囹圄に投ぜらるゝ者其數尠なからずと雖も、體驗を利用して以て身を刑務事業に捧げたる者は寥々として罕、例ひ其事業の効績は極めて瑣事にして多く語るを要せず之を歐洲諸國の改良家と比較するには非ずと雖も其逕路、志操に至ては略同一なりと謂ふを妨げず體驗の至難なる今日に於ても義勇囚正木氏オスボーンの變則的體驗者を輩出するに至る。兎も角も現代の我監獄は少なくとも是等の顯はれざる志士血涙の結晶たることを喚起して、予輩斯業に關與する者深く感謝の念を表するを禁ぜざるを得ぬ。

讀者諸君、前記の事項を銘記して更に前後の二信を誦讀し給へ、感興更に新に湧く者あらむ。後信中廣の事件とは廣澤參議暗殺の事件を指すものならんか。京師の事件にて未決に入り辛うじて釋放に遭ひたるかと思ふ間もなく又も暗殺事件に引懸り、一難去て一難來るの慨なくんばあらず。當時の岡部氏は頗る苦難時代であつた。文中同志の友を思ふ衷情、切々として人に迫るものあり、獄中の寒苦、病羸の身を訴へて救援を請ふの狀、今日の獄内待遇に比してそれ幾何ぞや。以てその一班を窺知し得べきである。

二十

川村氏の遺子は何れに在るやを知らずと雖も、伊三郎氏の餘孽は如今大に榮えて或は外交官に、或は技術官として或は軍職に夫々活躍せられ、行刑事業に關與せらるる現司法書記官も亦乃父の遺志を繼げる者にして眞に斯父にして斯子ありと謂ふべきである。

二十一

予此の頃監獄に關する史藉蒐集の任に膺らむことを志してゐる。如何にも之に就て見聞の頗る乏しきを憂へざるを得ず。讀者諸君にして知得したる事項は古文書其他何に拘はらず教示の勞を惜しまれずんば幸とする所である。是れ切に茲に至囑する所とする。

一月二十五日付夕刊東朝新聞に左の記事があつた。

重罪囚百名暴動を起す

（ロンドン特派員二十四日發）イギリスで重罪囚のみを收容してゐるダートムア刑務所では二十四日運動時間中重大なる騒動が起り囚人四百名中百名がこれに參加し看守に投石し事務所を襲撃して記錄を燒拂ひ、又一方脫獄を計る者あり、看守等は發砲して之に應じ約一時間以上に亙つて刑務所内は大混亂を呈し、當局は手の下しやうもなかつたが附近警察の應援隊が到著して漸く之を取鎭めることを得た。囚人中には最近何事か不平があつたらしく二三日前にも看守と衝突があつたと傳へられて居る。尙二十四日の騒動で數十名の負傷者を出したが脫獄した者は一人もなかつた。長期の囚人のみのことゝて屢々脫獄が企てらるゝが今迄成功した者は一人もないと云はれてゐる

刑務の統一と紀律の峻嚴とを以て誇りとせる英國に於てすら既に此失態ありとせば、此破綻は何を物語るべきか々考慮しなくてはならぬ。囚人不平の原因何れに存したるや。固より不明なるも兎も角官吏が機微の間にその風潮を察知し能はざりし責任を嫁せられたるものとして此暴動を觀ることを得べきである。後報その詳悉を得た後でなければ兎角の論評を下し難い。他山の石とするには今姑くの時日を借して欲しい。

二十二

行刑實務の局に當る者、何事か一事を改善せんとするに當ては愼重の態度を以て千思万考、其結果の如何を測定し而して後勇猛果斷に之を決行しなければならぬ。先づ熟慮、後に斷行と云ふ順序を踏む必要がある。從來の因襲は無論弊害はあるとしても相當に根柢を作して居る。之を覆すに當りては又更に新なる弊害を生ずる場合もある。其邊をも考慮の內に入れなければならぬ。唯前の弊害を見るに急にして輕々に事を處斷すると不測の禍害を來すことがある。殊に實際の行刑は收容者の心情に直接關涉を持つから各刑務所限りで從來の處遇を變更する場合は餘程愼重の態度を必要とする。新を趁ひ奇を衒ふ輕率な態度は行刑には禁物である。去り迚舊套を襲ふ計りが能事でないことは無論であつて飽く迄革新しなければならぬ。此邊の呼吸が六ケしい所で改善發達を常に心掛け、愼重なる態度で心に深く操守する所あつて決行して欲しい。浮ついた考で人から非難さるれば亦改めると云ふが如き考で運べば、延ては囚情の混亂紛糾することあるを免かれないであらう。すべて舊慣を改めるには滑かに進展して激動を與へざることを善しとする。此心掛は戒護主任の位地に在る者の最も留意すべき所かと思ふ。不滿不平延ては暴動の多くは此邊に胚胎するのではあるまいか。英國暴動の跡を顧みてこんなことを想像した。

Willensproblem und seine Bedeutung im modernen Strafvollzug

Dr. Heinz Vogelsang

意志の問題と其教化上の意義

獨逸プロイセン聯邦ベルリン刑務所學務主任

ドクトル・ハインツ・フォーゲルザング

近代的の刑罰執行は患者に對する治療法に比すべきもので、其の目的は一に病氣を治すことである。病氣を治すといつても、「刑を執行しながら」治すので、これが眼目であつて、他に目的はないのである。之と同じ意味で、裁判官は診斷を爲し治療の期間を豫斷する醫師に等しい。醫師の注意命令も細心の責任を有つた看護の之に伴ふのでなければ、多くの場合治療の效を奏することの難いように、犯人に對しいかに立派な判決が下されても、若しその目的が誤られ、刑務官吏たるものが、受刑者を社會的に復活せしむるといふ處遇上の任務を忘れてゐたならば、何の効もないのである。

しかし、醫學上の治療と刑罰執行との間には、少くもドイツに於ては、かなりの差異が存してゐるのである。治療の場合では、醫師は常に患者の最後の全癒に至るまでの責任を有つてゐるのであるが、刑罰の執行の場合では裁判官の責任は、一度び診斷が下され——即ち刑の宣告が法律上有效になるやいなや、直ちに消滅してしまうのである。醫師の掌中には人間一人の生命が握られてゐるのだが、裁判官の掌中には只だ或る一つの運命に對する責任が横はつてゐるのみである。斯くの如きは眞に價値のある宣告ではあり得ないのである。刑罰執行の任務がそんないゝ加減なものでなく、受刑者に對して飽くま

でも責任を有つてゐるものであるといふことを示すためには、此の比較は最後まで竝行して行かなければならないのである。

社會に對して犯かされた不法の行爲を贖はしむるものだといふ思想が、犯罪の判決から尙ほ未だ全く去らないとしても、刑罰執行は根本からそれとは異つてゐるのである。刑の宣告は犯罪に對して只だ刑を課するのである。

固より、犯罪の原因となるべき動機といふことを考へないといふことはないけれども、しかも、此の動機といふものは、何人に處罰が施されるかといふことを定むる唯一の原則とはならないのである。之に反して、刑罰の執行は受刑者を治癒し改善するの任務を有つてゐるのである。裁判官によつて確定された刑期なるものは、受刑者が改善の訓練を受くべき期間を示すだけである。一つの犯罪を社會的事實として看る場合に、その犯罪が刑罰執行にとつて興味を惹くのは、廣い意味での教育といふもの、失敗の原因が那邊に存するかゞこの事實で分明になるといふ點にのみ存するのである。是に於てか、差異は明かになるのである。裁判官は第一に犯罪（Tat）に興味を有ち、刑罰の執行に在りては、犯罪者（Täter）が興味の中心となるのである。刑罰執行に於ける心理學上の要素は、判決の場合に於けるとは全く異つた意義と重要味とを持つことになるのである。

刑の宣告といふものは、常に、あらゆる犯罪は一箇の意志的行爲として犯罪者の自由意志から生じたものである、との簡單な見地から、裁判官によつて下されてゐるのである。この自由意志に制限の付せられるのは、全く特定の條件の下に限られてゐるのである。之に反して、行刑といふことは、もつと深く入つて行つて、人間の意志生活を檢討する任務を有つてゐるのである。この意志生活の中にこそ、改善の爲めに委ねられた受刑者の性格を理解する鍵が潜んでゐるからである。

是に於てか、受刑者の敎化に從事するものにとつては自由意志の問題にばかり沒頭してゐるといふことは許されないのである。深く心理學に思を致して、敎化に必要な智識を得なければならないのである。そもゝゝ本來意志の何たるかを知らずして、意志を取扱ふ問題にたづさはるといふのは、有り得べからざることなのである。

もはや、今日では、學問上の基礎智識なくして、教育上の問題を解決しようとするものはあるまい。この小論

文では、ほんの輪廓だけしか說明するより外仕方がないが、實行にとつて如何に理論の大切であるかを、少しく述べてみようと思ふのである。

實際、心理學上の智識がなくても、人間の一つ一つの行動（Handeln）の動機となるものは意志（Wille）であることは、何人も知つてゐるのである。健全な理性を有つてゐるものならば、思索とか、感情とか、外部的な行動以外、我々の凡ての行爲を支配する或る物即ち意志といふものゝ存することを知つてゐるのである。

しかしながら、たとへ健全でも、人間の理性だけでは科學的な證據にはならないのである。苟しくも、意志といふような、人間の精神生活の極めて重大な問題の一つに關してゐるのであるから、古來この問題に關する研究が斷えず重ねられて來たのに不思議はないのである。それにも拘らず、この問題は、心理學に於ける實驗の進歩によつて、漸く最近に至つて其の解決が得られたのである。特に、アツハ氏（N. Ach）及びリンドウオルスキー（I. Lindworsky）はこの解決を見出すについて與つて大きな力が有つたのである。兩氏には非常に興味の深い實驗があるのであるが、茲にはそれを語つてゐる暇がないので、志の有る人は兩氏の著書についで學ばれたい。（一）

特に我々敎化にたづさはるものの興味を惹く意志の問題は、恐らく次のようなものであらう。

（一）意志は精神的の要素であるか。

（二）如何なる精神的過程によつて意志的行爲が生ずるか。

（三）意志の力といふものは何處に存してゐるか。

（四）以上の問ひに答へたる後、其の結論から、受刑者の敎化についてどんな斷案が下され得るだらうか。

第一の問題については、簡單にかう言へる。全く獨立な一つの精神上の出來事を意味する意志行爲（Willensakt）があるにはあるが、しかし、これを生ぜしめた過程は、普通我々が意志について考へてゐる所のものとは全く異つてゐるのである。願望（Wollen）は單に「意志がある」（"Ich will"）といふ事だけでは發生しないのである。意志行爲は單に意志に與へられた命令即ち決

(1) N. Ach: Ueber den Willensakt und das Temperament
I. Lindworsky: Der Wille, seine Erscheinung und seine Beherrschung.

意の遂行なのである。

願望にも亦た常に決斷が先立つのではあるが、今一つの比喩をとつてみると、リンドウオルスキーが巧みに喩へたように、意志といふものは近代の戰術上の司令官に等しいもので、思考（Denken）は參謀部でするのである。參謀部で作つた作戰計畫を司令官に與へると、司令官は自分で判斷して、是れが實行の責任を負ふのである。願望は參謀部なのである。一と度び、決意ができれば、論理上この決意から或る處置の生じて來るのは當然で、たとへ決意したことが忘却されてしまつても、自然の勢ひはそうなるのである。

玆に、自分が、特に論理的な結果だといふのは、普通考へられてゐるように、意志の强弱を計るものは、決意をする其人の氣力（Energie）の大小に依るものではなくして、單に決意を爲すに至る動機（Motiv）の深淺に依るものである、といふ事實があるがためである。或る一つの動機の人に與ふる刺激が强ければ强いほど、この動機について行かうとする意志は益々强くなるのである。

或る一つの行動の動機となるものには、人間の精神（Seele）が行爲によつて實現せらるべき一つの價値（Wert）として描き出す凡てのものが是れに屬するのである。

で、今玆に、一つの行爲が實際に完成される過程を檢討してみると、かういふことになる。或る一つの價値が玆に存在するとして、そして、これが獲得にはどんな努力をしても惜しくないように見えるとする。すると、この價値の獲得と關聯して離れない或る事柄を爲そうとする決意を喚び起して、而して、この決意によつて一つの行動（Willenshandlung）が生ずるのであつて、取りも直さず、この價値が一つの行動の動機となるのである。而して、この行動の結果、價値獲得の目的に成功した場合に、それが一つの實際の行爲（Willensakt）となるのである。

今まで、我々は、「只だ意志がありさへすれば、可能きる」（"Wenn du nur etwas willst, so kannst du es auch"）といかにも輕々しく言つて來たものであるが今日に至つては、そう簡單にはまゐらぬことが我々に分明かつたのである。我々は、一人の人間の意志生活（Willensleben）に感化を與へようと欲するならば、先づ其人の行動に動機を與へなければならない、といふ原理を初めて見出したのである。

しかし、動機を與へるといふことは、取りも直さず、價値を媒介してやるといふことである。而して、人間の生活の理想（Lebensideal）といふものは、此等の人間のしつかりとつかんだ價値から生じて來るのである。是に於てか、我々は、一人の人間の意志に感化を與へるといふことは、其人の生活の理想を變化せしむるに外ならない、といふ第二の原理に到達するのである。

この二つの原理は、極めて重要なものであつて、苟くも人の敎化に指を染めんとするものは、須臾も忘れてはならないのである。

學理上から、我々は意志の形成を二樣に區別することができるのである。即ち、

（一）意志の形式的形成——行爲の完成に至る過程の態樣

（二）意志の實質的形成——意志の形成の本來の基礎條件

形式的の形成を三つに分けることができる。

（一）意志力の獲得

（二）決意の形式的結晶

（三）効果的な行動

意志力の獲得といふことは、取りも直さず、動機の獲得といふことゝ同意義なのである。意志の力を强める形式的な方法といふのは、一つの價値から如何にしたら動機を引き出し得られるかといふことを敎示してやることであらう。動機についての敎しへが强ければ强いほど、意志の力は大きくなるわけだからである。低級な下劣な欲望だけしか知らないものは、決して意志の力を養ふことはできないのである。滿身の精力を打ち込むべき一つの行動を喚び覺ます高尙な動機となるものが悉く缺けてゐるからである。

之と、共に、動機の出來上つたゞけではまだ足らないのである。已に述べたように、或る一つの行動に出づるには、決意がなければならないのである。形式的な決意能力といふものも實際に之を强めることができるのである。即ち、事に當つて二つ或は多くの可能の場合を察して其中から一つを撰ぶ能力を養ふに外ならないのである。此れについて直ぐ思ひ起すのは、電光石火の間に進退を決せなければならないスポーツで、たしかに決斷力を養ふ訓練として之に勝るものはないのである。

終りに、敎化の目的として、行動の正常なるを期せしむるがためには、先づ效果的な行爲の何なるかを敎しへ

なければならない。此の場合、効果的といふ意味を說明してやるには、「行爲が効果的であるためには、お前は先づ事に當りて愼密に考察撰擇し、一と度決斷した上は猶豫することなく專念其事に從はなければならない」、と敎しへてやるべきである。この行爲の形式的な方面も、其相當の方法で立派に訓練できるのである。

意志の形式的な形成の問題はかなり面白いのであるが本來の根本的な意志の問題からいふと第二次のもので、(二)の實質的の基礎となるべき價値の問題の方が一層重要なのである。しかし、今、價値の形式の問題に入る前に、この問題と極めて密接の關係を有つてゐる二つの問題にぶつかつてみようと思ふのである。

其の第一は、若し意志其者が獨立でなくして、決斷に依存するものであるとしたら、それでも、自由意志といふことが云へるだらうか、といふ疑問である。答へは簡單である。そんなことは分明かり切つたことだといふだけである。何となれば、意志に撰擇の任務が屬してゐる限り、此れか彼れかの動機を撰り出すべく、常に意志は自由であるのだ。よし、たとへ、動機が一つしかない場合に在つてさへも、尙ほ意志は自由に撰擇することができるのである。「否か應か」("Ich will-Ich willnicht")の問題の提起され得る限り、此の場合にも撰擇は立派に存してゐるのである。

次に、意志問題について、其始唱者のスーエ(註——フランスのナンシー市の醫師で、心理的療法で世界的名聲を博した人で四五年前死去)の名によりてスーエイズムス(Couéismus)と呼ばれる一箇の學派があるが、此の學派の人達は、「若し、『自分は今日から決して虛言は吐かない』といふような決意を斷えず心中に繰返してゐたら、それで我々の意志の働きに影響を及ぼすことができるだらうか」、といふ問題に答へようとしてゐるのである。

此の問題に答へようとするならば、自分は今少し深く立ち入つて說く必要がある。

心理學上暗示(Suggestion)と稱する一つの力がある。其の本質はどういふものかといふと、たとへば、自分が他の人に或る事を示唆するので、しかも、其人が一點の疑念を挾まずに其事を信じ込んでしまうほどの强さで示唆するのである。自己暗示(Autosuggestion)も之と似てゐるのであるが、この場合には、論理上全く獨立のかけはなれた斷定が一箇の權威となつて自分を支配

するのである。たとへば、自分は、糖尿病患者が渴に苦しむのを知つてゐる場合に、渴を覺えると、それでもう直ぐに自分は糖尿病患者だと信じ込んでしまう類である。暗示といふものはかういふ程度のものに過ぎないのであつて、唯だ、余り精神活動の盛んでない人達のみが之に動かされるのであつて、しかも、何等確信すべき價値といふものは潛んでゐないのであるから、暗示にかゝつてゐる時間はほんに僅かの間に過ぎないのである。これだけの事は、スーエイズムを理解するのに必要なのである。元來、スーエの唱へた暗示といふものが、第一にスーエ其人の人格から出たもので、第二には、此の方法で多くの人が救治されたのだからといふような批判を欠いた思想からも來てゐるのである。場合によつてはスーエの主張を信ずるといふことが已に自己暗示として働いてゐるのである。此の場合にも、一つの永續的の價値が與へらるゝことは有り得るのである。但し、それは患者が病的に神經過敏の人であつて、一時的に病的の幻想から引き離されて、健全狀態を恢復して、新しい價値を創造する力を取り戻した場合に限るのである。精神の健全なものにとつて、スーエの說いた自己暗示の方法は全く意味のないことである。彼は一時は暗示にかゝることはあるかもしれないが、しかし、永續して獲得に努むるに値するだけの何等の價値もないので、一時はそれにひつかゝつても、直ぐにまた離脫してしまうのである。我々も、大戰勃發當時、かういふ暗示にかゝつたことを覺えてゐるが、自分の經驗で、その暗示の働いてゐる時間のいかに短かくあつたことをも知つてゐるのである。我々の認むる價値が全く他の方面で求めらるゝに至つたので、この暗示は長續きしなかつたもので、我々は戰爭といふ大きな出來事に動かされて、其方面に思ひ及ばなかつたのである。戰爭といふ大きな暗示の續いてゐる限り、其等の價値は鳴り負かされてゐたのである。

で、かういふわけで、我々に動機を與ふることのできるものは、只だ價値あるのみである。しかし、あらゆる價値が動機となるわけではない。或る價値が我々の意識に上るようになつて來なければならなくなるといふのは凡ての周圍の事情によるのである。

たとへば、學校の兒童の或るクラスに對する場合に於ては、我々は比較的容易に價値の把握に成功するのである。即ち、或る一定の年齡及び敎育程度の一團の兒童に向つて二三の價値を規範として定めることを手初めとし

て教化を進めて行くことができるのである。

で、一定の價値の規範といふもののあることは分明るが、主觀的價値と客觀的價値との間には大きな差異があるのである。即ち、年齡・性別、習慣、竝びに教育の程度の異るに從つて、箇人にとつての價値の概念は全く異つたものとなるのである。尙ほ、我々は猶未だ出來上らない人間に對しては或る價値規範を宛てがうことを是認することもできるが、已に「出來上つてしまつた人間」（"fertigen menschen"）に對しては、かゝる手段は何の効もないのである。

しかし、なさけない事には、我々の刑務所に於ける教化事業に在つては、已に出來上つた人間を取扱はなければならないのである。尙ほ其上に、已に出來上つてしまつてゐるばかりでなく、我々は全く異つた習慣を有つてゐて、初手から規範を定めるといふことを斷念しなければならない人達なのである。

其上に、尙ほ一言したいのは、價値といふものは必ずしも學校ばかりで養はるゝものでもなければ、意識されながらばかり養はるゝものでもないといふことである。或る人に固有の價値の大部分は、其人の環境、環境といふのも多くは兩親の家で、無意識の間に養はるゝのである。各人の家庭には或る一定の價値に關する複合的の意識內容が支配してゐて、例へば官吏の家ならば、職務に忠實であるといふこと、學者の家ならば精神上の興味といふことが、其家の價値意識となつて全部の生活の態樣を定めて行くといふことがある。これから發達して行かうといふ子供達には、この家庭を支配してゐる基調的な情調から離れるのは困難で、不知不識それに引きずられて行くのであるが、固より自發的な價値の發生といふことがないではない。この自發的な價値の發生が消極的に起つたり、又は、親の家に支配してゐる價値から意識的に遠ざかつて行く場合ですらも、人間の價値觀念は固より生れるものである。

しかし、我々刑務所に於ける教化事業に於ては、是れと全く異つた事情が存してゐるのである。第一に、我々は義務教育を受けてゐる子供を取扱ふのでもなければ、また一般に、何にせよ或る一つの精神上の組織に堪え得る、統一のある人間の集團を取扱ふのでもない。我々は之に反して、生活の理想の多少共已に出來上つてゐる成熟した人間を取扱ふのである。刑務所にて於ては、家庭生活の有つてゐる社會的な教育的な意義に比ぶべき何等の要素も存在してゐないのである。それ處が、我々は、

受刑者相互の接觸によりて更らに新しい弊害が生ずることを防ぐに努めなければならないのである。しかのみならず、我々の取扱ふ受刑者は、刑務官吏を仇敵視し、あらゆる手段で感化的處遇から逃がれようとしてゐる人達なのである。

といふわけで、刑務所では、學校に於けるような統一のある教育訓練を施すこともできず、家庭に於けるような傳統的な感化を及ぼすこともできないとすれば、教化の効果を期待し得る手段で我々に殘されたものは、受刑者に對する箇別的な研究と處遇（Individuelle Kleinarbeit）の一途あるのみである。即ち、アメリカの社會事業でいふケースワーク（Case-work）で、各受刑者は愼密周到に研究せられなければならないのである。而して、あらゆるケース（Fall）について——色々な手段が必要であらうが、先づ本人を支配するに足る價値の入り口を見出すに努めなければならない。この入口が見出された時に、恒久性のある新しい價値を媒介してやつても差支ないので、此の時に至つて初めて、新しい價値から効果を上げ得る幾分の期待が生じて來るのである。入り口の見出されない限り、無理に新しい價値を押しつけてもだめである。

前きにも言つたように、價値共者の概念は千差萬別である。勞働者を捉へてニーチエの哲學に於ける倫理上の價値を論ずるのは馬鹿氣た話で、恰も大學生にチヨコレートをくれて、其の永續的價値を說く樣なものである。然しながら、或る價値については、それが一般的な價値を有つてゐると云へるのである。例へば、倫理上の或る概念とか、宗教とか、社會思想とかはそれである。我々は、價値共者が意識せられた時に、初めて動機が出來上るものであることを知つてゐる、で、此等の價値に一般的の觀念の存することを生徒か受刑者に覺識せしむるのが肝要なのである。たとへば、勇敢といふことを說かうとするならば、先づ第一に、勇氣の何物なるかを生徒に說明させるのである。そうすれば、勇敢といふ觀念に生徒がどんな價値を見出してゐるかゞ分明るのであつて、玆で初めて、教師は勇敢といふことに今迄どんな價値が結びつけられていたかといふこと、及び、どんな價値が結びつけ得られるかといふこと、即ち、今迄勇敢といふ觀念に結びつけられてゐた價値が、事實上屢々何等價値と稱すべきものでなく、却て無價値なものであつたかといふように、筋道を立てゝ說明してやらなければならないのである。

しかし、かういふことも、自分が已に指摘してをいたように、學校の教育だと至極簡單に障害もなく、効果が現はれるのであるが、刑務所ではそうはいかないのである。只だ、玆に、受刑者の感化手段として一つの重要な手段と看るべきものがある。それは内省の法である。それはどういふのかといふと、ベンヂヤミン・フランクリン（1706—1790）〔アメリカの有名な外交家であり政治家であり、科學者でもあつた人〕がやつたように、毎週自分の精神生活の方向を檢査し、あらゆる失錯を記帳し、週の終りに善行と失錯との差引勘定をして、犯かした過失を確認し、完全な性格から己れの爲す所の尚ほ如何に隔つてゐるかといふことを知る方法である。

この内省法は、外の方法では感化手段を及ぼすことの甚だ困難な智識階級の人達には良好な効果を奏するのである。此等の人達の處遇のむづかしいのは、人間として欠くことのできない價値の觀念は持つてゐるのではあるが、その價値が種々の障害に支へられて、動機となるまでに生長しないので、感化手段の及びにくいといふことである。

人間といふものは、其人の受くる教育と其人を圍んでゐる環境の産物である、といふ今日一般に信ぜられてゐる見地に立つ時には、我々の受刑者の大部分に見出される教育の缺乏といふことが、彼等をして犯罪生活に入らしめた重要な原因であるといふことをよく心得へてゐなければならないのである。教育の欠けてゐる人には、立派な價値觀念のでき上る保證がないのである。かういふ人達は、多くの場合、欠けた教育を補ひ、一般的な教養を授けることによつて、價値觀念を作らせる可能性が有り得るので、我々教化に従事するものにとつては、特に興味の深い受刑者なのである。

最後に、言つてをきたいのは、情緒を基礎として價値觀念を作らせる可能性のあることである。かなり質の悪いものでも、人間はたれしも、何處かしらに、普通世間で言ふ情とかこゝろといふものを有つてゐるものである。此の情でしつかり彼をつかんでしまうことができれば、多くの効果が得られるのである。固より、情感といふものゝようにはかない常ならないものはないといふことは忘れてはならないが、しかし、かゝる情感も場合によりては十分利用され得るもので、かゝる感情の有つてゐる暗示的の力を、他の形で實質的の價値の媒介となるまで長く維持するに成功すれば、効果の歴然たるものがあるのである。

以上述ぶる所によつて、永續的な價値を創造する方法の極めて多岐なることが分明かると思ふのである。更らに又た、我がドイツの刑務所に於ける教化事業に於ては尚ほ未だ研究の結果の依るべきものなく、我々は自分自身を頼る外に道なく、箇別的な受刑者の研究から、どんな僅かな智識でも獲得しなければならない状況に在ることが、怖ろしいほど明白になつたことを思ふのである。

已に出來上つた成年に價値の規範を基礎觀念として植ゑつけるに、どれだけ成功するものであるかは、今遽かに語ることはできない。しかし、どうしても是非必要なのは、色々の價値に對して之を受け入れる受刑者の態度を知らんが爲めに、極めて詳細の統計を作ることである。若し、一と度び、かゝる統計が組織的に作製せられたならば、この重要な問題を決定することができようと思ふのである。よし、たとへ統計で問題の解決が出來ないとしても、少くとも、受刑者についてその智識を集めるといふ時間のかゝる準備仕事を省畧して、直ちに本來の教化事業に取りかゝることが出來る點で、大きな進歩と云へるのである。

一度び、アメリカの行刑界の事情を研究する機會を有つたものは、アメリカニ於ては、ドイツよりも遙かに受刑者に對する心理學上の研究の盛んであることに驚くのである。しかし、意志の問題は、教化方面で効果を上げるためには、今迄信ぜられてゐたように、"Ich will"（「意志がある」）といふだけの短い簡單な語で片つけられるものではなく、範圍の廣い、勞苦の多い、しかも、効果を得るの困難な、受刑者についての箇別的の心理研究が必要であるといふことを知つたならば、必然に、我がドイツの教化事業に新しい道が開かれて來るにちがひないのである。從來我々によつて行はれて來た箇別的の研究が更らに擴張され、廣く蒐集された詳密な統計により更らにこの研究が容易にせられることになれば、それはたしかに新しい道と云へるのである。（了）

Der Strafvollzug, November 1931

海外時報

フインランド共和國に於ける
禁酒法レフアレンダム

十二年前、議會が禁酒法を通過せしめてより、フインランド共和國では、禁酒法に對する贊否の論は常に囂びすしく、兩派互に固く執つで相下らず、終にレフアレンダム（國民決選投票）に問ふに至り、去年の末其結果が發表されたが、禁酒法の廢止を可とするものは、實に總投票數の七〇・五パーセントで、之に對して保存を可とするものは、僅かに二八・一パーセントに過ぎず、殘り一・四パーセントは該法の改正を可としたものであつた。

去年のニユー・イアース・イーブ（大晦日）には、十二年間にして初めて、レストーランのテーブルの上に、色々の酒の入れ物として使はれてゐたテイ・ポット（茶瓶）に代つて、大ぴらに酒のボツトルが現はれたのである。

學生達は陽氣に市中を練り歩き、或は飾り立てた自働車を乘り廻はすものもあつて、巡査に遇ふたびに、車上から杯を出して、一杯とすすめるのである。巡査も笑つて別に禁酒法の違犯として手を下さうともしなかつたのである。酒類密賣業者はこれが最後といふつもりで、其前日から大量の酒をヘルシングホルス（フインランドの首都）へ持ち込んでゐたのである。これは、ヘルシングホルスから通信員の報ずる所であるが、禁酒法廢止のレフアレンダムの結果が如何に市民を狂喜させたかが分明かるのである。

しかし、このお祭り騒ぎの後には、フインランドの議會は、レフアレンダムで委任された事項を遂行し、酒の營業を取締る新しい方法を見出すといふ重大な任務を負されてゐるのである。この新しい方法については、アルコール飲料を賣買し、及び輸入する權利を獨占する政府の管轄に屬する或る會社が設けられることが豫測されてゐるのである。

禁酒法撤廢の法案を議するため、一月十九日に特別議會が招集されたのである。

現內閣の社會省のミニスター（大臣）たるキルペレイネン氏は、地方新聞記者團に對するステートメントに於

て、「禁酒法の實施されてより十二年間、次き〳〵の內閣はいづれも實際に十分禁酒法を強制實施せしむることはできなかつたのであつて、これがために、却つて一般の法律に對する侮蔑の念を助長せしむるに至つたのである。」と述べてゐる。

フインランド全國で、三千二百二十九箇の選擧區の中、遠隔の二十四ケの選擧區を除き、投票の結果につきヘルシクンホルス發聯合通信の報ずる所によると、「フインランドの禁酒法のレフアレンダムに於ける投票の結果の今迄に明かになつた所によると、投票數七十七萬二千九百〇一の中、五十四萬四千九百六十七票は廢止、二十一萬七千〇十九票は保存、十萬〇九百十五票はライト・ワイン及びビールの許可を可とするのであつた。

投票にあづかつた三十四萬六千七百十五人の婦人中、其六十六パーセントは禁酒法に反對したものであつた。」

フインランドのレフアンダムに關し、ニユーヨークの「タイムス」紙は次のように曰つてゐる。

「かくしてフインランドも亦、一度プロヒビション（禁酒）を試み、次で之を廢棄した國々の行列に加はつたのである。キヤナダのプロビンス（州）の中で、クエベツクを除き、悉く禁酒法を試みたのであるが——其或る者は已に二十五年以前に之を實施したものもあつた——此等のプロビンスは悉く禁酒法を廢止して、酒類取引を官營に移したのである。ノウルウエーは一九一九年に於て十四パーセント以上のアルコール分を含有する凡ての飲料を禁止したが、一九二三年には、フランスとの貿易を考慮して、この含有量を二十一パーセントに高めたのであるが、一九二六年に至つては凡ての制限は全く撤去されてしまつたのである。ソヴエト・ロシヤでも、大戰當時ザアによつて發布された禁酒法を發止するのに、大して長い時間はかゝらなかつたのである。」

「プロヒビションを試みた凡ての國々の中で、我が合衆國だけが、之を撤廢するため尙未だレフアレンダムを行はなかつた唯一の國である」と、ビイツバーの「ポスト・ガゼツト」紙はわざ〳〵斷つてゐる。

Literary Digest, January 30, 1931

ドイツ聯邦議會に於ける
刑法改正案の討議續行

聯邦議會の刑法委員會は、刑法改正に關する討議の再開を決定するために、去年十一月十七日會合したのであ

るが、委員長ドクトル・カール氏は國民社會黨（ヒツトラー一派）並に獨乙國民黨に屬する委員の欠席を詰り、聯邦政府内務大臣ヨエル氏は、刑法改正事業の新しい立法政策を取らざるべからざること、聯邦議會は正々堂々議院法によりて、刑法改正案並びに他の重要なる法律改正案を完成するの義務あることを力説した。最後に共産黨を除く全委員の一致賛同で、一九三二年一月十二日刑法改正案の對議を續行することを可決したのである。當日は、部別けの委員會で、第十六章の「公安を害する罪」（Gemeingefährliche Handlung）、「交通を妨害する罪」（Störung des öffentlichen Verkehrs）等第二百三十條以下の討議が行はれる筈である。刑法草案第一編の各論は三十六章より成り、第三百七十二條に終つてゐる。

Der Strafovllzug, Dezember 1931

手紋—指紋にあらず—による鑑識

目下、犯人を鑑識する新しい方法か、ロンドンのスコツトランド・ヤード（中央警察廳のこと）で試驗されてゐるのである。同廳の指紋課長チヤーリル氏は、手の如何なる押壓によりても犯人を鑑識することのできるといふ一つのシステムを考案したのである。已に、スコツトランド・ヤードでは、從來の指紋と共に、試驗的に全體の手の紋型を取つてゐるのである。この新しい方法は、犯人が豫め指紋を殘さないように用意した場合に利用されるもので、全體の手を使ふことを全然避けるといふことは、極めて稀れな場合に限つて可能であるからである。この新しいシステムによると、外皮ばかりでなく犯人の手が或る物體の上に押壓を加へた場合に、其手の全體の構造が認識せられ得ることになつて、鑑識上重要な材料を供給することになるのである。チヤーリル氏は、手紋のこのシステムは、從來の指紋と同じく、時と共に非常に重要な効果を示すに至るものと固く信じてゐるのである。已にロンドンの一裁判所では、この手紋を証據材料として判決を下したのである。

Ditto

第二十三回刑務官練習所卒業式

第二十三回刑務官練習所卒業式は、二月二十日午前十一時から刑務協會樓上に於て開催、鈴木司法大臣（代理）、皆川次官、長嶋民事局長、小山檢事總長、小原控訴院長、林大審院部長、泉二大審院部長、宮城檢事正、秋山上席檢事その他司法省各課長、各書記官及び東京四刑務所長等約三十名の來賓列席の上、伊藤刑務協會主事の開會の辭に次き、鹽野練習所長より、左記卒業生及優等卒業生に對して、夫々卒業證書竝に賞品、賞狀を授與し、更に左の訓示を與へられた。

鹽野練習所長訓示

玆に第二十三回の刑務官練習所卒業式を擧行いたしますことは、諸子と共に、私の大に欣びとするところであります。

昨年十月、當練習所を開設いたしまして以來、今日まで恰度滿五ケ月になりますが、その間、諸子は幸にして健康を一つ害せらるゝこともなく、誠實に且つ熱心に、學業を勉強し、見學に出精せられて、何れも相當の成績を以て目出度く御卒業になられたことは、練習所長として、厚く慶賀の意を表する次第であります。

諸子は何れも、全國多數の同僚の中から選拔せられて、特に當所に入所せられた成績優秀な人々でありますが、しかも當所に於ては、學問並に實務の方面に於ても當代第一流の人々とも目すべき多くの諸先生から、それ〴〵御專門の立派な講義を親しく聽かれて、行刑の目的及び作用等について、一層明瞭に領得、心解するところがあつたでありませうし、又外部に在つては、社會、人事に關し種々有益なる講演を聽かれたり、或は又、帝都に於ける各方面の空氣や施設等に直接接觸せられたりして、見聞を廣め識見を高むる上に於て得る所が尠くなかつたであらうと確信いたします。それでこそ、當局が、刑務官として將來有爲の人物を作り出さうとの目的の下に、當練習所を開設いたしました當初の趣旨とも相稱ふ次第でありまして、その點を忘れなかつた諸子の前途は、實に洋々として海の如きものがあるのであります。

今更申すまでもなく、行刑の成績は、刑務官として第一線に立つて働く人々の心がけ並に努力如何によつて定るのであります。いかに制度が整つてゐても、いかに上司が心配しやうとも、この第一線に立つ人々が眞劍になつてくれず、若くはその人々に適任者を得ないといふやうなことがあつては、行刑の成績を完全に擧ぐることは到底出來ないのであります

す。幸にして諸子は、何れも相當なる成績と、希望多き前途とを擔ふて、それぞれの任地に歸られ、その第一線の實務に當らるゝのでありまするから、その點私としては諸子の今後の不斷の御努力と優秀なる御成績とに深くも望みをかけ、且つ樂んでこれを待つてゐるものであるといふことを、何卒諸子に、御記憶願ひたいのであります。

人間誰れしも立身出世を希はぬものはありませぬ。これを希ふのは人の至情であります。諸子とても、勿論それを希望せらるゝことでありませう。否諸子は、今現にその立身出世の第一歩をすでに踏み出してゐるのであります。當練習所を出られた諸子の前には近き將來に於て看守長の職が待つてをり、又行く〳〵は高等官への途も開かるゝ事でありませう。若し諸子が、常時不斷に、自己の修養と、職務の勉勵といふことをさへ怠らなかつたならば、故らに自ら焦つて立身出世を求むることなくとも、諸子の地位はいつの間にか向上し、諸子の希望は期せずして遂げらるゝことゝなり、かつては、及びもなきことゝ考へてゐた刑務所長の地位も、やがては諸子自身のものとなることも可能なのであります。恐らく諸子の中から、將來その地位に上るべき人が、必ずや出て來るのであります、たゞ事實問題としては、その地位まで到り得る人もあれば又到り得ぬ人もあるわけでありますが、それは前にもいふ如く、一に諸子の平素の心がけと努力如何に依ることであります。刑務官として常に自己の修養を怠らず、職務に忠勤を抽んでさへすれば、何人の前にも、高き地位は提供せられてゐるのであります。

尤も人間の天分、即ち天與の能力には種々等差がありまして、有能な人もあり、從つてそれが各人の仕事の上にも影響して、ひとしく立身出世といふ中にも、自ら多少徑庭の生ずることは免れないことであります。無能な人が、自己の天分を忘れて、有能な人と伍してこれと並び進まうとし、その進み得ざるや、徒に煩悶懊惱し、又他を怨嗟讒誣するが如きは、無謀といはんよりは寧ろ不德と稱すべきものであつて、これは大に戒愼を要すべきことであります。しかしながら反對に、有能な人にして却つて無能な人に後れを取り、終生その後塵を拜して已むといつたやうな事實を、世間にはしば〳〵見受くるのでありますが、これはいかにも不可思議、不合理のことのやうに思はれるのであります。しかしそれが、すでに世の現實の事實であつて見れば、私共お互としても、決して他人事ではない、深く思ひを致して見なければならぬことであります。

又一方からいへば、有能、無能とは申しましても、多くの場合、その差はホンの紙一重のものであります。殊に諸子の場合の如くに、全國の刑務官中でも有數な人々として選拔されて來てゐる人々の能力は、大體に於て平均してゐるのでありまして、その間相違があるといつたところで極く僅かなものにすぎないのであります。否々、ひとり諸子同志の間に於て相違がないばかりでなく、われ〳〵と比較しても少しも遜色がないのであります。われ〳〵は成程、官位勳等に於ては諸子に比し多少上かもしれぬが、能力そのものを論じたならば、恐らく諸子に誇るべき何ものも有たないのであります。官位勳等は、官吏としての年來の功勞に對して授與されたるものであつて、敬意は拂ふべきものとしても、何等恐るゝに足らないものであります。でそれ等の官位勳等を別として、諸子の能力そのものが、われ〳〵と何等の差異なきものであることは、試に一夕、われ〳〵と諸子と、膝突き合して忌憚なく語り合ふたならば、直に首肯し得ることであります。

尤も諸子とわれ〳〵とでは、年輩に相違があります。世俗にも橙の數とかいふことがあつて、年輩の進んでゐるものは、それだけ經驗智も世間智も積んでゐるわけでありまして、それが一見、能力の優位を示してゐるかの如くに見える場合もありますけれども、しかしそれは、能力の問題とは別でありまして、さうふ經驗智とか世間智とかは、諸子とても年齡を重ぬるに從つて、漸次これを獲得して行くことは勿論のことであります。

右申すやうに、世間には有能者にして却つて無能者の後塵を拜するやうな人があつたり、又天賦の能力に於ては、本來毫釐の差でしかないものが、數年、數十年の後には、その地位なり階級なりに於て、非常なる相違懸隔を招來することがあるといふのは、抑もいかなる原因に基くのであらうか。それは一口でいへば、各自平素の心がけといふことに歸著するのでありますが、然らばその心がけといふのはどういふことであるか、勿論それは前述の、自己の修養、職務に忠實といふこの二項目に依つて言ひつくされてゐることでありますが、それについて更に、私として、一片の婆心から聊か說明を加へたいと存じます。

自己の修養といふことは勿論忘れてならぬことですが、職務に忠實といふことについては、一面次ぎの如く考へることが必要であらうかと思ひます。例をとつて申しますと、或一つの官廳に、例へば甲、乙二人の人が勤務してゐて、甲の天分は十、乙の天分は八と假定いたします。そして、甲は十の天分を有するに拘らず、常に八の力を出して働き、これに對し、乙は自分の有する天分のすべて、即ち八の力で働いてゐるとすれば、その場合に於ける甲、乙兩者の成績は同等であります。所で、十の天分を有する甲が僅に七の力を出すにとゞめ、八の乙が八の力一ぱいに働いたとすればどうであらう、申すまでもなくその場合は、甲は天分に於て乙に優るにも拘らず、成績に於ては却つて乙に劣るのである。そして、その場合、上司として、甲、乙二人の中その何れを採るかといへば、有能ではあるが七分の力しか出さぬ甲よりも、比較的無能であつても、その有する八の力一ぱいに働くところの乙の方を忘らぶのであります。同時に良い地位も亦、甲より乙の方に與へらるゝことになるのであります。かやうにして、有能なる甲は、無能なる乙に負けるといふ結果になるので

ありまして、その原因は何かといへば、乙は力一ぱいに勤めていかにも職務に忠實であつたのに對して、甲は職務に不忠實であつたが爲めといふに外ならぬのであります。

何故に十の力を有する甲は、その十の力、即ち全力を擧げて、職務に勵むことをしなかつたのか。それは人に依つて種々の理由や口實もあらうが、多くの場合、第一にはその人の增長慢から來るのであります。即ち多少とも自己の天分に恃むところがあるので「オレが〳〵」がツイ鼻の先きにぶら下つてゐて、とかくに熱意　緊張を缺くことになるのであります。しかもそれが、偶々、先きには眼下に見てゐた無能者のために先きを越されて、一たび自分の進路にケチが付き出すと、今度は半ばヤケ氣味も手傳つて、先きの七分の力どころか、六分五分の力をも出し惜しむといふやうなことになつて、かくて往年試驗場裡に於ては一番二番を爭つたほどの秀才も、最後にはすつかり落伍者となつて、一生を不平裡に送らねばならぬやうにもなるのであります。

それから第二としては、遊戲に耽る人、かういふ人もとかくに進歩向上が後れがちであります。碁、將棋、謠等の如き上品な遊戲にしても、その享樂には自ら程度といふものがありまして、過度の耽溺は避くべきであります。職務以外の他方面に餘りに心身を勞し、氣持を囚はれてゐては、どうしても職務の方が疎になりがちであります。況んや、夜遊びを なし、深酒に溺れ　果ては負債を作り、身を害ねるといふやうなことに立ちいたるに至つては、言語同斷、最早その人の運命も行止りと思はねばならぬのであります。

第三には、自分の現在の職務に甘んずることなく、いつもそれを腰かけと心得何等正當の理由もなく、或は自己の單なるムラ氣からして、しば〳〵轉職を希望する人がありますが、さういふ人は決して大成することがないのであります。何の仕事でも同じことでありますが、忍耐と精實とは、成功の重要なる要素であることを忘れてはならぬのであります。

第四には、月給たけ働けばいゝと考へる人、かういふ人もまことに困りものなのであります。さういふ人は自分の月給の上ることばかり考へてゐるのでありますが、而しさういふ人に限つて又、決して月給は上らないのであります。何故かといふと、さういふ人は役所の仕事を他人の仕事と考へ誠意もなく熱意もなく、又責任觀念も伴ひませんから、從つて自己の能力を十二分に發揮するといふ事もなく、その結果、自然職務上の成績も香ばしからぬ事になるからであります。その癖さういふ人に限つて、自分の月給ばかりでなしに、他人の月給の事までも餘計な心配する、そして自ら稱して人事局長――かういふやうな種類の人は、自己の運命を開かうとして、實は却つて自己の運命を塞いでしまうといふ結果に、往々にして陷り易いものであります。之に反して、自己の全能力を發揮する人は、役所の仕事は自己の仕事と考へ、自分の成

績ばかりでなく、役所全體の成績の擧がることを樂しみとする人であり、他人の仕事でも、これを自分の仕事の延長と心得て、機會ある毎に、これを手助けすることを忘れぬ人であり、從つてさういふ人は、自ら好運を求めずして、しかも自ら好運を招いでゐるの人でありまして、上司としては、左樣な人を最も喜ぶのであります。

しかし最後に、いかに全能力を擧げて仕事に沒頭する人であつても、平生同僚との折合ひの惡い人は、上司としてはこれを採らぬといふ事を申上げたいのであります。それはその人一人のために、全體の仕事の能率に影響して來るからであります。さればといつて、諸子に對して、何も諛辭巧言を要求するわけでは決してないのであります。僞巧を弄して故らに一人の上官の御機嫌を取り結んで見たところで、その上官の一身にいつどんな變動があるかもわかりませんし、要するに世上のいはゆる單なる御機嫌取りといふやうなことは、案外に効果の少いものであります。人間の評價といふものは、左樣なこととは關係なしに、良いものは良いやうに又惡いものは惡いやうに長い眼で見まするとと結局その落付く處に落付くものであります。よく自己の修養につとめ、職務に勉勵するものが、結局最後の勝利者となるのであります。

自己の全能力を發揮して、十全の効果を擧ぐることを期するがためには、常に、自己の精神を活潑々に緊張充實せしめておくことが必要であり、それがためには又、自己の心に常に何等かの拍車を與へ、それを以て發憤努力の刺激となすことが最もよい工夫であります。それには種々の方法もありませうが、例へば一家の再興を計ちうとするとか、又は老父母のために早く立身出世をしようとか、或は聖人君子の言葉をひいて坐右の銘とするとか、若くは尊敬すべき人物の寫眞を部屋の中にかゝげて置くとか、することは、何れも相當の効果のあることであります。しかし、私の考へではその他に、刑務官として、自己の受持ちの仕事を、時々取り換へるといふことも亦一つの有効な方便であると思ひます。同じ仕事を二三年もやつてゐますと、とかくにづるずると氣がゆるんで來て、不知不識のうちに仕事が等閑になりやすいものであります。しかも多くの場合、本人はそれに氣付かずにゐるものであります。自分はこんなに忙しく、こんなに働いて、そしてこれだけの成績をあげてゐる、それを何か職務を疎にでもしてゐるやうに考へられてはたまらない、とかやうに自分を辯解し、他を非難するやうな心持ちが崩しやすいものであります。けれども、自分で自分の感情や能率を測定する事は實は非常に困難なことであつて、自分の有てる尺度の狂つてゐることを自覺せずにゐる場合が多いのであります。

それで、受持ちの仕事を時々にかへ、例へば戒護を二、三年すれば文書の方に移るとか、文書の仕事に慣れゝば、又他の新しい仕事に取りかゝるとか、さういふ工合にすれば、その度毎に氣持も新

矯正図書館

しくなり、同時に、新しい仕事に對するはげみも興味も湧いて、努力奮發の心を更に新にし、以て精神の緊張、努力を常に保つことが出來ると思ふのであります。況してや諸子は、將來に於ては、各刑務所に於て相當の監督官ともなるべき人々でありますから、若い今の中に、種々の方面の仕事に對する修練と經驗と並に理解とを積んでおいて、他日所長その他監督官の地位に進まれた場合の準備を作つておく事も、亦大に大切なことであらうと存じます。その他諸子が、刑務官として、若くは處世上に於て、種々心がくべきこと、つとむべきことは澤山あるでありませうが、それ等は、今後、諸子各自の工夫自得にゆづるといたしまして、玆では、この目出度き卒業式に際し、練習所長としての平生所見の一端を申述べ、以て諸子の御參考に供した次第であります。

次て佐々木秘書課長は左記鈴木司法大臣の祝辭を朗讀し

司法大臣祝辭

行刑ノ本義ハ犯罪ヲ未然ニ禁遏シ非違ヲ無形ニ警戒シ涓滴ヲ抑ヘテ汎濫ヲ防ギ一凶ヲ除キテ萬姓ヲ服シ賴リテ以テ國家社會ノ清平ヲ維持スルニ在リ故ニ誤ツテ法網ニ觸ルル者アレバ之ヲ善導シ之ヲ敎化シテ天賦ノ智能ヲ誘發シ務メテ改過遷善ノ實ヲ擧ゲシメ以テ釋放後ノ累犯ヲ根絕スルヲ要ス

若シ夫レ如上ノ本義ヲ沒却シ敎化ノ功ヲ奏スル能ハザル時ハ啻ニ司法ノ威信ヲ損スルノミナラズ國家社會ノ秩序ハ忽チ破壞セラルベク行刑制度ハ其ノ存在ノ意義ヲ失フニ至ルベシ是ニ由リテ之ヲ觀レバ刑務官ノ職責ハ國政上洵ニ重且大ナリト謂ハザルベカラズ

刑務官練習所ノ開設セラレテヨリ二十有餘年時勢ノ變遷ニ伴ヒテ幾多ノ施設ヲ加ヘ必須科目ノ外東洋倫理國民經濟社會政策等ニ就テモ斯道ノ權威ヲ招聘シテ敎授ノ任ニ當ラシメ其ノ成績頗ル觀ルベキモノアリ諸子亦多年ノ經驗ト優秀ナル品性トニ由リテ選拔セラレ來リテ所定ノ學科ヲ習了シ今ヤ各々其ノ任地ニ歸リ之ヲ實際ニ應用セントス惟フニ誠意ヲ以テ敎化ヲ敷キ情實ヲ以テ法規ヲ枉ゲズ恩威並ビ行ヒ以テ刑政ノ本義ヲ貫徹スルニ於テ必ズヤ十二分ノ抱負アラム國家ノ諸子ニ期待スル所ハ實ニ此ノ一點ニ在リ諸子ガ最善ノ努力ヲ致シ此ノ期待ニ背カザルコトハ予ノ確ク信ジテ疑ハザル所ナリ仍テ所見ノ一端ヲ述ベテ諸子ノ修業ヲ祝シ併セテ本日ノ式辭ト爲ス

昭和七年二月二十日

司法大臣　鈴木喜三郎

更に、小山檢事總長は、來賓一同を代表して、次のやうな祝辭を述べられた

小山來賓兼講師總代祝詞

諸君は、刑務官練習所に入所せられて以來、刻苦勉勵の結果、玆に目出度く卒業證書を御受けになることになり、殊に承るところに依れば、何れも皆、良好なる成績を以て御卒業になられましたさうで、まことに諸君の爲めに御喜び申上ぐると共に、わが司法部が、諸君の如き優秀なる刑務官を多數つくることを得ましたことを慶賀いたす次第であります。

諸君はこの數ヶ月の間に於て、法律上その他、刑務官として特に必要なるいろ〳〵な學問智識を修得せられ、又實務方面に關しても種々實習、見學を積まれたことでありまするから、今後諸君が、それ〴〵の御任地に歸られてからの、諸君の御成績の大に見るべきものあることは、言を俟たないところであります。只今練習所長からも御話がありましたが、何卒諸君に於かれても、御歸任後は、當練習期間中に於て習得された豐富な智識、學問を十分に利用し、活用せられて、わが國の行刑の爲めに、層一層、御努力、御精勵あらんことを、私からも特に御願ひいたす次第であります。

由來刑務官の仕事は、まことに六ケしいものであります。しかしそれだけに、この仕事に當るといふことは、愉快なことでもあり、又名譽なことでもあるのであります。その點、諸君としては、自己の職務に對して、先づ十二分なる自負と滿足とを感じて然るべきであらうと存ずるのであります。又諸君が御歸任後に、刑務官として取るべき態度及び心得等については、只今の練習所長からの御言葉で大体盡きてゐるのでありますが、私としても、諸君に對して御祝辭を申上げるこの機會に於て、即ち諸君のためには最も記念すべき今日のこの席上に於て、諸君に是非、覺えてゐていたゞきたいと思ふ二三のことについて、簡單に、私の希望を申上げたいと思ひます。

希望といふことになると實はいくらでもあるのでございますが、この際特に、諸君の御注意を乞ひたいと思ふことは、諸君が今後、それ〴〵の御任地に於て御仕事をなされて行く上にも、諸君がこの數ヶ月間に、當練習所に於て學ばれた學問、智識と成るべく離れぬやうにと心がけていたゞきたいといふのが、それであります。人間は偶々新しい智識を得たり、又見聞を廣めたりすれば、當分の間はよくそれを覺えてもゐれば、又何かにつけてそれを利用することを忘れないのでありますが、身激職に在つて、日々實務の方に追はれたりしてゐますと、いつの間にかその方面の心がけは御留守となつて、書物や智識とはだん〳〵縁遠くなつて行きがちなものであります。これは人間の最も陷り易き慣性若くは惰性とでも申すべきものであります。

ではこれを防ぐにはどうすればいゝかと申すに、他にいろ〳〵方法もありませうが、私が思ふのには諸君が平生仕事をされるに際し、何事にも念には念を入れるといふ趣旨の下に、無駄とは思つても、一々條文に當つて確めて

見るといふ習慣をつくらるゝことが、最も適切有效な方法であるやうに思ひます。即ち、諸君が平生實務を處理して行くに際し、格別の疑義を感じないものでも、この事は、法律上いかなる根據があるものであるか、又はこの訓令はいかに解釋していゝものであるか、といふやうなことを、一々本文に照し、條文に當つてたしかめて見るのであります。例へば、これは刑法第何條の規定に依るものであるとか、刑事訴訟法のどの點に該當するものであるかとか、又は監獄法の第何條はかやうに解釋して差支へないであらうかとか、あれは監獄法施行細則の何處にあつたかしら、とか、といふやうな工合に、その都度一々、刑法なり監獄法なりの條文を繰つて見て、「やはりさうだつた」とか、「成程これでいゝ」とかと、はつきりと確めて見て、それで始めて安心をして仕事をして行く、とかやうな習慣を作つてさへ行けば、仕事に間違ひといふものがなく、且つそれに依つて自己の智識なり、能力なりに更に一進歩を見ることになるのであります。

ますから、進んでは、この規則にある この文句は果して適切であるかどうか とか、又はこの文章は立法の精神に照して果して妥當であるかどうか、とか いつたやうなことまでだん〳〵智見が ひらけて來て、たゞに、學んだ智識、學問と相離れないばかりでなく、仕事に對する一層の興味と研究心とを喚起して來て、職務の上にも、自然と優良な成績を擧ぐることが出來るのであります。

われ〳〵司法部に在つて、日常法律條文を取扱ひつけてゐるものにしても、一々の條文などは、或は胴忘れすることもあり、或は思ひちがひをするといふこともありますので、多くの場合、その必要はないと思つても、念の爲めに一々條文に當つて見て、いよいよその誤りなきことを確めて、それでやつと安心するといつた次第のものであります。この一寸した注意と一擧手一投足の努力とを缺くが爲めに、そこから仕事がだん〳〵等閑になつて行き、從つて熱も緊張味もなくなり、恰も坊さんの讀經のやうに、全く上の空な、單なる器械的繰返しにすぎないものとなつてしまうのであります。何の仕事でも同しでありますが、役人の仕事はわけてもこの弊に陷りやすく、役所の仕事の手違ひなどは、多くかういふ所から來るのであります。例へば私共の方へ、部下の印判のすはつた書類が廻つてまゐります。平生事務に熟練してゐる筈の人々が判を押して承知したことでありますから、萬が一にも間違ひはなかるべき筈であるのに、それが後日に至つて往々にして問題をおこす、それといふのがつまり、前申すやうなことが、その主なる原因となつてゐるのであります。元來上官は、盲判を捺すといふことで、とかく世間からは非難を招きやすいことになつてゐます。勿論上官の盲判もよくはありませんが、下僚の盲判は更に一層よくない

のであります。いはゆる行刑の第一線に立たれる人々が、眞先きに盲判を捺したのでは、仕事の結果のよいわけがないのであります。

職務を行ふに飽くまでも念を入れ、無駄なことゝは思つても一々本文と照し合してたしかめ、かくして仕事の過誤を防ぎ、その能率を擧げて行く人を能吏と申します。私の諸君に要求するところは、諸君にどうか、この能吏になつてもらひたいことであります。

德川時代の役人には、この能吏と稱せられる程の人は甚だ少なかつたのであります。とかくに物事を無造作に取扱ふ、慣れゝば慣れる程、仕事をいゝ加減にする、とさういふ調子の人が多かつたのであります。しかし又、さうでない人も中にはあつたのであります。次の逸話は、德川時代の種々の隨筆等にもあらはれてゐて有名な話でありますが、諸君の御參考のために、ここに申上げて見ませう。

德川時代も享保の末頃、江戸南町奉行所に、野田文藏といつて、勘定組頭を勤めてゐた人物がありました。當時の町奉行所といふのは、只今の市役所と、警視廳と、それから地方裁判所とを兼ねたやうなもので、權限は相當大きなものでありました。そして長といつたところであつて、今日でいへば先づ會計課當時の町奉行といふのが、有名な大岡越前守、名奉行として後世に名を殘すほどの人であつたのであります。

頭にいたゞいてゐる當時の南の奉行所には、自然能吏が多かつたのであります。傳ふる所によれば、越前守が、部下の役人を採用する際には、餘程注意を拂つたものらしく、先づ何人かから推擧して來るものがあれば、よくよくその人の身元素性を調べ上げた上で、これなら大丈夫といふところで始めて採用するといつたやり方であつたさうです。當時の與力、同心などいふのは、多くは家柄によつて採用されるのが習慣のやうになつてゐたのを、越前守は、これに反し、家柄はいかによくとも、人物がダメであればこれをとらないといふ風であつたさうです。そこで、右の野田文藏、この人は誰れが推擧して來たのか判りませんが、越前守は例に依つて、入念に人物試驗をする。ところがこの野田といふ人は、算盤の達人で、今日でいふ高等數學のやうなもので、和算で立派にやつてのけたといふ程の人でした。それを聞き知つた越前守は、一日野田文藏を役宅に呼んで、「貴下は算盤の名人と承るが、早速ながら一つ一算を御願ひいたしたい。百を二つに割るといくらになりますか」と訊いた。訊く越前守も妙なことを訊いたものだが、これを聞いて「はゝア、これは越前守、何か思惑があるな」と早くも察した野田もさすがにえらい、「畏りました、何卒算盤を拜借いたしたうござる」と、わざ〳〵算盤を取り寄せて、越前守の面前でその算盤を取上げ、「二一天作の五」と彈いて、「ハイこの通り五十になりまする」と

言つた。越前守はそれを見て、心の中で、なる程、この人は聞きしにまさる算盤の名人であると、いたく感心して、直に會計の方に採用したといふことであります。まことに落し話のやうでありますが、事實であります。百を二で割るといくらになる、この質問に對し、恐らく、三尺の童子といへども、言下に、五十と答へるでありませう。それを算盤の名人ともいはれる人が、わざ〳〵算盤に當つて珠を彈いて見て、さて五十でござる、と返答をする、この一見馬鹿げたやうなところに實は妙味がありますので、恐らく當時の越前守も、その點を感心し、この人ならば、成程御上の御用を任せても間違ひはない、と見込んで、かれを採用したものでありませう。まことに野田の如きは、能吏の典型とも申すべきものであります。

最後に、どうか諸君に於かれても、今後、それ〴〵の御任地に歸られたならば、何卒右の野田文藏の心を以て心となし、いはゆる獅子兎を搏つに全力を用ゆる底の實直さ、眞劍さ、並にその算盤の緊張味と用意周到とを以て、實務に執掌せられ、以てわが國行刑のために一層の御精勵、御貢獻あらんことを、希望いたす次第であります。

右終つて卒業生川添猪之吉氏は、卒業生一同を代表して左の答辭を述べた。

卒業生總代答辭

本日玆ニ刑務官練習所第二十三回卒業證書授與式ヲ擧行セラルヽニ方リ閣下並ニ諸先生ノ御光臨ヲ忝フシ生等ノ先途ヲ祝福シ御懇篤ナル御訓諭ヲ垂レサセラレシハ生等一同ガ誠ニ光榮トシ感激スル處デアリマス

回顧スレバ昨年十月一日練習所入所ヲ許サレマシテ爾來風雪不順ノ折柄ニモ拘ラズ五ケ月間ニ亘リ練習所長閣下ヲ始メ諸先生ヨリ深遠ナル行刑科學ト適切有效ナル實務ニ付キ御敎導ヲ賜ハリ或ハ行刑諸般ノ施設ト緊密ナル社會ノ事物ニ付キ例證實驗ノ機會ヲ與ヘラレタルハ吾等ノ頭腦ニ一大革新ヲ印セラレ吾等ノ履ムベキ途採ルベキ方法ヲ敎ヘラレ其ノ責任ノ重且ツ大ナルヲ覺ヘマシタ

而シテ今ヤ社會ハ內ハ經濟界ノ不安ヨリ思想惡化シ動モスレバ奇嬌々激ノ徒輩漸ク多クナラントシ外ハ對支出兵國際關係等皇國ノ爲メ誠ニ憂フベキモノアリ從ツテ刑罰ニ處セラルヽ者日ニ增加シ吾々刑務官ノ奮鬪努力ヲ要スルニ到リマシタ

而シテ吾々ノ任務ハ受刑者ノ改過遷善ヲ主トスル以上吾等ノ人格ハ敎化ノ模範的手段トセヨト敎ヘラレマシタ即チ敎育刑モ此處ヨリ生ズルモノト考ヘラレマス吾々ハ今更ナガラ任務ノ重大ト自己修養ノ必至ヲ痛感致シマシタ私共ハ任地ニ歸リテ必ズヤ諸先生ノ御敎訓ヲ遵守シ行刑ノ第一線ニ立チ應化實施ニ當リ御期待ニ副フベキ事ヲ御誓ヒ致シマス

最後ニ練習所長閣下並ニ諸先生ノ御懇篤ナル御指導ト御鞭撻トヲ深謝シ絕大ナル敬意ヲ表スル次第デアリマス不肖猪之吉練習生一同ニ換リテ蕪辭ヲ述ベ答辭ト致シマス

昭和七年二月二十日

第二十三回刑務官練習所

卒業生總代

福岡刑務所看守部長

川添猪之吉

次で伊藤刑務協會主事の挨拶にて正午閉式し、更に司法省玄關前にて來賓及び卒業生一同の紀念撮影をなし零時半一同午餐を共にし、卒業生の前途を祝しつゝ散會した。

卒業生（順序不同）

小菅	青木善助	
同	植木研吉	
市谷	榮桃隆	
同	松尾博男	
巢鴨	內藤將衞	
横濱	本吉治雄	
横濱	佐藤武郎	
千葉	鶴岡濃	
宇都宮	茂木義次	
大阪	高貫潟	
德島	森本時春	
高松	田羅間巖	
高知	楠瀨虎龜	
名古屋	森島勇	
金澤	飛田重雄	
廣島	山崎盛登	
山口	渡邊恒祐	
松江	山崎正治	
松山	坂本義德	
長崎（浦上支）	每熊一郎	
同（同）	菊池菅雄	
長崎	井幸家	
同	龜屋美彌雄	
福岡	川添猪之吉	
同	永勝兵衞	
同	茂俊	
鹿兒島	柏	
同	松武次	
札幌	若倉英夫	
同	大味三也	
姬路少年	高山輝男	
久留米少年	中園哲造	
北海少年	佐々木亥三郎	
京城	鈴木傳太郎	
同	岡村福次郎	
西大門	岩切好美	
同	幸田永吉	
同	大江小市	
公州	相馬虎男	
咸興	田中竹市	
平壤	根善	
釜山	圓入英雄	
光州	林田唯義	
臺北	永田岩雄	
臺中	谷川秀雄	
新竹少年	丸山利三郎	

優等卒業生

賞品及賞狀

川添猪之吉		
同	上茂木義次	
賞狀	岩切好美	
同	上圓入英夫	
同	上倉英夫	

第三次特別練習所開所式

第三次特別練習所開所式は一月二十五日午後三時から刑務協會樓上に於て開催、鹽野練習所長を始め、岡部、池田、森山、正木の各司法書記官、芥川衞生官、竝に根本、吉田、佐藤、椎名の各刑務所長及森口典獄補、伊藤刑務協會主事列席の上、伊藤主事は開會の辭を述べ、次で鹽野所長は左の訓示を與へた。

當練習所の特別講習は、すでに第一次及び第二次の實習を終つて、茲に第三次の實習を開始する次第でありますが、前二回の成績がまことに優秀なものであつたのに對して、諸子も何卒それに劣らぬほどの立派な成績を以て御卒業あるやうに、先づ以て所長としての私の希望を申し上げておきます。勿論諸子は、全國多數の同僚の中でも、特に成績優良な人々として選抜されてまゐつた人々でありますから、この特別講習を受けらるゝについても、結果の良好なるべきことは十分豫想に難くないのでありますが、元來何の爲めにこの特別講習を開設したのであるかといふことを特に念頭に置いてかゝる必要がありますから、その點を簡單に御説明致さうと思ひます。

諸子は、全國の各刑務所に在つて、多年實務に執掌せられて、從つて行刑上の智識も經驗も豐富に有つて居らるゝ方々であるのに、何故にこの特別練習のために召集をしたかといふに、一つには處かはれば品かはるといふこともあつて、現に東京には四大刑務所があり、それ等の刑務所に於ける執務振りや犯人取扱ひぶりは、地方とは又多少趣きを異にするものもありますので、諸子としては身親しくそれ等の實情を目睹耳聞することは刑務官として、見聞を廣め、識見を高むる上に大に役立つことであらうとの趣旨からでもありますが、その中でも、昨年以來東京地方裁判所に於て、公判が續行されてをります例の共產黨事件、この事件に關する實務の練習、見學を、特に諸子にして頂きたいがためであります。目下審理中の共產事件は、我國共產黨の首腦者を殆んど網羅してをり、それ等の首腦者は只今市ヶ谷刑務所に一括的に收容してありますが、諸子も御承知の如く、それ等の思想犯人は、思想、言語、動作等に於て普通の被告犯人とは餘程趣きを異にする所があり、從つて接見、信書等、それ等の犯人に對する處遇、取扱ひ方等にも、自ら他犯人とは異つた手加減を要するのであります。しかも、この共產黨事件は、ひとり東京ばかりでなく、全國各地にわたりて、續々として檢擧の實があり、現に各刑務所にも相當數を收容してゐるのでありますが、今後は、或はその倍、若くは三倍にも增加するであらうことが豫想されてゐるのであります。

それで、今後は、地方の各刑務所に於ても、それ等思想犯人に對する取扱ひ等に對し、特に智識、經驗を有する刑務官を必要とするにいたり、依つて全國刑務官中でも、特に成績の良好なる人々を當練習所に召集して、取り敢えずその實務の練習見學等を御願ひいたしてゐるのでありますが、しかし、この問題については、我行刑當局としても、未だ多くの經驗を有つてゐるわけではなく、言はゞ目下試驗中に屬することであるので、從つて確定的な方針とてはないのであります。例へば、それ等思想犯人は、一つの刑務所に全部を集禁しておくがいゝか、又分禁制度にするいゝかといふやうなことについても、種々議論があつて、最後的の斷案とてもないのであります。唯現在のところでは、集禁よりは分禁にしておいて、犯人をして、家族との關係を保たしむる上に、成るべく便宜であるやうな土地に配置しておくのが、數化上好都合であらうとの考へから、全國各刑務所に分禁にしてあるのでありますが、それとても、今後、一層の經驗と研究とを積んで見なければ、はつきりしたことは判らぬのであります。勿論、ひとしく思想犯人といふ中にも、その程度には至つて輕微なものも隨分多いのでありますが、しかし、現在の首腦者たちの公判が確定して、漸次各地に分禁配置されることにでもなれば、それ等收容者の取扱ひ上にも、又幾多面倒なことが續出して來るでありませうし、從つて、それ等の方面については諸子としても、今後、種々經驗と研究を重ぬるの餘地が十分存するのであります。

右樣な次第でありますから、諸子は、特別講習を開始してゐるこの二ヶ月の期間内に於て、勿論、公判の開廷されてゐる場合は、その方面の實務、見學に當つていたゞくのでありますが、然らざる場合には、諸先生方から有益な講習を受ける以外の餘暇を十分に利用して、或は學識經驗を有する斯界の先輩たちを訪問して、行刑のことについての示唆、教示を仰ぐとか、或は又、四大刑務所についてその實際上の執務振り等を採聞、査究して將來參考とすべき種々の材料を蒐集するとか、若くは、直接行刑のことに關係を有せずとも、刑務官としての見聞を廣め、識見を高むるの目的を以て、廣く帝都各方面の實際狀態に接觸して以て社會的常識を豐富にし、又國家各般の施設活動等を實地見學して、時勢の進運に伴ふことに努め、或は又、世態人心の案外にも險惡なるを見ては、自ら戒め且つ鞭つて、自己の品格向上をはかる等、要するに直接にもせよ、間接にもせよ、學習するところ、見聞するところ、接觸するところの一切のものから、自己修養と職務遂行上の參考資料若くは刺激材料とを吸收、攝取し、かくしてあらゆる機會を利用して、刑務官としての一層のミガキをかけることを忘れず、以て將來刑務界の中心人物たるの素地を今の中から十分に作つておくことに心がけられたいのであ

ります。それが爲めにこの特別講習は、學科の講習の方は成るべく時間を少くして、大部分の時間を、實務及び見學の方に振り向けてあるのであります。その點が、普通講習に對し、特別講習の特色となつてゐるのであります。

さういふ次第でありますから、何卒諸子としても、この特別講習の趣旨の存するところをよく理解されて、この二ケ月間を最も有利に有効に御利用御活用あるやうに御願ひ致すのでありますが、實務方面のことは、根本市ヶ谷所長、椎名豐多摩所長並に森口典獄補の指揮監督の下に、忠實に熱心に練習見學を御願いたす次第であります。蓋し諸子の勤務ぶり並に一々の言動等は、右監督の方々から私の許まで詳細に報告されることでありそれが又、諸子將來の進退をきめる一つの標準ともなるわけでありますから、それ等の點も十分考慮されて、御努力御勉勵あらんことを切望する次第であります。

更に根本幹事よりは、宿舍生活上健康、衛生、門限、防火、舍規、盜　つて、午後四時閉式した。

難等に關する種々の注意、戒告があ

沖繩刑務所製作品即賣會

本年一月三十日より向ふ三日間同所構外演武場に於て同所製作品即賣會開催せしに時恰も議會解散直後にして人心動搖し剩へ財界の不況深刻化し且つ日常必需品は日々騰貴しつゝある折柄にも拘らず初日午前八時半より陸續入場者ありて午前十時頃に至り愈々殺到し會場立錐の餘地なく重なる高價家具類は殆んど全部賣約濟となり其他漆器類も非常に人氣を博し同日午後五時迄の賣上高千六百五十二圓よりの入場者殺到し千二百五十三圓の賣上高を算し此三日間の總賣上高二千九百五圓にして出品總價格の七割强の賣上歩合を示したり昭和四年以來財界の不況は逐年深刻化するに反し同所製品即賣會は逐年回數を重ぬるに從ひ左記成績表の通り益々發展好成績を擧げ居るは如何に刑務作業の廉價を博し一般に宣傳周知せしかを物語るに足るものと思料す

即賣會成績表

年	回次	場所	賣上金額	註文引受額	備考
昭和五年八月	初回	那覇市公會堂	一、九一〇円	一、二一〇円	註文品は重に高價家具類及漆器
同六年二月	第二回	當所構外演武場	一、六〇八	一、五〇〇	
同年八月	第三回	同	二、五四三	一、九〇〇	
同七年一月	第四回	同	二、九〇五	一、九〇〇	

卒業試驗筆記問題（昭和七年二月十三日、十五日施行）

會計法

岡部講師　一時間

一、第六十回帝國議會ハ解散セラレタリ昭和七年度豫算ハ如何ニ施行セラルルヤ

二、次ノ字句ヲ簡短ニ說明スベシ

（イ）支出機關
（ロ）定額戻入
（ハ）主計簿締切期日
（ニ）行政科目
（ホ）出納官吏ノ種類

以上

刑法

宮城講師　二時間

一、避難行爲ヲ說明シ其ノ倫理的價値ヲ評論スベシ

二、左ノ語ヲ說明スベシ

（イ）僞造ト變造
（ロ）暴行ト脅迫
（ハ）欺罔ト恐喝
（ニ）窃盜ト强取

以上

行刑衞生

芥川講師　一時間

一、獨居及雜居拘禁制度ノ健康上ニ及ボス利害得失ヲ論ジコレガ對策ヲ述ベヨ

（注意）健康は身体上の健康のみならず精神上の健康も含むものとす

三、新ニ收容セラレタル者及既ニ收容中ノ者ニ傳染病原体保有者ヲ發見シタルトキ刑務當局トシテ採ルベキ措置ヲ述ベヨ

以上

監獄法

正木講師　二時間

一、教誨ノ二大種別ヲ擧ゲテ之ヲ說明セヨ

二、刑務委員會制度ヲ略述シ少年ノ假釋放審査トノ關係ヲ論ゼヨ

三、左ノ語ヲ説明セヨ
（イ）身上關係
（ロ）行刑上ノ三位一体論
（ハ）ベンザム
（ニ）差入
（ホ）貸貸期

以上

刑事訴訟法

森山講師　二時間

一、上訴申立後ノ未決勾留日數ヲ通算スベキ場合ニ付説明スベシ
二、左ノ語ヲ簡單ニ説明スベシ
（イ）告訴不可分ノ原則
（ロ）處罰條件
（ハ）起訴猶豫及微罪釋放
（ニ）假豫審
（ホ）一部上訴
（二八五題ノ内三題ヲ選擇スルコト）
（注意）條文ノ使用ヲ許ス

第二十三回刑務官練習所終了

昨年十月一日開所した第二十三回刑務官練習所は、二月十三日、十五日に筆記試驗、及び同十七、十八日に口述試驗を終了し、二月二十日卒業式を擧行した。

本年の卒業生は四十五名（内地三十二名、朝鮮十名、臺灣三名）である。練習所授業科目、時間數及擔任講師並に見學箇所等次の通りである。

第廿三回刑務官練習所授業一覽

學科目	時間數	擔任講師	
一、基礎科目			
刑事政策	一六	司法省行刑局長	鹽野季彦
刑法	四〇	大審院檢事	宮城長五郎
刑事訴訟法	五〇	司法省書記官	森山武市郎
行刑法	五八	同	正木亮
行刑學衞生	一五	同衞生官	芥川信
會計法	三〇	司法省書記官	岡部常
法學概論（公私權要）	一二	同	池田克
二、補助科目			
少年法、矯正院法	一二	司法省保護課長	大原昇
治安維持法、思想問題	一〇	司法省書記官	船津宏
工場法、工場管理能率增進	一〇	煙草專賣局製造課長	神田孝一
社會教育及成人教育	一二	帝國大學教授	春山作樹
東洋倫理	八	早稻田專門學校教授	相良政雄
犯罪心理	一二	文學士	吉益脩夫
倫理學概論	一二	日本大學教授	佐々木英夫
保護實務	六	輔成會理事	香川又二郎
社會政策	一〇	帝國大學助教授	戸田貞三
國民經濟	八	帝國大學教授	河津暹
行刑建築	六	司法省技師	蒲原重雄
社會事業	六	東京市社會局囑託	草間八十雄
三、行刑實務			
教化	四	小菅刑務所長	吉田律
階級處遇法	四	豐多摩刑務所長	椎名通藏
被告人處遇法及職制	四	市谷刑務所長	根本仙三郎
四、敎養訓練			
修養	八	東洋大學講師	加藤熊一郎
操練	二一	府立第一中學校敎師	水谷嘉市
劍道	一〇	市谷刑務所敎師	白土留彦
柔道	一〇	同	伊藤四男
五、實習			
行刑實務	四	司法省屬	大原虎夫
同	四	同	鍵山俊治
豫算ニ就テ	四	同事務官	松岡民五郎
指紋ニ就テ	六	司法省屬	仁科正次

矯正図書館

六、科外

科外講話	四	大審院檢事總長	小山松吉
同	六	大審院部長	泉二新熊
同	四	帝國大學教授法學博士	牧野英一
同	一〇	東京區裁判所上席檢事	秋山要
同	二三	東京地方裁判所檢事	平田勳
同	五	帝大史科編纂官文學博士	中村孝也
同	四	刑務協會理事	佳江敬義
同	二	同囑託	印南於菟吉

見學箇所

一、明治神宮參拜並憲法記念館、繪畫館
多摩御陵參拜並八王子少年刑務所、多摩少年院
小菅刑務所
巢鴨刑務所、府中建築場、自立會（釋放者保護會）マハナヤ學園
市谷刑務所、豐多摩刑務所並浴風園
小田原少年刑務所、川越少年刑務所及所澤飛行場
煙草專賣局工場、靖國神社、遊就館、王子製紙工場
東神倉庫（東京支店）東京日々新聞社
陸軍衞戍刑務所、新宿御苑



練習所見學記

(一) 陸軍衞戍刑務所
(二) 市谷刑務所
(三) 新宿御苑

◆陸軍衞戍刑務所見學記

T W 生

一月九日今日は鶴首して待つた陸軍衞戍刑務所の見學である。係りの方の案内で一室に通されて暫時休憩後所長殿の挨拶に次で所の沿革收容人員種類處遇方針其他について詳細な御說明があつた。

所長殿の御話が終ると私達は二班に分れて看守長殿の案内で接見室更衣室工場舍屋運動場浴場等順次見學した。

先づ驚異の念に擊たれたのは其接見室が格子越の接見であつたことである。此の格子越の接見は大正十一年に一般刑務所に於ては撤廢されてゐたものと思つてゐたので接見室を見た瞬間十九世紀の遺物でも發見した樣な奇異の感に打たれたのであつた。

西曆一九一八年獨逸憲法中に收容者に對しても人たるに値する存在を保障せねばならぬと云ふ樣な規定が設けられてより以來、歐米諸國に於ては收容者の名譽は尊重せねばならぬとせられるやうになつた、殊にレプラの著物を著せる事は侮辱であり、收容者の意思に反して頭髮を鬚髯することは暴行罪であるとまで叫ばれる樣になつてゐるのである、だから今日では行刑は敎育也と云ふ主張を否定することが出來ないまで刑罰觀念は進んで來てゐるのである。故に此の時代精神に押されて我國に於ても大正十一年人たるに値する存在を保障する意味で格子の接見を廢止したのである。だから活動寫眞では此の格子越の接見を見ることは出來るが刑務所で之を見ることが出來樣とは夢だに思はなかつたのであつた。

陸軍刑務所は軍人精神を涵養し、軍隊に復歸せしむることが目的である故其の處遇も嚴格であつて勿論一般刑務所とは異るであらうが併し犯罪者を善人に立ちかへらしむる點に於ては同一であらうと思ふ、故に如斯き人權蹂躙の接見室は宜敷廢止すべきであらうと思ふ。次は其の居房が三寸角の柱で建てられてゐて德川時代當時の牢獄に似たものであつたことには一種名狀すべからざる奇異の念に打たれた。

然れども規律が嚴重で秩序整然としてゐたこと掃除衞生が行屆いてゐた點等は到底普通刑務所の及ぶところではないと感服せざるを得なかつた。

○菱鳩

一行四十一名（當日缺席者四名）は勢揃ひして目的地東京衞戍刑務所に向ふ。代々木練兵場南入口に位置したるも其名に應じ見る者をして自ら形を正さしむるが如き感あり。控室に入れば茶火鉢等の接待を受く、程なく入り來りし溫容慈父の如く而も犯し難き威嚴を兼ね備ふ一軍人を所長殿なりと紹介せられて吾人の想像は先づ打ち崩さる。約三十分に亘る御懇篤なる衞戍刑務所一般に關する御說明を拜聽したる後一同二班に分かたれ看守長殿に案內せられ行刑區內に入らんとし先づ吾人の目を疑はしむるものは接見所內部の殊更に磨き上げたる眞鍮の窓格子なり、のみならず接見實施に際しては此の格子を中に挾みて收容者及外來者夫れ夫れ一名の看視を置くと承りて其の嚴重すぎる程嚴重なる、否寧ろ非人格的なる施設に今更の如く正木先生の「格子越しの接見」てふ行刑講義の一節を想ひ浮べつつ歩を轉じて行刑區域內に入り、炊事場、浴場、印刷工場、水浴場兼洗面場、食堂、メリヤス及裁縫工場、洗濯工場等順次見學す、何れも其の淸潔にして秩序整然たる感服の外なし。次いで運動場を過ぎ懲罰監房普通監房を經て更衣所を最後に再び控室に入り茶を喫し所長殿を始め看守長殿の御厚意を深謝して此處を辭す、時に拾壹時貳拾分。

收容者の日常諸動作其他總て軍隊的に勇壯活潑にして規律正しきは吾人の敬服に値ひするも徒らに嚴格形式に過ぎざるかとの感を起さしむるものありたるも、或は吾人の軍隊に對する認識不足より來るものなるやも計り難けれども、前述の接見所內の窓格子に就きては如何に軍人とは云へ否寧ろ帝國軍人なるが故に其の廢止を望むものである。所長殿は軍人勅諭を奉じ其の處遇は何處までも軍人としての精神を傷つくることなく軍人たるの人格を尊重して之を行ふと力說せられたり。然りとせば斯くの如き格子越しに而も二名の看視を置きての接見は果して此の主旨に副ふものなるや吾人は疑はざるを得ざるなり。僅かに此の一事を以て總てを斷ずるは不可能なると共に吾人の常に看る普通刑務所と其の性質設備目的を異にする特殊刑務所を批評論究するは吾人のよくするところに非ずと雖も、苟も國家の干城たる否、陛下の股肱の臣たる軍人を敎育すべき場所に於てかゝる施設の殘存せるを悲むと共に一日も速かに撤廢せられんことを切に希望しつつ筆を擱く。

○MO生

一月九日（土曜日）松の內の賑はしき氣分も東の間に打過ぎ、帝都も何處となく靜寂となり、年改たまるに連れて練習生一同の氣分も聊か緊張を帶ぶ。

新年初めての見學とて期待多く又數日來の變體的なる氣候は早や寒國に於ける春の情緒を想像せしむるに充分である。朝食もあわたゞしく濟し、寄宿舍を出發指定されたる澁谷驛に集合す。午前九時數刻後一同揃ふて出發、驛前を右折し徒歩數丁にして前面に展開する廣漠なる代

々木練兵場に一瞥を與へ隣接なる鐵筋コンクリートにて外塀を廻せる一見刑務所とは感ぜられないクラシックな建築の陸軍衞戍刑務所に著く、係員の案內にて一同應接室に入る、其處にて茶菓の饗應を受ける、先づ第一に職員の軍服並に白の肩章に金星が我等一同の目を惹いた。休憩する事暫時にして所長殿の御挨拶並に刑務所沿革の概要、處遇方法並に收容區域等に關し詳細なる御說明を下さる。說明によれば此の刑務所は元虎の門徒刑場と稱して現在の赤坂三聯隊の裏にありしを明治二十三年現在の處に移轉したものであり又大正十年には收容者の被服が改正になり現に著用の軍服制度に改正されたとの事である。當日の現在人員五十一名にて尙此の刑務所に收容される者は東京、大阪、小倉、旭川、並に旅順、仁川、臺灣の各師團が管轄區域內であり現在までの最高收容人員は八百六十五名にて定員を超過する事三百六十五名の多きに達したる事ありしとの事、收容者は陸軍刑法並に普通刑法、治安維持法、電信法違反等の罪名にて處罰せられた者であり、又處遇方法としては最も嚴正なる軍規と秩序ある生活に依りて軍人精神を涵養して、軍隊に復歸せしむるの敎育である。私達の刑務所の行刑は受刑者の個性を調査して惡性を矯正感化して社會適應性を養殖し釋放後の社會の良民に伍せしめる事と、軍規違反者を矯正し敎育して國家を雙肩に負ふ忠實勤勉剛直なる軍人に仕上げる點は何れも一種の再敎育なる行刑基本目的は同一であり、每日の日課は朝六時起床午後九時就寢一つ一つの行動も皆軍隊の制度を取つて居り、其の間軍事に關する學科並に修養講話の時間が一時間次は軍事訓練の三時間作業時間は五時間半であると、所長殿の御話が終りて私達は二隊に分れて看守長の案內にて舍房並に作業場等を順次に見學するに總てが秩序整然として居り建築も木造で現代的ではないが掃除等は申分無く行屆いて居るのには感服した。作業場は二工場なるも軍隊需要品のみで印刷、靴下編洗濯等で洗濯は機械作業の少人數でよく能率をあげ得るとの事だ、尙印刷工場の就業狀態は軍事敎練の爲一部のみで全部を見學する事は出來なかつた。この見學を終へて一同午後の授業を受くべく練習所に向つた。

◎市谷見學記

月城生

わたくしは且て市谷刑務所の前に五年程住んで居たことがあつた。あの高く聳え立つ牆壁に一種の戰慄を感じた外に、何等行刑上の知識を持たなかつたわたくしではあつた、其わたくしが今行刑の第一線に立つて外部からでなく內部から市谷を見學することになつたのである。何と謂ふ因緣であらう。

且ては戰慄を感じたあの高い牆壁も今日は懷かしい親しみを以てわたくしを迎へて呉れた。わたくしはそれだけに行刑人になり得たことを悅ばざるを得ないのである。わたくし共一行と殆んど同時に

美しい、しかし、どこか面窶れのした一人の婦人が正門前の接見受付所へ這入つて行つた。あの奥さんは多分囚れの身の夫への面會であらう。接見時の心理狀態は果してどんなであらう。夫の留守中どうして生活を維持してゐるんだらう。子供らは、親は、と瞬間にわたくしの頭に色々なことが浮んできて、聊か氣の毒に想はれた。

行刑は人と人との關係であると正木先生は敎へて下さつた。接見人と刑務官と玆にも亦刑務官として高き人格の閃きが必要である。

正門を潜れば玄關前に十坪たらずと思はれる築庭があり、色々な樹木が植ゑてあつた。これが妙にわたくしを惹きつけた。わたくしは刑務所と園藝とについて、時々考へて見ることがある。それは一樹木が、一草が、一花が、さうした自然が人を感化する力を見のがしてはならないと思ふのである。兎角陰惨だと謂はれる刑務所には園藝はなくてはならない存在ではなからうか。

玄關を這入つて二階の會議室に昇つて行く。既に吾々の到來を待つかの如き準備があり、搗てゝ加へて茶菓の饗應さへあつた。一同ニコ〳〵し乍ら順次席につく。

根本所長殿「これからお話をいたします。」

君子は容貌正德愚なるが如しとこれ之を謂ふか、漠として空しきが如き中に敲けば知慧其物、德其物ではなからうかと思はれる風貌、これがわたくしの根本所長感である。

さて大體次の如く御話になられた。

この建物は明治三十五年の建物で、彼の震災にも潰れなかつた。潰れた方が新らしくなつてよいんですが。(なる程見れば仲々古い建物ではある。)市谷は未決拘禁刑務所として唯一の刑務所でありまして受刑者と勞役場留置の者を僅か許り雜役として收容して居ります。從つて作業としてはして居りますべきものをやつて居りません。何等見るべきものはありません。刑務所の人口を申しますと(人口といふあたりいかにも根本式を發揮されて面白い)刑事被告人千三百十二名、懲役囚九十四名、勞役場留置者五十三名以上合計千四百五十九名この中女囚も若干居ります。

職員は看守定員二百二十三名の所現在二百十七名、女看守五名、看守長十三名、保健技師技手五名、敎誨師三名、これだけでやつて居ります。

特に注意すべき點は晝の刑務所でなく夜の刑務所であります。(夜の刑務所なんといふ言葉もわたくしには大變面白くひびいた)即ち朝公判に、豫審に、檢事調に出廷して夜暗くなつて歸つてきます。勾留囚も毎日四五十名あつて其手續等も退廳後に及びまるで戰爭のやうな多忙を極めて居ります(戰爭といふ言葉で滿洲の兵隊さんはさぞ寒むからうと想ひ出した)

共產黨被告も亘頭連初め多數收容して居りますが、これ又處遇上仲々厄介なものであります。

其外慰安方法、懲罰の問題等微に入り、細を穿つた御懇篤な御話が終つて、二班に別れて見學に移る。

明治三十五年の建築といふ御話に想を其當時に馳せて考へれば大變立派な建物である。今の新しがりやの行刑建築の見地から之を論ずれば恐らく落第であらうが、殊に木材等は大變良いものが使つてあつた。わたくしは由來コンクリートのモダン建築よりか、優雅な木造の方が好きである。コンクリート建築を凜冽な冬とすれば、木造建築は春の光の如きなどやかさがある。

舍房は扇形の四舍房二階建で、それに最近增築された十舍から十三舍までのモダンの四舍房があつた。何にしろ構內一萬坪足らずの狹隘な土地へ澤山な建物があるので非常にせまぐるしい窮窟さを感ずる。

伊藤典獄補殿の發案になつたといふ高低のある運動場に被告人が四五名一生懸命運動して居つた。拘禁されて居る彼等に取つては運動は健康保持の爲め、且又唯一の慰安でもあらう。收容者達よ健在なれ。

根本所長殿には「敏活にして周到」と謂ふ標語の下に刑務一體の原則を實行せられて居られるとのことであつたが。宜べなるかな!所內一般緊張の氣に滿たされて生々潑溂たる行刑が行はれてゐた。

○ 柳枝

午後一時五十分市谷刑務所へ到著した同刑務所は住宅の林立した交錯せる市中の眞只中にある。街に續きて南門の一側あり、西に向つて正門ありて扇形の一角をなす。コンクリートの外塀は堂々たる監獄の威を示す外塀に副ふて廣き道路をくの字に開きたるは外部との聯絡を斷つ當局者の苦心の跡を示して居る。正門前は道路を隔て所長官舍あり、職員寄宿舍演武場がある。正門前に受付の札を揭げた小さな建物がある。外來者の受付所だと聞く、中を覗くと二人の職員が事務の整理をして居た。受付所に伴ふ混雜より發生する弊害を構內と遮斷したるは感服する。同刑務所は全國唯一の獨立したる未決拘禁所だ、武道實習の折外圍を眺め物的に人的に內容の充實した拘禁所たるを想像して居た事を回顧しながら一種の好奇心を曖りつゝ門內に入る。正面は狹義の監獄を除く所謂事務所だ。看守長に案內せられ、二階會議室に入る。穩健其のものの根本所長は刑務所の概況を說明され、拘禁者の特異性より生ずる見學者心得の二三の注意事項の喚起を促す。茶菓の饗應を受け、二班に編成看守長の案內で所內を見學する。廊下傳ひに接見所を覗けば、接見の爲め連出されたる被告六名特設の控所に下半身を現して接見の順番を待つ。受付順に係の看守君が接見順を示し部長が之に立會ひ接見の要旨を記錄し同時に戒護するのだ。一日の平均接見數約二百六七十名に上り之に要する職員十二三名の配置を要すと、聽て筆記場に入る。筆記場とは拘禁者の書信及諸申立書其の他の書類を作成せしむる所なり。此處は當所獨特の設備と案內者は自慢する。設備は一面に高壇を設け此處に

戒護者、受付者及配給者が位置し其の反對側の扇形を二區に區分し、上中下三段の階段を設け之を更に各區を三十八に細分界し壇上からは一見觀察を明瞭ならしめ、而も拘禁者相互の接觸は勿論容姿を相見るを得ず、壇上とは麻紐を以て諸用紙の配給、作成書類の受付等其の位置を動くことなく處理し得る設備なり……時に萬員の盛況なりき實に七十六名の拘禁者は靜肅にして秩序あり整然として一糸亂さず所用を認む。認書の合理化能率百パアーセント、と讃へざるを得ず。度膽を拔かれて監房に導かれた。明治三十五年の建築と聽く當時の行刑建築の粹を誇る拘禁場も現小菅刑務所の建築に比し隔世の感がある。衞生的に、戒護的觀察に其の運用に人的に於て補足せねばならぬ物的戒護の缺陷に思ひを致せば職員各位の苦衷の程や察せられる。次は運動場である、之れ亦當所自慢の發案だ。歩道に高低ありて徒歩運動の效果を運動時間に比し、大ならしむる點に其の長所がある。一巡を終つて會議室に戻り、始めて省るところあり、市谷刑務所は現在一三一二人の被告を抱擁す。隨つて豫審に、公判に證人訊問に、裁判所へ出廷せしむるもの其の件數每日百名を算す。然しては之等の歸監亦日沒時となり、附隨の事務其の後に多端なるべし「市谷刑務所は書の刑務所に非ず夜の刑務所なり」とは根本所長の述懷、戰場を見るが如きは想像にあまりある。「嚴肅にして溫情、敏活にして周到たるべし」とは當所職員に必要が迫る當然の歸結にして、其の極意るや正木講師の極意「行刑は人と人との關係なり」と相俟つて吾等の拳々忘るべからざる至言でなければならぬ。物的戒護設備に憑まれざる當所の職員人的に於てよく多端なる事務に間隙を與へざる努力に對し衷心敬意を表すると同時に各位の健康を祈りつゝ、一同は門を出る。

時に午後三時二十五分なりき。

◆新宿御苑見學記

幸田生

今日は何時もの見學と較べて朝より何となく精神が緊張する功成り名遂げし幾多の人材が幾度か陛下に謁を賜り聖恩に浴せし其の場所を見學する事を許されるのである。春は咲き狂ふ櫻の花の色、秋は漂ふ菊花の香りの下で催される御會の事等思ひ、其の御苑の如何に華美ならんかを想像しつゝ、電車を捨てゝ、指定集合所に著くと既に二三人の先著者があつた其の時正に集合時間十分前である。定刻午前九時一同は案内者に導かれて御苑の甲門をくゞり左に曲ると先づ運動場が目についた。一同は附近の休憩所にて一服を許され、其處に於て受けた第一の印象は御苑が先の想像に反しどこまでも質素な奥床しい設計で出來て居ることである。暫くして案内者は此の御苑に就いて色々と說明して呉れた。此の地は昔信州高遠の御屋敷であつたものを明治初年宮内省に於て御買上になり後、明治二十二年新宿御苑として御使用現在に及んで居るもので總坪數は拾八萬五千四坪、内部の御殿は純日本式とフランス式とによつて造られたもので日本式の御殿には日本式の

御庭園フランス式の御殿にはフランス式の御庭園を配してあり御苑は平素皇族方の御散歩場となされて居られる由又聖上陛下が日常御召しになる御野菜や果物の類も此の苑内の田園にて作られるとのことである。此の說明を終つて後案内者に從つて休憩所を右に廻れば樹木鬱蒼として晝尙暗き密林あり、又芝生の大廣場ありそれ等皆御殿と調和よく設計されて居る。花笑ふ春となりなば其の美又趣を替へて數倍ならん、暫く進むと數人の婦女が塵籠を背負つて通るのが目に止まる此れ等の人々の奉仕に依つてか苑内は到る所充分に掃除が行屆いて一點の木の葉さへ見當らない、尙進むと大きな池の前に出る何百年かの星霜を經たかと思はれる老樹其の水面に影を映し奥床しいその眺めは聞かずして深き由緒あるを思はしめる。當に人工美と自然美との融合である池には數知れぬ水鳥が或は浮き或は飛んで靜かな邊りの空氣に破紋を描いて居る其の樣は何んとなく平和である。彼等は何んの防害もない只意の欲する儘に餌を求めて居るのである私は此の樣を見て感慨に打たれた、我々人間社會は何故かく平和で有り得ないのだらうか、地位的鬪爭、生活難のもがき、果は國家存在の根源をも辨へざる思想犯者の續出、次から次へと亂鬪の現世ではあるまいか……

馬鹿にセンチメンタルになつたが御苑で一隊に置去りを食ふ事數間慌てゝ後に從ひ同じやうな道を幾つか過ぎ質素な純日本式の建物の前に來た。案内者の說明に依れば此建物は、陛下公式非公式の行幸に際して御休憩遊ばされる御殿であるとの事である。其の前に横たはる大池は密林を背景として山奥にある小さき湖の感がある。水面に浮ぶ幾十羽とも知れぬ鴨群は人の足音に驚いてか一羽、二羽飛上り林に姿を消して行く、斯くして吾々一隊は御苑を隈なく拜見し恐懼して御苑を辭した其の時我々一隊の歸りに塵芥を沈めるかの如く糠雨が飛んで居た。

○相馬生

新聞の報ずる處では昨今の陽氣は四十四年振りとかの暖かさであるとの事であるが冬の眞中にポカ〳〵と丁度小春日和の樣な日が幾日も續いて居たが其れでも今朝は一寸寒さを見せて何うやら冬であるとの感じを與へる程度の冷たい風が吹いて居た。

此の日私共練習生は新宿御苑の拜觀を差許されたのである。入所以來何時も土曜日には見學を許され、土曜日は吾等練習生の解放された貴重なる一日なのである。殊に今年は昨年の其れに比して各所の見學が增加されて居るとの事であるがこれも近代漸く叫ばるる行刑の社會化等の問題と相關聯して吾々練習生により多くの見聞を博めさせ以て教室に於ける學科と相俟つて練習所開所の意義を一層深からしめんとする當局の意圖が玆に存するものであると思はれるのである。

今日も其の幸福なる意義ある惠まれる見學が許された譯で年は三十になつても氣分に變りなく生等一同は喜びの中に足を新宿御苑へと向けたのである。

御苑は普通一般の人には拜觀は許され

ないのであるが吾々は所謂刑務所の看守たるの資格に於て特に差許された譯である。御苑は其の總面積十八萬五千餘坪を有し主として皇族方の御遊歩場並に御料地であつて、其の昔信州の高遠の領主の所有であつたものを明治初年に帝室で御買上になり、次で明治二十二年にフランスの技師の設計に依つて現在の御苑が完成せらるるに至つたことである。從つて其の庭園と建物はフランス式と純日本式との二樣に別たれて居り曲りクネッた歩道は全部玉砂利を以つて敷かれ歩道の兩側は或は一面の芝生に或は老櫻の植ゑたるあり、或は鬱蒼たる樹々に依つて埋められ、或は深山の其れを思はしめ、或は坦々たる平野を思はしめ、各所に丘あり坂あり、小川あり、流るる小川のセセラギ、樹間に囀る小鳥の音、各所に大小の池バッと飛び立つ鴨の一群、二群、遠くに見える家鴨の集ひ池面に浮ぶ石燈籠!! 皆趣興ありて御苑として御相應しきものであるとの感を一層深うした。また苑内には樂羽亭、昇天亭等の建物ありて

聖上陛下には年に二回四月と十一月には臨御あらせられて親しく文武官を御召になりて御陪食を賜はるとの由に拜聽す。尙苑内の手入人はと　案内者に尋ねて見ると毎日百人位を使用しつゝあるとの事であつた。

以上の外苑内には御研鑽並に御奬勵の意味に於かせられて臺灣館等の設けありて植物の御栽培あり尙園藝蔬菜類等の御料品も苑内よりのものを御採納遊ばされるとの由に承る。殊に、明治陛下には御園藝に御趣味が在らせられて御自身御培養になつて御居間に飾られたと拜聽す、毎年行はせらるる十一月の菊花の御宴も此の新宿御苑にて行はせらるるとのことである。私は此の園藝と謂ふ言葉に關聯して次の樣な事を考へて見たのである。園藝と刑務所とは無關係なものであらうか？否々園藝と刑務所とも又大いに關係の深きものであることに想到したのである。即ち今日の行刑思潮に於ては已に應報的觀念は棄てられ刑は教育なりと觀念せられ行刑の一擧手一投足が總て教化的觀念を放れることが出來なくなつたのである。故にあらゆる場合に於てあらゆる手段方法をもつて遷善改化の機會を與へねばならない。

彼等の缺陷ある情操を圓滿にするが爲には受刑者に蓄音機の聽取を許し活動寫眞を觀覽せしめ或はラヂオの聽取を許すも可にして結局は之等は皆彼等の缺陷ある情操の圓滿なる發達を期せんとするに在るものであると思ふ。此の意味に於て受刑者と園藝とも亦マンザラ關係の存しないものではなく受刑者に園藝を營ましめ或は之れを觀賞せしめることも教化上決して無意味なものでないと思ふのである。丁度花園の花より發散する無限の蜜の香に魅惑される小蝶の如くに必ずや彼等受刑者の有する何物かが何時しか之れに魅惑され、或は吸收されて彼等の心的に好影響を及ぼすものであることは信じて疑はない!!

斯樣な事を考へて居ると暫くして元來た表門へ出た。此の間一時間位であつたと思ふ。

敍任辭令

任典獄補(三重)七等六級(二十日願免)
　看守長　荒川金六(三重)
　(一月十九日)
任典獄補(網走)七等六級(二十一日願免)
　看守長　伊藤義三郎(網走)
　(一月二十日)
任郡山支所長福島支所長兼務
　看守長　佐藤久次郎(福島支所)
　(一月十八日)
任典獄網走所長五等六級
　典獄補　所長　柴田常次郎(網走)
任典獄山口所長五等六級
　典獄補　所長　里誠一(山口)
任典獄松江所長五等六級
　典獄補　所長　杉本虎吉(松江)
任典獄新潟所長六等七級
　典獄補　所長　前田政之輔(新潟)
任典獄補宮城轉勤六等五級
　峰岸邊
任典獄補北區支所長六等五級
　大場正雄
任典獄補浦上支所長六等五級
　江澤經雅
任典獄補神戸轉勤七等七級
　米倉忠治
願免　作業技師　峰岸邊(巢鴨)
仝　仝　大場正雄(小菅)
仝　仝　江澤經雅(廣島)
仝　仝　米倉忠治(宮城)
任作業技師(巢鴨)十一級
　鍵山俊治
任作業技師(札幌)十一級
　馬場治作
任作業技師(廣島)十二級
　齋藤信一
任作業技師(小菅)十二級
　根田象治
　(一月二十六日)
福岡轉勤　作業技師　高橋松之助(札幌)
願免　司法屬　鍵山俊治(行刑局)
仝　看守長　馬場治作(大阪)
仝　看守長　齋藤信一(神戸)
仝　根田象治(横濱)
任典獄補(松江)七等八級(二十二日願免)
　看守長　吉田萬吉(松江)
　(一月二十一日)
願免　保健技師　菊地龜雄(姫路)
仝　西野泰珉(中京區支所)
仝　清水信譲(松山)
願免　教誨師　土倉是空(巢鴨)
仝　仝　佐竹靈瑞(高知)
　(一月十九日)
任洲本支所長神戸象務
　看守長　渡邊治三郎(神戸)
　(一月二十一日)
願免　看守長　財津壽郎(鹿兒島)
任看守長(市谷)六級
　司法屬　佐藤備六郎(行刑局)
任司法屬(行刑局)五級
　司法技手　妙圓藺弘吉(行刑局)
　(一月二十五日)
任典獄補(秋田)七等八級(二十七日)免願
　看守長　宮城要次郎(秋田)
任司法技手(行刑局)十一級
　雇　河西武夫(行刑局)
　(一月二十六日)
任典獄補福島支所長五等五級
　島田鍬太郎
　(一月二十七日)
任教誨師(大阪)十級(三十日願免)
　教誨師　四夷敎應(大阪)
　(一月二十九日)
横濱轉勤　看守長　石澤信次(小田原)
小田原轉勤仝　來間義一(岐阜)
岐阜轉勤　仝　山路庄五郎(函館)

函館轉勤　仝　三浦平三(八王子)
八王子轉勤仝　藤下伊一郎(前　橋)
前橋轉勤　仝　鈴木與一(名古屋)
名古屋轉勤仝　阿部新市(靜　岡)
任看守長(靜岡)五十七圓
　看　守　笠井一也(横　濱)
神戸轉勤　看守長　宮本秀夫(長　崎)
長崎轉勤　仝　中島五郎(浦上支所)
大阪轉勤　仝　双木文四郎(横　濱)
横濱轉勤　仝　瀧澤齊(名古屋)
鹿兒島轉勤仝　猿渡重雄(沖　繩)
任看守長(沖繩)六十三圓
　看　守　木下右京(鹿兒島)
巢鴨轉勤　看守長　宮古友次(千　葉)
千葉轉勤　看守長　齋藤文藏(市　谷)
市谷轉勤　仝　川添敬三(豐多摩)
豐多摩轉勤仝　山田寬(巢　鴨)
免本職靜岡轉勤
　看守長　梶間織次郎(新發田支所)
任新發田支所長新潟兼務
　看守長　渡邊市作(靜　岡)
免本職和歌山支所長
　看守長　大森忠雄(堺支所)
任堺支所長大阪兼務
　看守長　森田朋行(大　阪)
任保健技師(前橋)六級
　佐藤作次郎
任保健技師(福岡)十級
　山東光裕
任保健技師(青森)十級
　橋本三太郎
願免　保健技師　秋田良文(浦上支所)
任敎誨師(釧路)十一級
　敎誨師　松原顯然(釧　路)
陸軍高等官五等
　典獄補　所長　寺澤政郎(盛岡少年)
　(一月三十日)
巢鴨轉勤　敎誨師　原　卓一(名古屋)
名古屋轉勤仝　香川千巖(滋　賀)
滋賀轉勤　仝　常盤隆澄(岡　崎)
岡崎少年轉勤　仝　加藤敎榮(巢　鴨)
　(二月一日)
任保健技師(大阪)七級
　高田龜吉
任保健技師(盛岡少年)九級
　保健技手　岩本武夫(宮　城)
任保健技師(網走)九級
　仝　笹部三郎(小　菅)
任保健技師(京都)十級
　長谷川光度(廣　島)
　仝
姫路少年轉勤
　保健技師　松田嘉一郎(盛岡少年)
浦上支所轉勤　仝　井上吉四郎(長　城)
松山轉勤　仝　吹田有規也(網　走)
　(二月十日)
任禰江支所長長崎兼務免
　看守長　米村直次郎(島原支所)
免本職長崎轉勤
　仝　馬場敬藏(禰江支所)
任島原支所長長崎兼務
　仝　安東荒喜(長　崎)
　(二月十二日)
任司法屬兼看守長(行刑局)四級
　看守長　禰山禰太郎(小　菅)
任司法屬兼看守長(行刑局)五級
　看守長　益山喜三郎(豐多摩)
任司法屬兼看守長(行刑局)五級
　看守長　山根信松(小　菅)
任敎誨師(高知)十級
　敎誨師　淺見好持(奈　良)
任敎誨師(巢鴨)十一級
　仝　園井義雄(巢　鴨)
　(二月十八日)
任朝鮮總督府典獄補
敍高等官七等　五級俸下賜
大邱刑務所在勤ヲ命ス
　朝鮮總督府看守長　上野二吉(安　東)
任朝鮮總督府典獄補
敍高等官七等　五級俸下賜
海州刑務所在勤ヲ命ス
　朝鮮總督府看守長　松井石太郎(瑞　興)

大邱刑務所安東支所長事務取扱ヲ命ス
　朝鮮總督府看守長　齋藤正(安　東)
補海州刑務所瑞興支所長
　朝鮮總督府看守長　今村義男(海　州)
　(一月六日)
依願免本官
各　朝鮮總督府典獄補　上野二吉(大邱)
通　仝　松井石太郎(海州)
任朝鮮總督府典獄補
敍高等官七等　六級俸下賜
補全州刑務所群山支所長
　朝鮮總督府看守長　森田敬一(西大門)
　(一月七日)
任朝鮮總督府事務官
敍高等官三等　四級俸下賜
法務局行刑課長ヲ命ス
　朝鮮總督府檢事　大原龍三(大邱地)
任朝鮮總督府典獄
敍高等官三等　二級俸下賜
補西大門刑務所長
　朝鮮總督府事務官　土居寬申(法務局)
京城刑務所長心得ヲ命ス
　朝鮮總督府典獄　横山藤三郎(西大門)
　(一月十五日)
依願免本官
　朝鮮總督府看守長　井垣善次(咸　興)
　(一月二十九日)

給四級俸
各　朝鮮總督府看守長　加藤市藏(清津)
通　仝　柴田健吾(平　壤)
　(一月三十一日)

敍位敍勳

敍正五位　朝鮮總督府典獄　中橋政吉(京　城)
仝　仝　岡友道(平　壤)
敍從五位　仝　不動藤太郎(釜　山)
　(一月十三日)
特旨ヲ以テ位一級被進
各　朝鮮總督府典獄　中橋政吉(京　城)
仝　岡友道(平　壤)
　不動藤太郎(釜山)
通　仝
　(一月十四日)
敍勳八等授瑞寶章
　朝鮮總督府看守長　林甚次郎(西大門)
敍從七位
　朝鮮總督府看守長　井垣善次(咸　興)
　(一月十五日)



矯正図書館



海外異聞錄

◇カポネの向ふ創

「米國の書をフーヴアーが支配し、夜の世界をカポネが支配する」といはれた米國ギヤング團の大立物テルフオンス・カポネほどの怪傑も、惡運つきては鐵窓の下に呻吟せざるを得なくなつたが、彼が十一年の長い刑期をリーヴンウオースの刑務所に暮す間に彼の身の上に如何なる變化が起るであらうか、とは誰しも興味を持つ問題、カポネは「アル」カポネまたは「向ふ創」のカポネとして有名である如くシカゴの公敵ナムバー・ワンたる彼の顏を特色づけてゐるのは、彼の左の顏に並行する二本の創痕である。米國各地の警察は彼を物色すべく、今日までその鮮明な創痕を唯一の目標としてゐた。カポネはこれを隱すため、時として特別の繪具を塗つたが、それは容易に隱し了せなかつた。併しカポネはこの創を非常に苦にしてをり、獄中にゐる間にこれを抹殺すべく最善の方法を試みるとのこと。そこで刑期滿ちて十一年後に出獄する際は、「向ふ創」が失はれカポネの希望通りギヤング團の元老に列せられ、平和な晩年を送り得るであらうとはギヤング仲間の噂であるさうだ。

◇ギヤングを眞似た少年の殺人

チヤンバラの活劇が日本の子供達の間に受けてゐるやうに、ヤンキー・ボーイの間にはギヤング遊びなるものが頗る旺んだといふ。そこで、シカゴのギヤングを眞似た甚だしく眞劍な活劇が演じられた。一種のギヤング團を眞似てデトロイトの新聞賣子達の間にフロイド・クラブなるものが組織され、その團長は十四歲になるスタンレイ・オルレアンスキ、しかるに同クラブ員の一人が他の一に屬する十五歲になるジヨー・ブルジスタスのために毆られたといふので、フロイド・クラブ員がカンカンに怒り出し、直ちに復讐委員會が設けられた。そしてブルジスタスを罰するに決した。その先鋒を承つた團長オルレアンスキは、狙ふ敵が彼の家から出て來たところを彼のポケットから拳銃を出すなり「仲間のカタキだ」と言ひざまズトンと一發やつた。彈丸は相手の心臟を貫き敢なき最後、オルレアンスキは直ちに少年刑務所に送られた。

◇生返つた『死人』に葬儀代請求

最近ユーゴースラビアに起つた珍無類の訴訟沙汰がある。ある村の小賣商人ジヤコブ・シラーは病死したので、型の如く葬儀を執行したが、その際未亡人は良人を失つた悲しみに教會へ出かける氣力もなく呆然自失の折から、死んだ筈の良人が目の前に歩いて來たのである。最初は夢幻かそれとも亡靈かと思つたがやがて葬式に列した友人の話で萬事明瞭した。それによると一旦死んだシラーは、牧師の祈禱を上げてる最中、棺の中で息を吹き返し、棺の蓋を突破つて飛出したゝめ、會葬者一同アツケにとられ、中には逃げ出す者もあつたが、事實を知つて一同安心、めでたく大團圓を告げるところだが葬儀屋との間に苦情が持上り棺代その他葬儀料をまけろ、まけないの悶着から、つひに葬儀屋が天國に行きはぐつたシラーを相手取り、葬儀代金請求訴訟を提起に及んだとはまさに珍談であらう。

◇道ばかに泥棒の本場

イタリーはローマ市の貯蓄銀行に、下水道から穴を掘り銀行の金庫を破つて金貨四萬五千圓をかツ拂つた泥棒がある。なか〳〵念の入つた泥棒で、最初下水道からサイドウオークの下を堀拔き、更に約二尺の壁をブチ拔きその上一尺五寸のコンクリート壁を破壞し、おまけに金庫を打ち拔きマンマと大金をせしめたとは、流石イタリーは泥棒の本場だけはある。

◇自分の庭の木を伐つて罰金

歐洲大戰後ドイツからフランスの手に歸したローレインの首都メツツに在る前カイゼルの居城シヤートー・ドヴイユは現在フランスの國家的記念物として保存されることになつてゐる。ところが戰後この邊の土地を手に入れたパリの富豪ヴエルレー氏は自分の土地だといふところから、その樹木を伐採して賣飛ばした。それと知るや史的記念品保存監督官は直ちに裁判に訴へ、約八萬圓の損害賠償を請求に及んだ。裁判の結果、この要求は却下されたがヴエルレー氏は結局八圓餘の罰金を拂はねばならぬことになつたとは、自分の土地ながら思ふやうにならぬ。

◇刑期短縮を怒る

フランスの古都プロバンに小さい刑務所があるが、五六前に入獄したアルフオンス・シュバリエは牢獄がスツカリ氣に入つて頗る落着いた氣分で暮らしてゐた。しかるところ過般刑期充ちて出獄すべく餘儀なくされたが、その晩、彼は裁判長の邸の窓から石を投げ込んだ。それでまた六ヶ月の禁錮だ。ところが刑務所では獄内における彼の行爲が頗る模範的だといふので釋放することにした。喜ぶと思ひの外、かん〳〵に怒つたシュバリエは警察署に暴れ込んで「六ヶ月の刑期と定めておきながらそれを削るとは心得ぬ」と詰問に及んだ。結局刑務所へ凱旋將軍の如く戻つて來た彼の鼻息の荒さ加減は想像に難くない。本年五十二歲だと云ふが、是非とも終生刑務所で暮らしたいとは驚くべき變り種である。

◇不景氣の原因は女

スキツツルの有名なる經濟學者ロルベト・ヴエルチ博士は米國不景氣の原因を調べる爲に渡米したが、その調査の結果、結論として「米國人は時間を空費し、婦人を尊敬しすぎたからである。過度の女性崇拜は創造力をにぶらせ、建設力を缺くに至るものである」ととやつた これには遺がのヤンキーも參つてしまつたらしい。

◇物騷なアメリカ

惡漢團の横行で有名なシカゴでは、彼等を相手にする警官もポンポンとピストルを撃合ふため、命がいくつあつても足りないところから、鐵の防彈チヨッキを用ひてゐたがそれでは動作が鈍いと云ふので、この頃は心臟のところだけを保護する彈除けを作つて盛んに惡漢の撲滅につとめてゐる。またシカゴの近くのイリノイ市では銀行を襲ふ强盜團が激しいところから、この頃では入口のドアーを鐵の格子にして一々首實檢をして、顏見知りのお得意でなくては內へ通さないさうである。一寸想像のつかぬ物騷さだ。

常用外國語の手引（一）

ア

アイス（英 ice）(1)氷。(2)アイスクリームの事を略してアイスともいふ。(3)また氷は高利に通ずる處から高利貸の事をアイスといふ。

アイロニー（英 irony）皮肉、反語。

アヴェニュー（佛 avenue）(1)大通り。(2)並木路。

アヴエレージ（英 average）平均。

アウトライン（英 outline）梗概、略筋。

アクセント（英 accent）一ツの言葉の中で特に力をいれて發音する箇所をいふ。

アグレマン（佛 agrément）大公使を外國に派遣するに先立つて相手國の承認を求めること。

アーケード（英 arcade）個人商店の聯合販賣商業街のこと。

アジテーション（英 agitation）煽動、略してアジ又はアジるなどゝ用ひてゐる例へば煽動用のビラのことをアジ・ビラといふが如し。

アトリエ（佛 atelier）畫家或は彫刻家の製作場。

アナウンサー（英 announcer）告知する人、ラヂオ放送技師。

アナーキズム（英 anarchism）無政府主義、略してアナともいふ。

アナクロニズム（英 anachronism）時代錯誤。

アパートメント・ハウス（英 apartment-house）一ツの大きな建築物を小さく仕切つて一人或は一家族を住はしめる割貸式住宅、普通略してアパートと呼んでゐる。

アマチュア（英 amateur）素人、好事家。道樂半分に趣味だけで物事を研究したり鑑賞したりする人。

ア・ラ・カルト（佛 à la carte）選擇自由の一品料理のこと。

ア・ラ・モード（佛 à la mode）最尖端を行く流行のこと。

アリバイ（英 alibi）現場不在證明。

アルピニスト（獨 alpinist）(1)アルプス登山家。(2)轉じて一般に高山登山家をいふ。

アンクル・サム（英 Uncle Sam）米國又は米國人を指す俗稱。

アングロ・サクソン（英 Anglo-Saxon）(1)イギリス人の祖先となつたチュートン族の一分派。(2)汎くイギリス人。

アンコール（佛 encore）禮奏などゝ譯す。音樂家がうまく歌ひ又は奏したとき、聽衆が拍手する、それの御禮の意味で今一度歌ひ又は奏すること。

アンサンブル（佛 ensemble）(1)一緒。(2)數人又は數十人で一緒に歌つたり奏したりすること。

アンチ（佛 anti）反抗、反對の意を示す接頭語。

アンパイヤー（英 umpire）審判官。

イ

イーヴ（英 eve）(1)夕、晩。(2)祭日の前晩。クリスマス・イーヴといへばクリスマスの前晩の事である。

イット（英 it）女性のもつあれ。性的魅力。

イデオロギー（獨 Ideologie）ある社會集團の特有の物の見方考へ方をいふ。しかし單にイデオロギーを以て社會主義的乃至左翼的イデオロギーを意味させる場合が屢ある。

イニシアル（英 initial）姓名の頭文字、文章の初の文字。

イメージ（英 image）像、偶像。

イリュージョン（英 illusion）幻想、幻影。

インヴォイス（英 invoice）輸出貨物の送狀。

インスピレーション（英 inspiration）靈感とか神與とかと譯す、藝術家が創作をなす場合などに突然不可思議な力が湧いて來て、素晴らしい作品が出來たりすること。

インターカレッジ（英 intercollege）大學又は專門學校相互間といふ意。

インターナショナル（英 international）(1)國際的の意。(2)無產階級の國際的團結。

インドア・ゲーム（英 indoor-game）室内遊戲。

イニング（英 inning）野球やクリケットで試合の回をいふ。ラストイニングは最終回。

インプレッション（英 impression）印象。

ウ

ヴアージン（英 virgin）處女。

ヴアージン・ソイル（英 virgin-soil）處女地、未開拓地。

ヴアーニシング・クリーム（英 Vanishing cream）無脂肪性化粧クリーム。

ヴアリエテ（佛 variété）諸演藝大會。

ヴアンパイア（英 vampire）妖婦、略してヴアンプともいふ。

ウイーク・エンド（英 week-end）週末。土曜日半日から日曜にかけての期間。

ウイット（英 wit）機智 洒落。

ヴオーカリスト（英 vocalist）聲樂家。

ヴオードヴィル（佛 Vaudeville）(1)滑稽諷刺的の内容を有つた簡單なフランス歌曲。各種の演藝を取混ぜた寄席式の演藝會。

ウオーミング・アップ（英 warming-up）試合の始まる前にする肩ならし、足ならしをいふ。

ウルトラ（英 ultra）「超」とか又は「極端」といふ意味の接頭語。

エ

エーア・ガール（英 air-girl）旅客飛行機に乘り込んで、旅客のサービスをする女。

⊙選句所感

選後所感として、毎號のやうにその三才句について選者の鑑賞を述べて來たが今月は方面を變へて採れなかつた句のうちの、あるものについて所見を述べることにする。句をよく味到すること即ち鑑賞の眼を高めることは、作句の場合に非常に役立つものであることは云ふまでもない。作句と同時に正しき鑑賞を忘れてはならない。だから古今の名句を多く讀んで、よく鑑賞することは常に必要なことである。そして次に擧ける句の如きはいづれも鑑賞を誤り易い句である。

□

縮まつて寢る夜に延びる氷柱哉
寢たる子を寢ろと起すや炬燵哉

此の二句は全然同趣向である。そして句の視ひどころは縮まるに對して延びる、寢たに對して寢ろといふところにある。然しこの對照は隨分古いもので、現代の吾等の感興にあづからぬものだ。これは趣向の遊戲なので、人間の情感に直接に訴へるところは少しもない。理智の所産でない、だからこれらの句に價値を認めることは出來ない。

毒にして蜜柑に代へる乳房かな

これも理智的な句だ。前の句が趣向に凝つて價値を失してゐるのに對して、これは人情を出し過ぎて卑俗に陷つたものである。斯う表面に出して來ると、嫌味となる。

只何ンのその風なりの柳かな

これは言葉の遊戲以外に何物も持つてゐない句だ。馬鹿に調子つけてゐるが、言葉が皆な遊んでゐて、實景實情に觸れて來ない。上から中七へかけてたゞ調子をつけるだけの飾り物に終つてゐる。

町近くなる程廣し雪の道

これも理智の句である、町近くなるに從つて人馬の往復も繁く、自然と雪の中についた道も廣いといふ、そのことに何の詩もない。

心ある人に笑むな梅の花

この類が一番多くある句である。鹿爪らしく、そして實は獨り合點に陷つてゐるものである。かゝる小主觀を出すことは絶對禁物と心得て差支ない。梅の枝を折つたの

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天地人

雪の原犬に追はるゝ鴉かな　大曲　船風
積み上げて庇にとゞく初荷かな　市谷　雨晴
大凧や秩父三ツ峰遠晴れて　八王子　蕪菁
時雨るゝや沖の白帆に照る日影　水戸　皎月
小屋に來て馬呼んで見る夜寒かな　名古屋　双葉
嫁が君海老の一と髯落し去る　大田　雄心
初雞や湖を挾んで啼きかはす　大曲　華白
門締めて大きく一つ嚔かな　咸興　峰月

佳作

行軍の隊伍を襲ふ吹雪かな　青森　窓洲
草の芽や堤に寒き風のある　橋通　靈雪

鷲や雫靜かなる山の寺　同　女とめ
雪解水泡れずに流れけり　小菅　寛山
裏道を走る女や年の暮　奈良　松葉
樋の口の大きかりけり水涸るゝ　松山　秀多楼
俛び住みの小さき飾りに年明けぬ　大阪　可々
蜘蛛の巢にかかる落葉や山社　千葉　呑天子
時雨るるやひた〳〵走る幌俥　大曲　初旒
初鶏や夜の離れ行く山の色　同　初歩
春風の辻に花賣る乙女かな　金澤　若水
面深く包みて出でし夜番かな　甲府　夕雨
春泥や列を亂して行く兵士　宮城　宮童
茶の花をこぼして立ちし雀かな　福岡　琴松
店番の雜誌讀みゐる火針かな　同　其丸
神苑の大杉漏るゝ初日かな　三重　簫火
籠よりより別れ〳〵や探梅行　松山　石村史
戀猫の汚れて戻る夜明かな　集鳴　大洋
積み上げし年木に繩をかけにけり　福岡　四友
砂入れて庭新しく水仙花　福岡　叫醉
水仙や日南によれる親子鶲　同　樸城
来賣つて戻る小荷駄や寒の雨　青森　紫淵
明けそむる島の鎭守や鶏の聲　馬山　華月
冬晴や群がり騖ぐ洲の鴉　大曲　泰山
初詣大きく鈴を鳴らしけり　同　呑洋

を見て心なき人と思ふことは出來るが、この句のやうに梅の代辯をしたところで、梅はそれを甚だ迷惑とするに違ひない。これは實景でもなく、實情でもない、梅が心ある人と無い人とをよく知つて開いたり、また閉ぢたりするか、である。考へて見れば馬鹿々々しく空々しい話であらう。何か其處に勿体をつけやうとする心がこの曲藝となる。句にひと癖なければ俳句らしくないと考へられたのは最も俳人の墮落した時代のことだつたので、このひと癖が小主觀なのである。小主觀は排さなければならぬ、從つてひと癖も排すのである。

何よりの焚火馳走や雪の宿

何故焚火のさまを描寫しなかつたのか、表現の如何によつては充分にいい句境を見せながら「焚火馳走」などゝ、御丁寧な說明附にしてゐるのか。

この位で止めておくが、斯う觀てくると事物に接觸して受けた感興を、理智的に表はすか、說明するか、さもなければ小主觀人情的であることが知れる。其處で繰り返して置きたいのは、高くまた深き詩情を養つて、事物に觸れた時のその詩情を、生々と再現して欲しいといふことである。

初雪に南天の實の赤さかな　高松谷水
月落ちし蒙古の闇や大吹雪　元山流星
竹の下くゞり行く子や今朝の雪　奈良小草
冬ざれや札のみ殘る花畑　群山苓洲
千桶の庭に轉がる冬日かな　三重布素兒
夜の雪や門にて叩く下駄の音　横手弧兒
春潮の滿ち浮びぬ塵芥　三重まもる
芥燒く煙まぎるゝ霞かな　靜岡如竹
麥踏みや山裾畑の風寒く　市谷上州
燃えさかるどんどに騷ぐ人輪かな　新義州不望
銃音の谺冴ゆるや雪の山　京都眞琴
ひとしきり池に落ちけり枝の雪　咸興不鳴
寄宿兒に餅の小包送りけり　飯田葉椰子
麗かやあてなく出でゝ野を步む　富山竹伎
裏口を高く塞げり冬ごもり　旭川耕春
鉢植の梅苦深き老木かな　小菅雨城
雛鷄を放ちし庭や木の芽ふく　大阪龍門兒
水道に卷きたる菰や大氷柱　大邱不老
書初の子に墨磨りて遣りにけり　上田眞田
霜踏んで鳴く聲高し朝の鷄　市谷雀甫
庭の松雪を被りて丸きかな　米澤千歲
冬寂びや灯さずにある庭燈籠　三重筐聲
落の臺摘まむと寒き風に出し　大阪柏谷



◇近代的刑務官への待望

森島勇

頑固な石頭の所有者である所謂先生方は刑罰は兎に角應報であると云はれる。之は實證學派及び之に屬する吾々實務家の慊焉する所である。刑は教育であると云ふことは、今や已に机上の空論として雲烟過眼視することは許されない事實となつた。

近代的刑務官は刑務官であると同時に教師であり、教誨師であり、將又作業技師である。斯かる人々が應報的な思想を以て、人に對すべきでないと同樣に、吾吾刑務官は應報の觀念を以て犯罪人を取扱つてはならない。

近代的刑務官たるの要素は何も頭をハイカラにし顏にクリームを塗り、處遇としては單に受刑者を丸め込めば良いと云ふのではない。教育家、宗教家を前提とすべき尊い職務である。教育家であることを念頭に置いて、吾々の素行を矯め、野卑な言語を謹しみ、一意專心犯罪人を敎化せんと試むべく精進したいものである。

犯罪人を改善せしめるのが行刑の目的である以上先づ吾吾は第一に彼等受刑者を敎化し累犯を防遏することが必要不可缺なる任務である。之を具體的に爲すには、受刑者の名譽を重んずることに依つて初めて完成する。云ひ換ふれば受刑者に對する時には、ワルター、ルツの云つた如く其心を捕へるのが重要なることである。受刑者の憂に吾も泣き、受刑者の喜に吾も笑ふの寬容があらねばならぬ。然らずして只單に職業的に、受刑者を其刑期丈收容し、滿期に成れば之を刑務所から釋放してやると云ふに過ぎないならば、刑務官は宛然宿屋の亭主と何等異る所はないのである。吾々は、ともすれば受刑者をへこましたことを誇り、威嚇することを以て職業柄當然のことであると考へたがるものである。然し近時の素養あり敎養あるインテリ刑務官は之を決して妥當なる處置と認識するものでない。近頃各方面より刑務官が入込んで來て刑務界の覇者を以て任ずる傾が多い、而して何れも敎育刑を盾として奮進しつゝあるは、社會化され、科學化され行く行刑界の爲に喜ばしきことである。然し或一部の人々は刑務所では團體處遇(Massenbehandlung)を行はねばならぬから、刑務官吏が個々の受刑者を敎化改善するに到底不可能事であり、至難の事業であると論難する。尤も敎育學的に觀察すれば、全犯罪人を改善良導さすのが目的であるが、更に百尺竿頭一步を進めて考察すれば一惡人を刑務所と云ふ工場で打つて、眞人間に鍛え善心に立歸らしめる丈であつても滿足すべきであらう。何とならば僅か一人でも完全に改善され、社會に復歸されたならば確かに此世から一人の惡人が

滅つたことになるからである。多數の犯罪人の中には必ずしも改善不能な所謂丙種に屬する者ばかりがゐるのではない、否惟ふに極惡人の中にこそ、惡にも强ければ善にも强い底の人間が多い、荀子は曾て「人間の性は惡である」と云つたことであつた。だが鐵を打つて火にする如く、惡も打てば善の昔に甦へるものである。疲れ果てた受刑者の心中にも善の焰は燃えてゐる。善良なる人間の正道を踏みしめたい欲望が汲々としてゐる。或犯罪人が刑務官の偉大なる人格に敬服し、他日出所の後に累犯に陷入らず一生を平和に暮し得たならば、夫は刑務官の人格の感化が然らしめたのである。或人が空に向つて當もなく放つた矢が、野を越え林を過ぎ森の中の一本の小さい樫の木に命中したのである。それから、數十年經つた時に其人が偶然其森を過ぎて其樫の木を發見した時に、矢張り小さい樫の木であつた頃に、命中した儘で成長し、依然として矢が深く進入してゐたのである、斯の如く一本の樫が數十年經てからでも、昔の儘の矢を抱いた儘成長する如く、吾々の片言隻句たりと雖も受刑者の柔い腦徹には强く激しくピンと響くものである。だから私共は常に彼等に對するに人として且つ同胞として、常に其名譽を重んじ、同情の眼を以て對峙するならば必ずや立所に受刑者の心を和げ善心に甦らしめることは充分可能であらう、從つて近代的刑務官の中から偉大なる宗教家が現れ、素振らしい教育家又は人格者が序々に出現するのも當然自明の理である。否、私は寧ろ刑務界中から、即ち近代的刑務官中から近き將來かゝる圓滿なる人格者が多數に顯れることを待望するものである。さすれば前途多難なる犯罪人教化事業も益々社會化され、科學化され文化國の行刑を改良の彼岸に導き得るであらうと信ずるのである。

◇信書發受の奬勵に就て

滋賀　廣畔生

自由を剝奪して刑罰執行の目的を達せんが爲、受刑者には社交的關係を絶たしめなければならない。然れ共家族の關係若ば入所前に於ける正しき關係ある者にして釋放後良民生活を爲すに必要なる人所謂釋放後の保護關係者又は親族、故舊教師、僧侶等との交通は行刑の目的に反することはない、故に苟も道義に適ひ敎化上益することを認めたものは、行刑紀律を保つに必要なる範圍に於て之を許し若くは時宜に依り之を奬勵せなければならない。

其の交通の方法として收容者に對し接見と信書の發受を許されて居るのである。

二

往々受刑者中には刑務所に入所と云ふ事を恥ぢ、父の怒を怖れ或ひは兄弟の面目を顧み溫情ある父兄の來信に對し返信を怠り、或ひは甚敷きに於ては　自己の消息を父兄に通信を爲さず。爲めに兄弟或ひは家庭との意思疎通を缺き、釋放後賴るべき道もなく、再犯に陷らなければならない者が多くあるのである。故に受

刑者に對しては、規定に許さるゝ範圍内に於て信書の授受に就き奬勵を爲さなければならない。

三

收容者が賞狀を授與せられたる時、或ひは父母の命日、或ひは子女の誕生日、或ひは疾病に罹りたる時、同じく全快を爲したる時、或ひは國民として祝福せなければならぬ國祭日、或ひは十二月三十一日の大晦日、又は新年等に於て信書の發送を奬勵し家庭との融和を計るは、行刑の效果大なるものがあると信ず。恰も右の事項は丁度收容者が父母の許に遣ひ敎誨師が讀經を爲し其の場に於て敎誨を施すと同樣、否それ以上の敎化上好影響を與へるものである。故にわれわれ擔當看守として爲す事が出來得る信書の奬勵に就いて充分努力致し度きものである。

四

然るに往々其の刑期内家庭に對し、一回の通信も爲さゞりし者を見受け甚だ遺憾とする處である。且又それが爲め次の如き失態を生じたるを事實見受けたるを以て、其の信書の奬勵と云ふ事に付非常に肝要なるを今更感じ、敢て一筆するものである。

五

S刑務所へ役場からの通知により、本人の母親が釋放引取りの爲め出頭し來りたるを以て、調査するに該當者なく出頭者に付種々問合せるに保護會の誤謬にて釋放刑務所が相違して居つたのである。其の時出迎に來た母親の言によれば「本人は二年程前家を出たので四方心當りを捜査するに見當らず、一ケ月半程前保護會より通知が參り、始めて刑務所に御厄介になつて居る事が判りました」と悲しい樣な嬉しい樣な顏と言葉であつた。

この場合收容者さへ家庭に對し、通信をして置けば斯る失態を演ずる事はなかつただらうに、幸にして其の手によつて、釋放刑務所の親切なる役人の息子と出會し無事引取る事は出來たが、何故刑務所の役人も本人をしてその家庭に對し一回だに通信を爲さしめなかつたであらうか？。

われわれ擔當看守として、爲す事の出來得る最もよき敎化の一方法、忘るゝ事なく怠らなく邦家の爲め充分盡力し樣ではないか。

又筆者の經驗する處によれば、移送により執行刑務所が移動したるも其文通先（家庭）へ通知を發せざりし爲め、接見の際接見人は移送前の刑務所に出頭する場合を多々見受けらるゝのである。故に移送等により執行刑務所に移動を生じたる時は、移送と同時にその通知狀を發送せしむべきではないか感じたまゝ……。

◇反則行爲の受刑者に反省起立を認められては如何

高知　森本生

人の一生は遠き路行く旅の如く其の日其の日の行事を終りて宿の床に就き自己の行程、諸現象を回顧しつゝ又翌日の旅を續くる其の間に喜怒哀樂はこもごも起りて我等を試練する。人生の旅行がくの

矯正図書館

如し刑務所も一小社會にして、不斷の旅行の途中彼等をして、常に自己の修養に專念せしめざるべからず。近時行刑も敎育なりと云ふ、彼等に自覺自重自制心喚起の源動力のみを與へ、然して自發的悔悟に依りて、社會生活に復歸する樣促進せしむべきなりと愚惑する。其の一小手段として反則者に對し反省起立を認められては如何、現在監獄法執行規則第五十九條に、在監者規律違反に對する懲罰を明示され、六十條に十二ケ條の懲罰を規定さる、此れ即ち彼等受刑者規律の維持と規律遵守の觀念は引いては國法の遵守すべき觀念を喚起せしめ、併て反省悔悟の源動力となさんが爲なり。然れ共輕微なる反則行爲に對しても、直ちに以つて懲罰を科せんか、反つて彼等の希望を消失せしむるに至るべく、かくては行刑の目的に反する事あるが爲めに、懲罰を科す迄に至らざる反省手段として、就寢前反省起立を行はしむるこそ至大の效果ありと思考する。何となれば一日の勞働を終りて身心共に疲勞し、舍房に歸りて靜かに同囚の寢息を聞く時こそ彼等に取りては一番感慨深き時なればなり。想は鄕里の妻子の身上、年老いし父母を氣遣ひ自己の今迄の人生行旅を想起して、悔悟の淚にくるゝも此の時なるべし、其の時間中に於て其の日の反則行爲の爲に反省起立に處せられて起立する時、彼等の心情果して如何、同囚は勞務につかれて靜かなる眠に入りて夢は鄕里にあるに自己はかくの如く起立の身靜かに其一日自己の行跡を想起する時良心の呵責反省の情勃然と湧き出るであらう。あまりにも見苦しき自己の姿よ今頃は子供は眠に就きし頃か、此の父の姿を見よ如何に見苦しきか此れで人の父として價値ありや。此れではならぬとそこに自覺心猛然と胸底に崩芽するならん。社會に於て住むに家なく妻子無く刑務所より刑務所にと轉々入所して、家庭生活をなしたる事なき再犯者は特に同囚間の交情、偏狹的優越感強く如何にも自己は學問才能に秀でしが如く、到底自己の頭腦にて見解する事の出來ざる書籍を持ちて、他囚よりそれを見らるゝ事によりて、一種の喜悅に浸る見榮坊多し、かくの如き受刑者が同囚の側で反省起立を命ぜられる時の心情痛切ではなからうか、他囚に對する優越感も立所に消滅し、最初は官吏に對し反抗心を抱く者ありとも、同囚は眠り自己の感情の靜る時良心の呵責を受けるは、初犯者と大差なし待るゝ身より待つ身のつらさと昔より云ふ。待つ身の時間の長くて苦痛なるは我等も體驗せる處でありまして、終日の勞務に疲勞し歸房せしも反則行爲の爲めに起立を命ぜられ、一種の羞恥心自尊心其の他混合的感情に支配せられ乍ら起立する時間の長く苦痛なるは云はずもがな、如何なる彼も規則遵守の感念を感起すると共に、他囚に於ても同囚の切なる胸中を感受して、自らも又謹愼するは言を待たず、爲めに所內の秩序は維持せられるゝに至ると同時に、彼等は必然的に自覺自制心を喚起して、以つて一日一善の修養を積む源動力となるべし。かく述れば書間の違法行爲を就寢時迄延期する時は、時期を失すると云ふや

も知らざれ共、時期を失する事少しも無く、前述の如く一日の行事を就寢後顧て本日はかくかくの事をなし、氣持善くあの件は心苦し、明日こそは良心の呵責を受る事なく終らんと、即ち一日の計算時にして此時行ふは最も時期に適すと考察す。且つ又起立は彼等受刑者の身分帳行狀等を傷る事なき良手段なり、然れ共其の執行時間長きに過ぎてはかへつて、效果なきのみならず弊害を生ずるに至るべく、最長三時間を越ざるを可なりとす。何となれば反省起立の目的は比較的輕微なるとも、其の結果の大なるを豫想する反則行爲に對する手段なると共に、彼等長時間の勞務に服せしものなれば、其の身心の疲勞の程度其の他を考慮すればなり、以上述べたる如く反則者に對し、反省起立は至大の效果ありとするも、一にも二にも反省起立と云ふにあらずして、即ち反則行爲の起因程度重輕個性を適切に考慮し、其の執行方法に遺憾なきを期してこそ、終局の目的を達すべく併て現代行刑の趣旨に添ふものなりと愚惑する次第である。

◇未決拘禁者の敎誨に就て

福岡　荒木生

心理的考察上未決拘禁中に於る訓諭乃至は敎誨等の感受性が、既決囚に比して濃厚且效果的なる事は最早論定せる事實である。所謂未決拘禁時期特有の心理作用に呼應して、眞に迫る精神的感動をせしむるに於て、永劫忘るゝことの出來ない深き印象及び鞏固なる悔悟、改悛の念を抱く動機となり延いては、將來斯かる境遇が再發せんとするとき反省を促す歷史的敎訓となるべきではあるまいか。

然るに此の效果的な而も行刑の門戶であるべき未決拘禁中に於ては、比較的精神的善導策は重要視せられてゐないと云ふも敢て過言ではないと思ふ。勿論法規の觀よりたる敎誨敎育は受刑者に對し絕對性とし其他は抽象的に相對性を認めてゐるのであるが、兩者の拘禁性質を異にし未決拘禁そのものが刑罰の執行に非ざれば相對的請願に依る敎誨を認むる點は、蓋し立法技術に於て毫も批判を加ふるの餘地はない、而して未決拘禁と雖も行刑の範圍である、しかも敎化をモットーとする行刑の大精神に立脚して容觀的に之を凝視すれば、曾自由刑執行の分野を組成する敎誨敎育とは謂へ、拘禁性の異る所以を以て偏見差別するは、改善動機の心的作用に對する無見解にして好期を逸する無謀策ならんやと愚考せざるを得ないのである。要は法規の運用範圍及び實問題となるのである。

本來行刑上に於る精神的改善機關としては敎誨否敎務が其重點となつてゐる。恐らく受刑者の眞に信賴するは敎務であり、慰安、安心、希望、改悛等の心機轉換更生の端緒、多くは敎誨に端を發するものであると思ふ、如斯受刑者に對して感動を與ふる敎誨及其他の手段を、未決囚に對しても之を普遍的に行ふに於て、既決囚に對する半減の勞を以て所期の目的を達することを得べしと愚考するので

矯正図書館

ある。即ち前述したる如く心理作用の反應性を多分に有する時期なるが故である。試みに既決囚と未決囚との教誨等に對する、心的作用の改善過程を對比すれば前者の多くは未決時代に於る不安狀態が、裁判の確定に因り刑期の滿了といふ打算的安價な希望に驅られ、敎化を期する上に心境的機を得るに至難である、故に私は之を注入的敎誨と名命ける、而して後者と雖も多くは受刑者の前身ではあるがデリケートな心境に於る敎化は恰も旱天に於る雨の如く兩者互に渇仰して改悛の基礎的大精神を確立し、自發的改悛精神瀰漫となり、而して受刑の分門に入るが故に、前者に比して受刑中の敎化程度も一層效果顯著である、故に之を受動的敎誨と名命ける。

然れども現在未決囚の多くは支所拘禁であるが、小規模なる未決拘禁者のみの支所に於ては特殊なるを除くの外殆ど敎誨師の配屬なく、本所其他の敎誨師の派遣を以て充てゝゐる樣である。しかして支所に於る未決囚の敎誨及び科刑の程度に至らざる犯罪の釋放者保護に關する事務をも分掌處理するには、現在職員の配屬關係を一考すべきであると思ふ、要するに約言すれば未決拘禁者に敎化の基本たるべき敎誨の重點を置くを强調するのである。

玆に於て未決拘禁中に於る、感受性旺盛なる時期に、敎誨を施すことに依つて彼等は最も堅固なる改心の動機を得る事は明である。果せる哉彼等が之れによつて改悛の情を顯しそして夫れが、裁判官に認められたる場合、執行猶豫若くは減刑其他の恩典に浴したとすれば、其の敎誨たるや更生の指針なると共に偉大なる敎誨といふべく、必ずしも不可能なことではないのである。

次に現行制度上、敎誨に對する法規運用の註譯問題として、未決拘禁者が敎誨を請願せざるの故を以て之を施さないとすれば、之は餘りにも立法精神を無視した放任行爲ではあるまいかと思ふ、即ち入所當初に於る大部分殊に初犯者等に於ては、敎誨は勿論刑務所を牢獄視し、只或る種の恐怖と懊惱自責の念に耐え兼ねてゐるが故に、此の機を逸せず個人的に行刑の精神と理解を得せしめ、而して敎誨を試み、此の場合に於て敎誨を肯せざるものゝみをして、敎誨を請願せざるものと看做を爲當なりと信ず。

かくて未決拘禁中に於る根本的改悛の動機を喚起し、已に更生の希望に輝きつゝ、刑罰執行の第一歩を踏破するに於ては、行刑成績の向上は勿論未決拘禁者の共通心理たる自殺、逃走等の防遏一助ともならざるやと愚考するものである。

終りに菲才愚論を以て敎務の容喙を諒とせられたい。

◇我が鍛冶工場

豐多摩　平林重司

飛行機により俯瞰したなら、城廓の東側中央部、モダーン建築の中に一番古めかしい、和洋折衷の建物がある。其れこそ我が眞愛なる鍛冶工場である。東にはレールを隔てゝ直ぐ城壁が嚴めしく、突

つ立つてゐる。南方は壁一重で廠工に接し北西兩面は開けて畑續きだ、蠶豆が此の寒空に青々として、來るべき春を待つてゐる。花咲く頃こそ愛めしい城壁を、ものともせず蜂や蜜蜂が群がり訪れて、切ない思ひの彼等を幾分でも慰めて呉れる事であらう、うるさかつたモーターの音も近頃馴れて來た、其の音を利用して私など彼等の話しすら聞き分けられるやうになつた。去年の六月鍛冶工擔當を命ずに一すぎよつとせざるを得なかつた、餘り其處で働らいてゐるもの、油じみた衣類、汚れた顏、眞黒な手足、凄い奏見るからに獰猛さうな彼等と、今迄の自らの生活が職工を理解する時が少なかつた爲めと、殊に鍛冶屋職人？　自らの頭に餘り印象良く映つてゐなかつた故でもあらう。

然し其の後自分の豫期せざるものを發見して今愉悅に浸つてゐる。彼等には衣類の油も顏の汚れも、眞黒な手足も他人の目に何と映じやう共、何等其處に苦痛がないのである。たゞ自らの職業に否憂術に全身全靈を打ち込んでゐるのみ、どうしたなら、より良く出來やうか、どんな風にしたら自分自身の意志表示が出來やうか、昔し津田越前守助直が直助の時大野九郎兵衞に武士の魂たる帶刀を辱められた我主小野寺十內の仇を報ずべく其れには、小身者の我主に名刀を鍛へて捧ぐるこそ、我が務めと、寢食を忘れて箸や茶碗をたゝいてまで、其の術をえとくして師匠に秘術をぬすむ間者とまで、疑れる程の腕前となつた、其の意氣と何等異る所がない。さうして扉、刀、錠前、鐵力細具の類まで出來上るのだ、靈に生きるものには形態には構つてゐられない其處に職人の尊さを見出し崇高の念が湧いてくるのだ。

しかし此の工場は特殊の技能者だけに特別かも知れない、自分は其の尊き意氣を溫く育てなければならない。又育てるこそ刑務官の責任でなければならぬと思ふ時、重大なる責務に身の息苦しささへ感じて來た。モーターは相變らずうなる彼等よ健かに育て？

自分は眞愛なる鍛冶工場の發展するやう祈つて止まない。

◇偶感

青森　蘭山生

行刑とは何か？　犯罪者を一定の期間拘禁して生命身體を保持し　犯罪者を矯正し訓練して二度と犯罪を累ぬる事なき立派な人として改善する事業である。即ち行刑とは犯罪者を社會有用の人物として改善する機關である。故に此の犯罪者の生命身體を完全に保持し行刑の目的たる改善を完ふせんと欲せば先づ以つて處遇の適切、戒護の充實、此の二點に重きを置かねばならぬと思ふ。何故なれば彼等犯罪者の生命身體は戒護の充實に依つて完全に保持され行くものであり、適切なる處遇は改善作用を爲すものなればである、故に此の二點は兩者歩調を揃へて進められねばならぬ。現今時代の進化と共に總てが改善の爲に進められ、學者並に實務家の間に多年懸案であつた作業時

三の短縮も遂に其の解決實現を見、又法規の或一部も改正せられ犯罪者の處遇に就ては大分に緩和された事は國家刑政の爲め喜ばしい次第である。

然るに此の法規改正に依り處遇は確に緩和されたのであるが、前に述べた戒護の充實と云ふ點より觀て甚だ當を得ないものが出來たのでなからうかを思ふのである。即ち改正法規中監獄法施行規則第百二十七條は『典獄ニ於テ敎化上其他必要アリト認メタルトキハ受刑者ノ接見ニ付立會ヲ爲サシメザルコトヲ得』斯く規定されたのである。尤も此の規定は彼等犯罪者を眞に改善する意味に於て、彼等の凡ゆる不自由を斟酌され刑務官の立會接見は彼等として思ふ存分の意義深い接見は望まれぬ……とあつて處遇の必要上斯く規定されたのであらうが、此の規定に依り行刑の目的即ち眞の改善は成し遂げられたとは云はれない、却て行刑執行上其の結果甚だ危まれるに至るのでなからうかと思ふ。何故なれば此の規定適用に依つて既に彼等の安全地帶たる戒護が懸け離れて居るからである。戒護を離れては彼等の生命身體の完全は保證出來ない。而して又此の立會なき接見に於ては必ずや事故發生を豫想せねばならぬのである。

刑務所の重大事故と云はれる逃走、縱死、火災、盜難の失態事故の發生も一に此の戒護の缺陷に依る結果に外ならないのである。故に彼等を眞に改善せんと欲せば何より先づ彼等犯罪者の生命身體を完全ならしめ、然る後適切なる處遇を以つて彼等を敎育指導して行刑終局の目的改善へと進められねばならぬ。

親愛なる讀者諸氏よ此の規定は お互充分に味ふべき問題であるまいか？ 若し萬一此の規定適用に依つて事故發生したりとせば誰が其の責を負ふべきか、戒護主任の責であるべきか、又敎務主任の責であるべきか、將又所長の責任であるべきかが問題である。此の際行刑當局に於ては充分是れに付き研究され、此の責は誰のものであるかを明かにする必要あるを感ずるのである。

ヂユネーブの委員
共にディスアーム(軍縮)しろと求めるのは
恰も雪の中へ出て行く彼等にオーバーコートを脫いで行けと
曰ふようなものである。

米國上院議員
ウイル・ローヂヤース



家庭の頁

爪と健康

爪に現れる
―病氣の有無―

近年身だしなみの上から、爪といふものに關心を持たれる樣になつた事は喜ばしい事です。爪をきれいに保つといふ事は、美粧の上からのみでなく健康を欲する意味からも必要であつて、爪のきれいであるといふ事は、その人の健康であるといふ事を現はし、爪のきたないといふ事は不健康を意味するものであります。即ち爪は健康のバロメーターといつても差支へないので皆樣が、次の事實を知られる事によつて凡てを御了解なさる事と思ひます。一體健康體の爪とはどんなものである？それは指と調和した形を保ち、適當の硬さがあり、三日月が現はれて、滑らかでありマニキュアをした爪の如く紅色を帶びた光澤あるものでなければなりません。爪の形についていふとその形によつてその人のかゝりやすい病氣を、知る事が出來ます。心臟病にかゝりやすい人、肺の疾患におかされやすい人、氣管支に故障ある人、麻痺性の病氣にかゝりやすい人等大體判斷し得られるのです。爪の硬さといふ事について申しますと、健康體の人にあつては爪は八ケ月を以て拔け變るものです。中等度の衰弱の人のは、四ケ月で拔けかはるし強度の衰弱になると、二ケ月で拔けかはるのです。故に爪の硬さによつてもその人の健康狀態がわかるのです。所謂爪の三日月は、はつきり現はれてゐなければなりません。併しその三日月が、爪の全長の半以上に達した時は、腦溢血にかゝる恐れがあるから注意する必要があります。若し三日月がない場合は、その人は心臟が弱いか小腸に故障ある人です。併し兩方の母指に現はれて居ればそれで十分です。他の指のは隱れてゐる場合がある。次に爪は滑らかであつてたてしわや、よこしわある場合は、心臟が弱いか、皮膚の弱い人である よこしわのあるのは、寄生虫のゐる證據である。このよこしわは六、八、十、十二といつた、き

刑政第45巻第3号
矯正図書館

まつた數を、現はしてゐます。理由不明で痩せる場合には、多くは寄生虫の發生によることが多いから、直に寄生虫の有無を檢査して、これが驅除をなし、マニキュアを施さなくても、美麗なる爪を有し、併せて眞の健康にある必要があります。

食料品の買方

費用を五分して買ふ

これは外國の家庭生活

最近ワシントンにある家庭經濟調査局において、最も經濟的な食品購入法なるものを一般に公表し、家庭生活特に臺所合理化の一方法を提示した。同案によれば、家庭における食料購入費を最も有效に使はうとすれば、これを大體五分しその五分した各部分の金額で、各種の異つた食品を購入すべきで、かくすれば衞生上においても大いに好結果を收め得るといふのである。そして若し家内に子供のある場合に、特にその點を考慮すべきで、例へばかうするが良いとて一つの模範的な食料買入法が示されてゐる、曰く

一、食料買入費の二割五分をミルク及びチーズの買入に充てる

一、二割乃至二割五分を野菜と果實費に充てる

一、一割五分乃至二割をパン及び穀類費とする

一、一割五分乃至二割をパター、ラードその他の脂肪類及び砂糖類購入に充てる

一、一割五分乃至二割を肉類、魚類、鷄卵費とするなほ子供がなく、大人ばかりの家庭では、右の中ミルクとチーズの費用を減じ、その金額を野菜と果實類の增額にあてるべきであるとせられてゐる。

日本獨特の漬物の風味と榮養

これほど滋養にとんだ輕い食物は外にない

漬物は何によらず、食物としては特別の風味のため食慾が增します。また我々は食物として食鹽はぜひとらねばならぬものであるが之をそのまゝなめても一向おいしくありませんが、漬物といふ形にして、その中に含ませて食べ

るといふ事に、かなり大きい意味があります。またわれ〳〵は便通をよくするため纖維質のものが必要ですが、漬物は腸の蠕動を起し、便通をよくし、まことに結構です。さらにもう一つ漬物の重大なことは、近ごろ世間でいふヴイタミンの供源としてゝありまます。たとへば脚氣を防ぐためのヴイタミンの如きは野菜に豐富にあり、また壞血病を防ぐヴイタミンCも野菜には多量に含まれてをりますが、漬物は、かういふものをわれ〳〵に充分攝取させてくれます。また今まで比較的氣付かずにゐてしかも極めて興味のあることは、糖で漬たものはその榮養價値において、もとの野菜よりも遙に豐富になつてゐる事でせう。これは糖の成分を分解し、それが野菜中にしみこんでゐるからです。これによると蛋白質類似の物質または脂肪の如きも著しく增加してゐます。即ち一方からいふと、そのまゝでは人間の食べられない糖を變じていゝ食品とするといふ事がいへます。しかし漬物を食べる方から注意すべきことは、あまり長く漬けて置くと、ヴイタミン類は非常に少くなります。もう一つ漬物の效能は酵素類が豐富なことであります。例へば澱粉質を消化するヂアスターゼ、蛋白質を消化するプロテアーゼなどが、相當に含んでゐます。

初めて解けた
牡蠣の謎
榮養素としてのを有する

我々の文明にはなくてならない命屬、しかし人體には非常な毒物とされてゐたのは銅でした。ところがごく最近のこと、銅こそ我々の人體には大切な榮養素である、補血劑としてなくてならない大切なものだといふことがさま〳〵な實驗報告と共にドイツの榮養學者によつていはれ出しました。そして我々の日常攝つてゐる種々な食品中にも銅が入つてゐる。その主なものは牡蠣をはじめ、穀類、果物、コヽア、チヨコレート、セロリー、牛の肝臟等々、でかうしたものは大いに攝るがよろしいといふのです。さてこそこれで穀類のよいことと（しかし精白すればする程含有量は減じるさうです）果物のよいこと、牡蠣のよいことの説明もはじめてついたわけです。ことに牡蠣などは昔から味覺からのみならず、非常に精力をつけるものだと病人にはぜひ食べさせてゐたものですが、分析して見ればグリコーゲンがあるといふとビタミンAとBとがあるといふぐらゐで、もてはやされて來た程にもない、はなはだ物足りない感じのものだつたのですが、これで遂にこの理由もはつきりとうなづけるやうになつたわけです。たゞ生でだけはいけません。お汁にするなりフライにするなり、熱は必ず通すやうにするとです

刑政第45巻第3号
矯正図書館

法律新報

第貳百八拾壹號　昭和七年二月十五日發行
毎月三回五の日發行

【法律新報】政黨政治の革新（山内主筆）
論　說】意思表示と公正證書に就て（二、公證人竹井小野右衞門）
【海外近事】科學探偵家に依る考古學上の鑑定（上、安東禾村生）
【雜　報】辯護士生活の回顧（其一、法學博士原嘉道）▲手形統一法（二）▲東京公證人會定期總會　▲二八會の生誕▲無題錄▲公共生活と辯護士
【漫　錄】司法生活四十年を顧みて（三、元大審院長牧野菊太郎）▲蚊涙錄（五四、辯護士森轍）▲趣味の法曹（布施辰治）
【判　例】例に依り大審院以下各裁判所判例を滿載す

東京市丸の内仲通三號館
發行所　法律新報社
定價一部金二十錢　送料五厘

法學志林

第三十四卷　第二號
二月一日發行
（毎月一回一日發行）
定價一册金五十錢　第三百九十號
（郵稅一册一錢五厘）

法律的消極主義……牧野英一
□刑法の改正運動と應報刑主義
國際法に於ける「承認」……松原一雄
プロイセンに於ける行刑の改革……エー・ハスキン
隱居の性質……藥師寺志光
刑法に於ける目的論的方法……木村龜二
新刊批評及思潮概觀
□法律における自由主義の發達（牧野英一）□斷種と法律（木村龜二）□裁判と文體（武藤文雄）□新刊短評八件□雜誌一瞥
二件
判例　民事八件　刑事　六件　行政　三件
歐文

□主權、所有權及刑罰の觀念の進化（續・完）（牧野英一）

東京市麹町區富士見町
發行所　法政大學
東京市神田區一ツ橋通町
一手販賣所　有斐閣
振替東京三七〇番

法律時報

昭和七年三月一日發行　第四卷　第三號

□卷頭言
小作調停と小作法案……横田正俊
最近に於ける我國農民運動の概觀……成田一郎
小作法案其他に關する質問に答へて——全國地方小作官・調停主任判事の回答——
讀後感……末弘嚴太郎
小作立法十年史……小野武夫
小作法案の沿革に關する資料
一、小作法案研究資料（小作制度調査委員會幹事私案）
二、小作調査會の答申要綱
A、小作法制定上規定すべき事項に關する要綱
B、舊慣永代小作整理要綱及小作法中永小作關係に關し規定すべき事項要綱
三、小作法案（第五十九議會提出）
有閑法學（二七）……穗積重遠
法律時觀……末弘嚴太郎
小町谷操三博士「海商法研究第三卷」……竹井廉
新刊批判
プロレタリア法律學の根本的課題
——奈良氏著「法律學の基礎概念」を評す——……田中康夫
資料
一、土地會社の定款實例（山梨土地株式會社・百濟農業合名會社）
二、請負耕作證書の實例（山梨縣・青森縣の例）
三、調停條項の實例（千葉縣・青森縣一覽表
四、昭和四・五・六年小作爭議一覽表
五、昭和四・五・六年申立小作調停事件一覽表
六、昭和四・五・六年小作官法外調停事件一覽表
○文獻月報（昭和六年十二月二十六日より昭和七年一月廿一日まで）……調査部
判例要旨……大審院民事……杉之原舜一
大審院刑事……木村龜二
行政裁判所……山之内一郎
法律相談……大平久雄
法律時報……調査部
新法令……調査部

東京丸ノ内ビルヂング　日本評論社　電話丸ノ内四一三一番　振替東京一六一四番

◉御宿泊料(二食付)貳圓五十錢均一
◇御入浴早朝ヨリ御隨意
◉客室卓上電話設置
◇夜間閑靜、總絹夜具
◉御手洗所各階水槽式
◉御手洗所各階水槽式
刑務協會指定
旅館 三幸館
東京市下谷區仲御徒町四ノ一八
(上野驛南口前通)
電話下谷 ㊦五〇七番
二、七九七番

編輯餘錄

□

練習生諸君が優秀なる成績を得て巣立つて行つた。彼らは行刑の新知識としてこれから行刑實戰に活躍せねばならぬのである。さうして、この種の刑務官が增えゆくことにわれらの行刑に世界的誇りがあるのである。

□

顧みれば一昨年のことだが世界に二つの刑務官教養に關する要望が投げられた。その一は同年八月のプラーグに於けるベネシュの聲明とその二は同年十月のルイスヴイルに於ける行刑宣言中の刑務官教養に關する聲明とである。

□

ルイスヴイルの宣言は全篇之れ行刑教育主義の指針である。しかし、行刑教育は行刑の衝に當るべき刑務官の人格と知識の如何によつて左右されるものである。その意味に於て行刑宣言は特に刑務官の教養を要望して居るのであるが、既にわが行刑に於てはその要望に答へること玆に二十三回目の練習生を送るのである。特に練習生諸君の自重を祈る。

□

滿蒙に大滿洲國の生れたる反面我が軍は猶上海の兵匪を擊滅すべく艱苦の眞只中にある。この時に於て行刑教育の向ふべき一點は何か。それは受刑者たちを君國の爲めに至誠奉公するの赤誠を表示せしむべきことこれである。

□

わが行刑當局は既にその一端として作業動員を令して作業の全能力を發揮せしめんとして居るが、この時に當り受刑者一同が渾身の努力を拂つつあるを見てわれわれは國家と個人との調和を目標として進みつつあるわれらの行刑教育主義が架空な理想にあらざることを痛感するものである。

□

行刑小話は筆者の都合により前號を以て中止することになつた。

昭和七年二月二十五日

——あき羅——

定價表
一冊(稅共) 金二十五錢
六冊(稅共) 金一圓五十錢
十二冊(稅共) 金三圓

廣告料
一等一頁 金五十圓
二等一頁 金四十圓
普通一頁 金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年二月廿八日印刷納本
昭和七年三月一日發行

編輯兼發行人 東京市麹町區西日比谷町一番地 伊藤忠次郎
印刷人 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地 竹田益平
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三四番地 刑務協會印刷部
發行所 東京市麹町區西日比谷町一番地 刑務協會
電話銀座 二三四四、三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

刑政第45巻第3号

矯正図書館

45e Année n° 3 Mars 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Kimura, K.—Des dèlinquants d'habitude au point de vue de la politique criminelle.

Muto, F.—Des personnes mentalement défectueuses au point de vue du droit pénal.

Nishina, M.—Du patronage des inculpés qui ont été sursis à la poursuite.

Mouvement des idées à l'étranger:

H. Vogelsang, Willensproblem und seine Bedeutung für die heilpädagogischen Bestrebungen im modernen Strafvollzug.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio